

通し 番号	条項	質問	回答
1	商品先物取引法施行規則(以下「施行規則」という。)第1条	本条で掲げられる商品先物取引業者(以下「商先業者」という。)、商品投資顧問業者、および商品先物取引法(以下「商先法」又は「法」という。)第2条第25第6号記載の商品取引所の会員等について、主務省のウェブサイト等で具体的名称、住所の確認が可能か。	現在、商品取引員及び商品投資顧問業者等の名称については、主務省のウェブサイトに掲載しておりますが、貴重なご意見として、今後の運用の参考にさせていただきます。
2	施行規則第1条第1項、第1条の6	商先業者、商品投資顧問業者、商品投資販売業者、特定商品デリバティブ取引業者について、主務省のウェブサイトにもその商号又は名称、所在地等を掲載してほしい。	
3	施行規則第1条	法第2条第15項の規定により「対象外店頭商品デリバティブ取引」に当たる行為を行う、あるいはその媒介代理を行う場合は、業規制や行為規制(例えば、契約締結前の書面の交付、取引成立時の書面交付義務、分離保管等)の対象とならないものと考えてよいのか。	商品先物取引業(以下「商先業」という。)の定義には該当しない行為に対する商先法の規定の適用の有無については、各規定の趣旨等に照らして判断されるべきものと考えられます。 例えば、商先業者が商先業の定義には該当しない行為を行う場合は、当該行為に関しては不当勧誘等の禁止規定(法第214条各号)等の勧誘規制や契約締結前の書面の交付、取引成立時の書面交付義務、分離保管の適用対象とはならないものと考えられます。
4	施行規則第1条第1項	特定資本金額が10億円未満の会社である当社子会社と店頭商品先物取引する場合においても、当社は法第190条による商先業者としての許可が必要か。また、取引相手先である当社子会社も商先業者としての許可が必要か。また、その子会社が海外法人である場合はどうか。	ご質問の趣旨が明らかではありませんが、子会社又は親会社との間で、法第2条第22項第5号に掲げる行為を行う場合、当該行為は、商先業には該当しません(商品先物取引法施行令(以下「施行令」という。)第2条第5号、施行規則第1条の4第1号及び第2号、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(以下「財務諸表等規則」という。)第8条第3項)。
5	施行規則第1条第1項	店頭商品デリバティブ取引の過去1年間に行った取引における想定元本の合計10億円以上の法人で、主務大臣に届出を行った者、を追加して頂きたい。	商先業の定義から除外される行為の範囲は、昨今の不適正事例等も踏まえ、委託者保護に真に支障がないと認められる範囲に限定することが適当と考えられるところ、顧客の店頭商品デリバティブ取引の想定元本の多寡によって保護の程度を異ならせることは適当ではないと考えられます。
6	施行規則第1条第1項	資本金が10億円未満の会社のうち、その親会社の資本金が10億円以上である会社、を追加して頂きたい。	ご意見を踏まえ、規定を修正します(施行規則第1条第1項第9号)。なお、ご意見の商品取引契約残高の意味にもありますが、取引量の多寡によって、一律に、高度の能力を有する者と位置付けることは適当ではないと考えられます。
7	施行規則第1条第1項7号・第1条第2項	資本金要件の10億円を緩和して欲しい。資本金1000万円以上の株式会社及び同種の法人とするか、資本金10億円以上の親会社を有する子会社、商品取引契約残高10億円以上の法人又は商品取扱高10億円以上の法人といった要件を追加することを検討して欲しい。	
8	施行規則第1条第1項第1号	「商先業者」は取り扱う物品により許可を受ける主務大臣が異なると思われるが、「商先業者」は許可を受ける主務大臣に関わらず、全て商品先物取引法施行規則案(以下「施行規則案」という。)第1条第1項第1号の「商品先物取引業者」に該当するという理解でよいのか。	貴見のとおりと考えられます。
9	施行規則第1条第1項第1号	主務大臣の許可、登録を受けた者(商先業者や商品投資顧問業者等)をウェブサイトに掲載する場合、許可を与える主務大臣の省庁の別に関わらず、掲載の業者名については、同一内容を同一時期に掲載して欲しい。	貴重なご意見として、今後の参考にさせていただきます。
10	施行規則第1条第1項第1号	ウェブサイトに掲載している商先業者リストの更新時期はどのようなタイミングで行うか明らかにして欲しい。また、例えば、商先業者である旨の確認は年に一度などの定期的な確認でよいのか。	ウェブサイト上の許可業者の一覧については、許可処分後速やかに掲載しており、今後も同様の運用を行う予定です。 なお、ご質問の「商先業者である旨の確認」とは、「顧客が商先業者であるか否かの確認」というご趣旨と理解しますが、顧客の属性の確認については、商先法上特段の確認方法は規定されていませんが、規定(法第2条第15項、第22項、施行規則第1条第1項)の位置付けにかんがみ、適時、合理的に確認する必要があると考えられます。顧客の属性確認を1年に1度定期的に確認することについては、上記各規定の位置付けにかんがみ、適当な場合もありうると考えられます。
11	施行規則第1条第1項	「特定店頭商品デリバティブ取引業者」(法第349条)を対象として加えてほしい。	特定店頭商品デリバティブ取引業者の態様は区々であり、必ずしも店頭商品デリバティブ取引に関する高度なリスク管理能力が確保されているとは認められないことから、これを一律に店頭商品デリバティブ取引について高度の能力を有する者と位置づけることは適当ではないと考えられます。

12	施行規則 第1条第1 項第6号	商先業者等の外国の法令上それに相当することについて、具体的にはどのように確認するのか。	取引の相手方が外国の者である場合に、当該者が施行規則第1条第1項第6号に定める者に該当するかどうかは、商先法上特段の確認方法は規定されていませんが、商先業の範囲に関わるものであることから、当該国において、国内の各業者に係る規制に相当する規制の対象となっているか否かといった点について、適切な方法により慎重に確認が行われるべきものと考えられます。
13	施行規則 第1条第1 項第6号	施行規則案第1条第6号「外国の法令上前各号に掲げる者に相当する者」に該当するかどうかに関する具体的な規準はどのようなものか。	
14	施行規則 第1条第1 項第6号	施行規則案第1条第1項第1号から第5号に「相当する者」を判断するにあたって、当該外国の法令上かかる業を行うにあたって、実態として、同項第1号から第5号に相当する事業を適法に行っている者であればよく、現地当局の許可や現地当局への届出が不要な場合は、現地当局から許可を取得していることや当該当局へ届出を行ったことが要求されないことを確認したい。	「外国の法令に準拠し、外国において法第2条第22項各号に掲げる行為のいずれかを行う者」とは、外国において法第2条第22項各号に掲げる行為を、外国の法令に準拠して行っていれば足り、外国において許可等を取得していることが必ずしも必要な要件ではありません。
15	施行規則 第1条第1 項7号・第 1条第2 項・第1条 の3	商品先物取引業の適用除外となる、店頭商品デリバティブ取引の相手方の資本金要件について、契約相手が事業会社の機能子会社で資本金要件を満たさない場合であっても、契約相手の親会社から保証を取得した場合には、その保証先(親会社)が資本金要件を満たしていれば保証先を相手方と同視し、商品先物取引業の適用除外行為となると考えていいか。また、外国商品市場取引の委託者についても同様に考えてよいかご確認頂きたい。	ご質問の趣旨が明らかではありませんが、法第2条第15項及び第22項は、施行規則第1条第1項第7号、第2項又は第1条の3に掲げる者が保証人である取引を想定していないものと考えられます。なお、規定を修正し、資本金10億円以上の株式会社等の子会社を追加します(施行規則第1条第1項第9号)。
16	施行規則 第1条第2 項	資本金の金額は、資本金金額を指すのか。それとも各種準備金も含めた資本勘定全体を指すのか。	資本金の金額とは、資本金金額を指すものと考えられます。
17	施行規則 第1条第2 項	資本金の額10億円は、取引の状況やその他事情から合理的に判断して10億円以上であると見込まれればよいのか。	貴見のとおりと考えられます。
18	施行規則 第1条の2	施行令第2条第2号・第4号に定める外国商品先物取引業者の商品先物取引業からの適用除外との関係において、施行規則案第1条の2では「国内にある者」として商品投資顧問業者しか認められていないが、高度の取引能力を有する者(以下「プロフェッショナル」)については、より幅広く認めて頂きたい。 具体的には資本金10億円以上の株式会社や商先業者及び金融商品取引業者(以下「金商業者」という。)等「外国商品市場取引について高度の能力を有する者」(施行規則案第1条の3)や「店頭商品デリバティブ取引について高度の能力を有する者等」(施行規則案第1条)と同等のプロフェッショナルを「国内にある者」として規定して頂きたい。	ご意見を踏まえ、規定を修正します(施行規則第1条の2)。なお、特定委託者は、一定の委託者保護の必要性を前提としつつ、プロ顧客として取引の利便性にも配慮すべき顧客類型であり、施行令第2条第2号の「国内にある者」と位置付けることは適当ではないと考えられます。
19	施行規則 第1条の2	施行令第2条第3号に定める外国商品先物取引業者の商品先物取引業からの適用除外との関係において、施行規則案第1条の2では「国内にある者」として商品投資顧問業者しか認められていないが、所謂「プロフェッショナル」については、より幅広く認めて頂きたい。 具体的には、例えば、法第2条25項及び施行規則案第1条の6に規定する「特定委託者」についても「国内にある者」として規定して頂きたい。	
20	施行規則 第1条の2	ブロップハウス、商社、金融機関、特定委託者を追加して頂きたい。その際、ブロップハウス及び商社については、資本金等の規模について条件を設けないで頂きたい。	
21	施行規則 第1条の2	国内にある者を商品投資顧問業者のみとせず、幅広く定めて頂きたい。	
22	施行規則 第1条の3	海外商品先物取引業者をブローカーとして、国内の商品先物取引業者が顧客の委託ではなく専ら自己トレーディング目的として海外商品先物取引の発注を行う行為は、商品先物取引業には該当しないとの理解でよいのか。	貴見のとおりと考えられます。

23	施行規則第1条の3	法第2条第22項により、資本金10億円以上の株式会社と行う店頭商品デリバティブ取引は商品先物取引業から除かれると考えられるが、当該顧客が業に該当する取引も行っている場合で、当該顧客(特定委託者)が一般顧客に移行した場合であっても、当該顧客と行う店頭商品デリバティブ取引は商品先物取引業に該当しないという理解でよいのか。	ご質問の趣旨が明らかではありませんが、資本金10億円以上の株式会社をを相手方として店頭商品デリバティブ取引を行い、又はこれらの者のために店頭商品デリバティブ取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為は、商品先物取引業に該当しないと考えられます(法第2条第22項、施行規則第1条第2項)。
24	施行規則第1条の4	本条の趣旨としては、直接の親子関係にある法人のみならず、同一グループに属する関係会社を広く人的・資本関係を有する会社として規定する趣旨と考えるが、その理解でよいのか。	貴見のとおりと考えられます(施行規則第2条第1条ないし第3号)。
25	施行規則第1条の4第1項～第4項	法第2条第22項から、銀行がトレーディング目的として、自己の計算をもって外国商品市場取引を行うことは、商品先物取引業には該当しないと理解してよいのか。	基本的には、貴見のとおりと考えられます。
26	施行規則第1条の4第4号	商品デリバティブの対象商品又はその原材料を、「現物の受け渡しを伴う形で売買」している、製造・加工するメーカー又は商社のような会社同士が、①その現物の受け渡しを伴う売買取引に「付随して」、②「マーケット価格変動リスクヘッジ目的」で、相対デリバティブ取引を行うことを商先業の対象から外す趣旨の規程と解釈してよいのか。	施行令第2条第5号、施行規則第1条の4第4号は、当業者間の現物取引に付随して行われるヘッジ取引を規定しています。
27	施行規則第1条の4第4号	第4号で示されている当業者間のヘッジ取引は具体的にどのような取引を想定しているか。また、この取引を除外する理由は何か。「商品の売買取引に付随して」行っているか否かの判断基準を具体的に示してほしい。 例えば、 ①付随して行う店頭商品デリバティブ取引の対象商品は、現物取引の対象である商品に限られるのか。また、店頭商品デリバティブ取引と売買取引が別個の契約として行われる場合も含まれるのか。 ②ここでの「当業者」の範囲には、施行規則案第1条の6で規定されている「特定当業者」だけでなく、特定委託者および業として行っている一般顧客も含まれるのか。	当業者が他の当業者との間で、現物取引に付随して、当該他の当業者のヘッジ目的で行う店頭商品デリバティブ取引は、その人的関係にかんがみ、委託者保護を損なうおそれがないものと考えられます。 ①店頭商品デリバティブ取引の対象は、現物取引の対象と同一ではない場合を排除するものではなく、商品市場における相場等に係る変動により生ずるおそれのある当該他の当業者の損失を軽減することを目的とする取引であることが必要であると考えられ、また、店頭商品デリバティブ取引と現物取引が別個の契約として行われる場合も含まれるものと考えられます。 ②当業者とは、同号のとおり、商品の売買等を業として行う者であり、一方、特定当業者は、法第2条第26項のとおり、一定の当業者を意味します。 いずれにせよ、具体的な取引に対する商先法の適用の有無については、個別事例ごとに取引の実態に即して、実質的に判断されるべきものと考えられます。
28	施行規則第1条の4第4号	施行令第2条第5号について、商品市場における取引及び外国商品市場取引の取次ぎ等を対象としてほしい。つまり、施行令第2条には、広範なバスケット条項が必要である。	商先業の定義から除外される行為の範囲は、昨今の不適正事例等も踏まえ、委託者保護に真に支障がないと認められる範囲に限定することが適当と考えられるところ、店頭商品デリバティブ取引以外の取引について、これを一律に、商品先物取引業の定義から除外する特例を設けることは、委託者保護に欠けることとならないかについて、慎重な検討が必要であると考えられます。
29	施行規則第1条の4第4号	施行規則案第1条の4第4号の範囲に、上場企業のうち1000億円以上の資本金を有する等一定の信用力があると認められる会社が当業者を相手方として自己の計算において行う店頭商品デリバティブ取引のうち、ヘッジ目的の取引を商品先物取引業から除外してほしい。	なお、当業者間で行われるヘッジ取引については、委託者保護に真に支障がないと認められる一部の取引に限り、商品先物取引業から除外される行為と位置付けられています(施行規則第1条の4第4号)。
30	施行規則第1条の4第4号ロ	施行規則案第1条の4第4号ロ「商品市場における相場等」とは、施行令第29条第4号に規定する「商品市場における相場等」と同義か。	ご意見を踏まえ、規定を修正します(施行規則第1条の4第4号ロ)。
31	施行規則第1条の5・第1条の6	施行規則案第1条の5において、法第2条第25項第3号の対象者から括弧書きにより施行規則案第1条の6各号に該当する者を除外しているが、当該除外を削除すべきではないか。	ご意見を踏まえ、規定を修正します(施行規則第1条の5、第1条の6)。
32	施行規則第1条の6	地方公共団体は、「特定委託者」に該当しないという理解でよいのか。	貴見のとおりと考えられます。 なお、金商法では、地方公共団体は、特定投資家に位置付けられていますが(金融商品取引法(以下「金商法」という。)第2条第31項第4号、金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令(以下「定義府令」という。)第23条第1号)、今後は、特定投資家成り可能なアマと位置付けられる予定であると承知しております(平成22年1月21日「金融・資本市場に係る制度整備について」14頁)。

33	施行規則第1条の6	「第一種金融商品取引業者や第二種金融商品取引業者のうち商品投資販売業者である者」以外の金商業者は、特定委託者にならないとの理解でよいのか。	貴見のとおりと考えられます。 なお、特定委託者及び特定当業者以外の法人は、プロ成り可能なアマと位置付けられていますので、ご意見の金商業者(投資助言・代理業を行う者等)は、プロ成り可能なアマという整理になります。
34	施行規則第1条の6	特定委託者であれば、特定委託者として取り扱う物品に制限はないとの理解でよいのか。	貴見のとおりと考えられます。
35	施行規則第1条の6第2号	「特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人」とは、「特殊法人」および「独立行政法人」を指すとの理解でよいのか。	「特別の法律により特別の設立行為をもって設立される法人」(施行規則第1条の6第3号)とは、いわゆる「特殊法人」及び「独立行政法人」をいい、一覧は総務省ウェブサイトに掲載されております。
36	施行規則第1条の6第2号	「特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人」とは何か。金商法における「特殊法人、独立行政法人、農水産業共同組合貯金保険機構、金商法第63条第3項に規定する特例業務届出者」とは違う指定になるのか。	
37	施行規則第1条の6第3号・第4号	施行規則案第1条の6第3号に掲げる「金融商品取引業者」とは、施行規則案第1条第1項第4号に掲げる「金融商品取引業者」と同じ意味という理解でよいのか。	施行規則第1条の6第4号の「金融商品取引業者」とは、施行規則第1条第4号に掲げる「金融商品取引業者」と同じ意味であり、金商法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限られます(施行規則第1条第4号、第1条の6第4号)。
38	施行規則第1条の6第4号	施行規則案第1条の6第4号に掲げる「金融商品取引業者」とは、第1条第1項第4号に規定される第一種金融商品取引業を行う者であるとの理解であるが、第1条の5に定める者として特定委託者に含めるべきであり、第1条の6第4号は削除すべきである。	ご質問の趣旨が明らかではありませんが、施行規則第1条の6第5号に掲げる「金融商品取引業者」は、同号のとおり、金商法第28条第2項に規定する第二種金融商品取引業者を意味しています。 なお、金商業者は、金商法第2条第31項第4号及び定義府令第23条第10号において特定委託者と位置付けられており、いわゆるアマ成り可能なプロに該当するものと理解しております(金商法第34条の2第1項)。
39	施行規則第1条の6第8号	本号の規定には、上場会社の連結子会社は含まないとの理解でよいのか。	貴見のとおりと考えられます。
40	施行規則第1条の6第8号・第9号	施行規則案第1条の5第8号及び第9号に規定する者と密接な関係を有する会社を、特定委託者に含めてほしい。	「一般委託者への移行可能な特定委託者」の範囲は、商品デリバティブ取引に関するリスクを的確に管理できると考えられる者等を典型的に定めることとし、これらの者との間の行為については、情報の非対称等に起因する委託者保護に係る規定を適用しないこととしています。ご意見の施行規則第1条の6第9号又は第10号に該当する者に該当する者と密接な関係を有する会社を、一律に、商品デリバティブ取引に関するリスクを的確に管理できる者として取り扱うことは適当ではないと考えられます。いずれにせよ、「特定委託者」に該当する法人以外の法人は、特定委託者又は特定当業者への移行の申出を行うことができます(法第197条の5第1項、第197条の9第1項)。
41	施行規則第1条の6第9号	資本金の額は、当該会社に確認するだけで判明するのであるから、「見込まれる」という基準はおかしい。	例えば、資本金5億円以上の株式会社が商先業者に連絡なしに減資を実施し、資本金5億円未満になった場合において、当該顧客から当該事情が発生した旨の申出がなく商先業者が知り得ない状態が継続した場合、一律に、当該顧客をアマ扱いすることを当該商先業者に求めることは適当ではないと考えられます。
42	施行規則第1条の6第9号	顧客の資本金について定期的(例えば1年ごと等)に確認を行っているにもかかわらず、顧客の増資・減資等の事情を知ることが困難であった場合には、基本的に、顧客から通知を受ける等により当該事情が明らかになるまでは、「一般委託者」として取り扱うことでよいのか。	貴見のとおりと考えられます。

43	施行規則 第1条の6 第9号	法施行後において、特定当業者又は一般顧客として取引していた顧客が、増資により特定委託者の要件を満たした場合、告知の上、特定委託者として取引することが必要か。また、特定当業者として取引することはできないのか。	特定委託者に該当する者は、特定当業者には該当しないため(法第2条第26項)、特定委託者である顧客は、特定当業者ではなく特定委託者として取り扱う必要があります。特定委託者である顧客に対する告知については、法第197条の7によって義務付けられていない場合であっても、委託者保護の観点から、当該顧客に対しその顧客属性の確認を行うことが望ましい場合が多いと考えられます。 なお、特定委託者である顧客及び特定当業者である顧客に対する行為規制は基本的には同様の内容であるため(法第220条の4第1項及び第2項)、ご意見の場合に、顧客に対する具体的な取扱いの全てを直ちに異ならせる必要があるものではないものと考えられます。
44	施行規則 第1条の6 第9号	法施行後において特定委託者として取引していた顧客が他の特定委託者、特定当業者、一般顧客と合併し、特定委託者としての資本金額要件を満たしている場合、存続会社について改めて特定委託者としての告知が必要か。また、存続会社が特定当業者または一般顧客であった場合、どうか。	特定委託者又は特定当業者に対するアマ成り可能である旨の告知は、法第197条の3又は第197条の7の規定により商先業者に義務付けられています。したがって、各規定に規定する場合には、商先業者は、顧客に対する各告知を行う必要があります。 吸収合併存続会社である顧客に対する告知については、上記各規定によって義務付けられていない場合であっても、委託者保護の観点から、当該顧客に対しその顧客属性の確認を行うことが望ましい場合が多いと考えられます。
45	施行規則 第1条の6 第9号	顧客(特定資本金額が10億円未満の会社である当社子会社)が大企業グループの一社である場合は、法第2条第25項・施行規則案第1条の6の「取引の状況その他の事情から合理的に判断して資本金5億円以上であると見込まれる会社」と看做してよいのか。	ご質問の趣旨が明らかではありませんが、施行規則第1条の6第10号の該当性は、顧客である会社につき判断すべきであり、当該顧客と資本関係がある当該顧客以外の会社について判断すべきものではないと考えられます。
46	施行規則 第1条の6 第10号	「外国法人」の定義は、資本金や上場等の要件に係らず、法人格を持つものはすべてとの理解でよいのか。	「外国法人」とは、外国の法令に準拠して設立された法人をいいます。
47	施行規則 第1条の6 第10号	「外国法人」とは、海外に設立されている法人の本邦における支店・法人を指すのか。あるいは海外に設立されている法人そのものを指すのか。	
48	施行規則 第1条の6 第10号	海外にある外国法人に対して日本から営業する場合は、商先法の規制を受けるか。また、海外にある外国法人に対して海外支店が営業する場合は、本法規制対象外との理解でよいのか。	国内で行われる勧誘であれば、相手方が非居住者であっても、商先法の対象となるものでありますが、具体的な取引に対する商先法の適用の有無については、個別事例ごとに取引の実態に即して、実質的に判断されるべきものと考えられます。
49	施行規則 第1条の6 第10号	①国内に所在する営業所(邦銀国内本支店等)が提供し勘定記帳する店頭商品デリバティブ取引について、海外支店が勧誘行為・契約条件の交渉・契約締結行為(注文の受注)を行う場合は本法の規制対象外という認識でよいのか。 ②前項に関連し、当該取引の契約主体となる国内に所在する銀行の営業所が一切関与しない場合と、個別取引について何らかの関与(契約条件の確定や当該取引に係る説明資料の個別作成等)をする場合とで判断が異なってくると考えられるか。 ③前々項に関連し、海外で関与する主体が海外現地法人である場合と、国内拠点と同一法人格内の海外支店である場合によって判断に違いがあるか。	ご意見の①②のいずれの場合についても、顧客が居住者である場合には、基本的には、プロ向け店頭商品デリバティブ取引(法第2条第15項並びに第22項及び施行規則第1条第1項並びに第2項)に該当する場合を除き、商先法の規制対象にあたり、また、顧客が非居住者である場合であっても、国内において販売・勧誘行為の一部がなされているような場合には、商先法の規制対象となると考えられます。 ご意見の③については、商先法の規制は、基本的には営業所単位ではなく法人(個人)単位で適用されるものであることから、例えば顧客が居住者である場合、国内銀行(本店、海外支店)と(その子会社の)「海外現地法人」のそれぞれについて、店頭商品デリバティブ取引の締結主体となり、又はその販売・勧誘行為を行う場合には、商先法の規制対象となる可能性があります。
50	施行規則 第1条の6	特定店頭商品デリバティブ取引業者は、特定委託者に位置付けるべきである。	ご意見を踏まえ、規定を修正します(施行規則第1条の6第2号)。
51	施行規則 第1条の7	「商品市場の相場等に係る変動その他の事業から合理的に判断」するところがあるが、判断する主体は、商先業者か。また、判断の基準として、相関係数を用いる必要があるのか。	「商品市場の相場等に係る変動その他の事情から合理的に判断して、当該取引対象商品である物品の価格と他の物品の価格との間に相関関係があると認められる場合」とは、客観的な事情から合理的に判断して、社会通念上、取引対

52	施行規則第1条の7第3号	施行規則案第1条の7第3号は、例えば、商先業者が分析・検証のうえ、相関性が十分認められることを前提として、LNGの仕入ヘッジとして原油指標のデリバティブ取引を加入する場合などを指すとの理解でよい。 「合理的な判断」について、判断事例等、確認方法の一例を示してほしい。 取引対象商品である物品を顧客と個別に合意する等の必要はあるか(対象商品をどのように定めればよい。)	象商品がヘッジ手段と認められる場合を意味すると考えられます。 例えば、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行の基準によってヘッジ有効性が認められる場合には、上記要件を満たすと考えられます。 この判断は、取引開始時において、顧客・商品先物取引業者において行われますが、客観的な事情から合理的に判断される必要があります。 なお、LNGの仕入れを行う場合に、原油指標のデリバティブ取引を行う場合には、上記要件を満たすことが多いと考えられますが、いずれにしても、個別具体的状況に即して判断されるべきものと考えられます。
53	施行規則第90条の16第3号	施行規則案第90条の16第3号の「合理的判断」や「相関関係」の基準等を示してほしい。また、取引対象商品である物品を顧客と個別に合意する等の必要はあるか。	
54	施行規則第1条の7	①法第197条の9第1項に関して、「当該商品取引契約に基づく商品デリバティブ取引の取引対象商品のすべてについて当該取引対象商品である物品又はこれに関連する物品として主務省令で定めるものの売買等を業として行っているもの」であれば、商先業者との間で商品取引契約を締結して1年経過していないもののみが本条の対象とすべき。 ②当該法人から「業として行っている」との申出があればよい。 ③「業としていない一般委託者」は、「特定委託者」としての取扱いの申出はできるが、「特定当業者」としての取扱いの申出はできないものとして取扱ってよい。	①基本的には、ご理解のとおりです(法第197条の9、法第2条第26項、施行規則第1条の8)。 ②ご質問の趣旨が明らかではありませんが、当該法人が取引対象商品である物品等の売買等を業として行っていることを確認方法は、合理的なものである必要があります。 顧客からの聴取により判断することも合理的な方法と考えられますが、例えば、顧客の申告内容が実際の業務内容と異なることが明らかであるような場合等には、顧客の申告のみによらず、確認書類の提出などを求めることが適当であると考えられます。 ③特定当業者以外の当業者である法人以外の者が、特定当業者成りすることは規定されていません(法第197条の9)。
55	施行規則第90条の16		
56	施行規則第1条の7	告知を行って特定当業者として取引していた顧客と、新たに当該業以外の商品(ただし、業務の関連で取り扱っている商品)に係るデリバティブ取引を始める場合は、当該顧客を特定当業者として扱うことが可能という理解でよい。	ご質問の趣旨が明らかではありませんが、顧客が特定当業者として取り扱われるには、商品取引契約に基づく商品デリバティブ取引に係る取引対象商品のすべてについて当該取引対象商品である物品等の売買等を業として行っている者である必要があります(法第2条第26条、施行規則第1条の7)。したがって、新たな物品に係る商品デリバティブ取引を始める場合、上記要件が満たされるのであれば、当該顧客は特定当業者に該当しうと考えられます。
57	施行規則第1条の7第1号、第2号・第1条の8第1号、第2号	「主たる原料又は材料」については、例えば、原油とガソリン、銅地金と銅板のように、いわゆる製造過程における「川上―川下」のような関係になっていると判断できることを指しているとの理解でよい。	基本的には、貴見のとおりと考えられますが、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。
58	施行規則第1条の7第3号	①「商品市場における相場等に係る変動その他の事情から合理的に判断して、物品の価格と他の物品の間に相関関係」については、登録金融機関におけるヘッジ見合いでの案件採り上げの審査において、通常確認・検証しているため、当該審査を経て採り上げた案件の顧客を、あまねく、契約日の1年後、特定当業者として取り扱えばよいとの理解でよい。 ②1つの物品で上記相関があると認められた場合で、契約日の1年後特定当業者となった場合には、業として取扱う全ての物品について特定当業者として取り扱えばよいとの理解でよい。	①ご意見の「案件採り上げの審査」の意味にもよりますが、「商品市場の相場等に係る変動その他の事情から合理的に判断して、当該取引対象商品である物品の価格と他の物品の価格との間に相関関係があると認められる場合」とは、客観的な事情から合理的に判断して、社会通念上、取引対象商品がヘッジ手段と認められる場合を意味すると考えられますので、上記要件が認められた物品の売買等を業として行っている者は、特定当業者に該当し得ます。 ②ご指摘のような顧客が上記要件を満たし、かつ当該商品取引契約を締結した日から起算して1年を経過した場合、当該顧客は、特定当業者に該当するものと考えられます。 ただし、取引経験要件は、当該商品取引契約の相手方たる商先者との取引のみならず、他の商先業者との取引も含められている点に留意が必要と考えられます。
59	施行規則第1条の8	施行規則案第1条の8の「商品先物取引業者」は、当該商品取引契約の相手方たる商先業者に限らず、全ての商先業者を含むという理解でよい。	施行規則第1条の8「当該法人が最初に商品先物取引業者との間で」の「商品先物取引業者」とは、法第2条第26項の「商品先物取引業者」と同一の者のみならず、他の商先業者を含みます。 なお、特定当業者は、商品デリバティブ取引に関するリスクを的確に管理できる者として商先法上の一部の行為規制による保護を受けない者であるところ、商品デリバティブ取引の経験のない当業者である顧客は、このようなリスク管理能力が類型的に認められるとは限らないため、一律に特定当業者と位置付けることは適当ではないと考えられます。
60	施行規則第1条の8	商品取引契約の相手方である商先業者は、当該法人を特定当業者として扱うこととなる商先業者とは別の業者を含むとの理解でよい。	
61	施行規則第1条の8	特定当業者の認定要件「当該法人が最初に商品先物取引業者との間で商品取引契約を締結した日から起算して1年を経過」に関し、他社で1年以上前に商品取引契約を締結していた場合も含むのか確認したい。	

62	施行規則 第1条の8	「最初に商品先物取引業者との間で商品取引契約を締結した日から」とあるが、ここで言う商先業者とは、当該勧誘を行う業者のみを指すのか。あるいは他の業者も含まれるのか。	
63	施行規則 第1条の8	特定当業者の要件に「当該法人が最初に商品先物取引業者との間で商品取引契約を締結した日から起算して一年を経過していると認められること」とありますが、対象となる法人は施行規則案第1条の7の規定により、物品の売買、売買の媒介、取り次ぎ若しくは代理、生産、加工又は使用を業として行っているのですから、当然当該物品の需給等に関する知識、経験があると考えられますので、特に商品取引契約の締結後1年を経過する必要はないものと考えられる。	
64	施行規則 第1条の8	特定当業者については、商品取引契約に係る一定の規制が適用除外とされることに鑑み、「最初に商品先物取引業者との間で商品取引契約を締結したことについては、他の商先業者との契約も含めるべきである。 また、ヘッジ目的での商品デリバティブ取引の利用促進のため、「特定当業者」に当たらない場合でも、商品デリバティブ取引をヘッジ目的で行おうとする当業者については、一定の規制について適用除外を図るべきである。	
65	施行規則 第1条の8	①特定当業者の要件の一つに「最初に商品先物取引業者との間で商品取引契約を締結した日から起算して1年を経過していると認められること」とあるが、対象となる法人は施行規則案第1条の7に規定する物品の売買、売買の媒介、取次ぎ若しくは代理、生産、加工又は使用を業として行っており、当該物品の需給等に関する知識、経験があるのに、当該商先業者と商品取引契約を締結してから1年が必要となる理由は何か。 ②特定当業者を希望する法人は自ら商先業者に申告する必要がある、それまでの間は一般顧客(アマ)として勧誘の告知・意思確認、再勧誘の禁止や適合性原則が適用されるので、過当な勧誘や取引等の行為は発生しないと考えられる。 ③また、既に他の商先業者で特定当業者として取り扱われているにもかかわらず、新たな商先業者で特定当業者として取引したいと希望しても、当該商先業者と商品取引契約を締結してから1年以上経験していることが要件となつては、複数の商先業者を通じて取引しようとする当該法人の利便性を損なうことになると考えられる。(複数の商先業者を通じて取引するケースはかなり多いとみられる。)	
66	施行規則 1条の8	法第2条第26項において、特定当業者の要件として「当該商品取引契約に基づく商品デリバティブ取引に係る取引対象商品のすべてについて売買等を行っている」ことが定められているところ、当該当業者が売買等を行っている商品に係る商品デリバティブ取引とは別に、売買等を行っていない商品に係る商品デリバティブ取引を行った場合、当該当業者については売買等を行っていない商品に係る商品デリバティブ取引についてのみ一般顧客として扱われることになるのか。 あるいは、売買等を行っていない商品に係る商品デリバティブ取引を行った時点で、売買等を行っている商品に係る商品デリバティブについても一般顧客としてみなされることになるのか。	ご質問の趣旨が明らかではありませんが、当該商品取引契約に基づく商品デリバティブ取引の取引対象商品のすべてについて当該取引対象商品である物品等の売買等を業として行っている者以外のものは、特定当業者に該当しえず、また、商先業者に対し、商品取引契約に関して自己を特定当業者として取り扱うよう申し出ることもできません。 したがって、顧客との間の商品取引契約に基づく商品デリバティブ取引の一部について、当該顧客を特定当業者として取り扱い、それ以外について、当該顧客を一般顧客として取り扱うことは想定されていません。 なお、特定当業者として取引を行っていた顧客が取引対象商品の追加によって一般顧客に該当することとなった旨の告知は、法令上義務付けられているものではありませんが、委託者保護の観点から、顧客に対しその顧客属性の確認を行うことが望ましい場合が多いと考えられます。
67	施行規則 第1条の8	告知を行って特定当業者として取引していた顧客と、業以外の商品に係るデリバティブ取引を始める場合、以後、当該顧客とは一般顧客として取引することになるのか。またその際、一般顧客として取引することになる旨の通知は必要か。	
68	施行規則 第1条の8	特定当業者とは、顧客にかかる概念であり、個別取扱商品ごとにかかる概念ではないという理解でよいのか。	
69	施行規則 1条の8	特定当業者の定義のうち、「取引の状況その他から合理的に判断して、当該法人が売買等を行っている物品又はそれに関連する物品を対象とする商品デリバティブをはじめ行ってから1年以上が経過していること」を確認する方法については、特段の限定はないという理解でよいのか。例えば、顧客との間で口頭で確認することで足りるか。	施行規則第1条の8「当該法人が最初に商品先物取引業者との間で」の「商品先物取引業者」とは、法第2条第26項の「商品先物取引業者」と同一の者のみならず、他の商品先物取引業者を含みます。 法は、「1年を経過していると認められること」の該当性の判断において、商先業者に、必ずしも独自に調査する義務を課すものではありませんが、商品先物取引業者は、取引の

70	施行規則 第1条の8	特定当業者の認定要件「当該法人が最初に商品先物取引業者との間で商品先物取引契約を締結した日から起算して1年を経過」に関し、他社で1年以上前に商品取引契約を締結していた場合も含むのか。 特定当業者の要件である1年以上の取引経験を「合理的に判断」と規定した趣旨は、取引の状況や顧客の申告等をベースに合理的に取引経験が認められれば、必ずしも最初の商品取引契約を証する書面等は必要ない趣旨と考えてよいのか。	状況その他の事情から合理的に判断し該当性を判断する必要があります。 顧客からの聴取により判断することも合理的な方法と考えられますが、例えば、顧客の申告内容が実際の業務内容と異なることが明らかであるような場合等には、顧客の申告のみによらず、確認書類の提出などを求めることが適当であると考えられます。
71	施行規則 第1条の8	特定当業者の要件である1年以上の取引経験を「合理的に判断」と規定した趣旨について確認したい。取引の状況や顧客の申告等をベースに1年以上の取引経験があるものと合理的に判断されれば、必ずしも最初の商品先物取引契約を証する書面等は必要ないと考えていいか。	
72	施行規則 第1条の8	他の業者も含まれるのであれば、他の業者との取引状況については顧客からの申告ベースで確認することでもいいか。また、顧客から申告がない場合などは、合理的に特定当業者と判断することは困難なため、特定当業者として取り扱わないという対応でもよいのか。	
73	施行規則 第1条の8	他の業者も含まれるのであれば、勧誘プロセスの途中で他の業者との取引が判明する場合も多いことから、勧誘開始時は一般顧客として取り扱い、合理的に特定当業者であると判断できた時点(含む締結直前)で特定当業者とみなすという対応でよいのか。	
74	施行規則 第1条の8	特定当業者である法人同士が合併して誕生した新法人(特定委託者には該当しない。)については、合併後1年以内で当該法人としての商品デリバティブ取引の経験が1年未満であっても、「取引の状況その他の事情から合理的に判断して、当該法人が最初に商先業者との間で商品取引契約を締結した日から起算して1年を経過している」と考えてよいのか。	新法人について、取引の状況その他の事情から合理的に判断して、当該法人が最初に商先業者との間で商品取引契約を締結した日から起算して1年を経過していると認められた場合については、当該法人が特定当業者に該当しうるものと考えられます。
75	施行規則 第1条の8	特定当業者である法人が分割により新法人を設立し、当該新法人が特定委託者に当たらない場合、当該新法人は設立後1年以内で当該法人としての商品デリバティブ取引の経験が1年未満であっても、「取引の状況その他の事情から合理的に判断して、当該法人が最初に商品先物取引業者との間で商品取引契約を締結した日から起算して1年を経過している」と考えてよいのか。	
76	施行規則 第1条の8	取引経験1年の基準を、例えば、資本金基準等に変更すべきである。	特定当業者の該当性は、法の趣旨に照らし、具体的な取引経験を基準とすべきと考えられます。
77	施行規則 第1条の8	業として売買等を行っている物品を取引対象とする最初の商品取引契約から経過した年数が1年未満の一般顧客が、特定当業者成りを申し出て、商先業者が承諾し特定当業者成りし、その後最初の取引契約から1年経った場合、自動的に特定当業者となるか。またその場合、1年経過して最初の取引時には、顧客が特定当業者である旨及び一般顧客成り可能である旨を告知しなければならない、という理解でよいのか。	基本的には、貴見のとおりと考えられます。 例えば、顧客が増資によって特定委託者に新たに該当することとなった場合(施行規則第1条の6第10号)と同様、特定当業者に該当することとなった者については、委託者保護の観点から、当該顧客に対しその顧客属性の確認を行うことが望ましい場合が多いと考えられます。
78	施行規則 第1条の8	特定委託者(プロ)と特定当業者(プロ)で行為規制上の差異はないとの理解でよいのか。	基本的には、貴見のとおりと考えられます(法第220条の4第1項、第2項)。
79	施行規則 第1条の8	取引期間1ヶ月の商品デリバティブ取引契約を行った場合において、契約の終了から長期間未締結状態が続いていても、最初に取引を行ってから1年以上経過している場合には、終了してからの期間によらず、特定当業者として扱うとの理解でよいのか。	ご質問の趣旨が明らかではありませんが、商品取引契約の締結から1年を経過していると実質的に認められることが必要と考えられます。
80	施行規則 第1条の8	船舶をチャーターしてある品物を輸入する業者が輸送時の燃油(重油)価格を原油でヘッジした場合、この輸入業者は特定当業者に該当するか。	ご質問の趣旨が明らかではありませんが、当該商品取引契約に基づく商品デリバティブ取引の取引対象商品のすべてについて当該取引対象商品である物品等の売買等を業として行っている者は、特定当業者に該当しうるところ、ご意見の「船舶をチャーターしてある品物を輸入する業者」が輸送時の燃油自体も調達する場合には、少なくとも上記要件には該当するものと考えられます。

81	施行規則第38条第1項第3号ロ	長期未収債権はすべて控除対象資産とされているが、現行施行規則に規定する「委託者未収金に相当する長期未収債権」については、同項第1号イに掲げる「委託者等未収金」として現行どおり無担保部分のみが控除対象資産となると理解してよい。	長期未収債権は全て控除対象資産となります。 ご意見の委託者未収金が長期未収債権に該当するか否かについては一般に公正妥当と認められた会計基準に従って決定されるものと考えられます。
82	施行規則第38条第1項第3号	固定資産のうち控除対象になっている資産に対して引き当てられている貸倒引当金は、戻し入れしてよい。	基本的には、貴見のとおりと考えられます。
83	施行規則第38条第1項第5号	施行規則案第38条第1項第5号で「保有する有価証券のうち次に掲げるもの」で市場性のある有価証券については、金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「業府令」という。）第177条同様、控除される有価証券より除外して頂きたい。	ご意見を踏まえ、有価証券のうち市場性があるものは純資産額の控除対象資産から除くこととするよう、規定を修正します。
84	施行規則第38条第1項第5号ハ	有価証券のうち市場性があるものは控除対象外とすべきである。	
85	施行規則第38条第1項第6号	現行条文だと、第三者の債務の額が少額であっても、担保提供資産の全額を控除しなければならず、いたずらに純資産額を過小評価することになるため「第三者のために担保に供されている資産（前各号に掲げるものを除く。）の帳簿価額又はこれを担保とする第三者の債務の金額のうちいずれか少ない額」とされたい。	純資産額規制比率の趣旨に鑑みると、ご意見の方法は認められないものと考えられます。
86	施行規則第38条第4項	施行規則案第38条第4項に規定されている内容は第3項の「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」と同意義であると考えて良い。	貴見のとおりと考えられますが、規定の分かりやすさの観点から修正します。
87	施行規則第38条第4項第2号、第3号	施行規則案第38条第2号「資産状態が著しく悪化した場合」及び第3号「時価が帳簿価格より著しく低い場合」については、一般に公正妥当な会計基準により判断することとして差し支えない。	
88	施行規則第49条	「上場商品又は上場商品指数の種類」の定義・違いを教えてください。	「上場商品の種類」とは法第2条第7項に規定する上場商品の種類を、「上場商品指数の種類」とは法第2条第8項に規定する上場商品指数の種類をいいます。
89	施行規則第49条・第101条第1号	「上場商品又は上場商品指数の種類」（施行規則案別表第2及び施行規則案第49条）は「上場商品の種類」又は「上場商品指数の種類」である一方、「上場商品構成物品又は上場商品指数の種類」（施行規則案第101条第1号）は、「上場商品構成物品」又は「上場商品指数の種類」との理解で問題ないか確認したい。	施行規則第101条第1号「上場商品構成物品又は上場商品指数の種類」とは、「上場商品構成物品の種類」又は「上場商品指数の種類」をいいます。
90	施行規則第79条第1項第1号・第80条第1項第9号・第123条・様式第1号	申請書に記載する資本金、純資産額に関する調査、負債比率、流動比率は、定義を明確化すれば、銀行単体ベースあるいは銀行連結ベースのどちらでもよい。また、資本金以外の計数項目全般についても、同様の理解でよい。	資本金、純資産額に関する調査、負債比率、流動比率その他の計数項目については単体ベースの値を記載することとします。
91	施行規則第79条第1項第2号・第100条の6第1項第1号・第103条第1項第11号、第12号	施行規則案中、以下3つの定義があるが、それぞれは、国内の商品市場のみを表しているのか、外国商品市場も含まれるのか。また、商品市場における相場等の等とは何を表すのか。 ・商品市場における取引等 ・商品市場における相場 ・商品市場における相場等	「商品市場における取引等」、「商品市場における相場」は、いずれも、外国商品市場取引に係る行為や相場等を含んでいません。一方、「商品市場における相場等」には、外国商品市場取引に係る相場等を含みます。

92	施行規則 第79条第 2号	施行規則案第79条第2号の「商品市場における取引等（商品清算取引を除く。）」は、商先法第2条第21項第1号及び第2号と考えられるが、同条第13項に規定する「外国商品市場取引」（商品清算取引に類似する取引を除く。）に適用しない理由は何か。むしろ受託に係る外国商品市場を把握することが許可に当たって必要ではないか。	ご意見を踏まえ、規定を修正します。
93	施行規則 第79条第 2号	商品取引所法第2条第16項第2号に商品市場における取引の委託の取次ぎを規定しているため、同条第17項の「商品市場における取引等（商品清算取引を除く。）の委託を受ける」とは「委託の取次ぎ」の受託を含むことになる。一方、施行規則案第79条第2号の「受託」は、商先法第2条第21項第2号の「前号に掲げる行為の委託の媒介、取次ぎ又は代理」のうち、どの行為の受託までを指すのか。（施行規則案第82条第2項第6号も同じ。）	「商品市場における取引等」とは商品市場における取引及びその行為の委託の媒介、取次ぎ又は代理であることから、商品市場における取引等（商品清算取引を除く。）の受託は、商品市場における取引の委託の媒介・取次ぎ・代理を含むと考えられます。
94	施行規則 第80条第 1項	商品取引所法施行規則（以下「現行施行規則」という。）第80条第1項第11号が施行規則案では削除されているので、該当する経歴書の添付は不要になったとの理解でよいか。	貴見のとおりと考えられます。
95	施行規則 第80条第 1項	現行施行規則第80条第1項第18号については、これまで許可申請に際して申請者は受託業務管理規則を添付していたと認識している。 施行規則案第80条第1項では当該条項が削除されているので、受託業務管理規則の添付は不要になったとの理解でよいか（施行規則案第82条第2項第14号も同じ。）。	商先業者の許可申請書には、「商品取引受託業務を公正かつ的確に遂行するための規則」を添付する必要はありませんが、新たに「商品先物取引業を遂行するための方法を記載した書面」を添付することになっています。 また、「商品取引受託業務を公正かつ的確に遂行するための規則」が「商品先物取引業を遂行するための方法を記載した書面」に該当するか否かについては、個別具体的に実態に即して判断すべきものと考えられます。
96	施行規則 第80条第 1項	「商品取引受託業務を公正かつ的確に遂行するための規則」（受託業務管理規則）は許可申請の添付書類として提出不要となったのか、又は施行規則案第80条第1項第6号「商品先物取引業を遂行するための方法を記載した書面」に含まれるのか確認したい。	
97	施行規則 第80条第 1項第5号	「役員」には株式会社の場合は会社法の役員の定義を当てはめるものと理解でよいか。	「役員」は会社法第329条第1項に規定する役員をいいます。
98	施行規則 第80条第 1項第5号	「役員」とはどこまでを指すか。	
99	施行規則 第80条第 1項第5号	役員の住民票等を提出するのは、銀行法等でも規定がなく、組織が大きい会社では実質的に不可能である。また、当該商品先物取引業に従事しない役員の数が増えるに多岐にわたる関係なく、全役員の氏名等を届け出るのには非常に不自然であり、作業負担も大きい。既に他の法令に基づく免許、登録等を受けている会社に限っては届出免除、若しくは担当役員のみ届出とし、さらに住民票等は不要として頂きたい。	他法令において免許、登録を受けている場合であっても、商先業者の許可を申請する場合は、法第193条第1項第4号の規定に基づき許可の基準に適合していることを確認する必要があるため、すべての役員の氏名等を記載した申請書及び当該事項を確認するための添付書類として住民票の写し等を提出する必要があると考えられます。
100	施行規則 第80条第 1項第5号	異動が頻繁な銀行にとって、多数の役員の住民票、履歴書、官公庁証明書、誓約書等を提出するのは、非常に煩雑であり、ハンドリングリスクも高まる。金融商品取引業等に関する内閣府令第47条第1項第2号において「登録金融機関業務を担当する役員」と限定されているのと同様に、規制の趣旨に鑑み、「店頭商品デリバティブ取引を担当する役員」に限定して欲しい。	商先業者の許可を申請する場合は、法第193条第1項第4号の規定に基づき許可の基準に適合していることを確認する必要があるため、すべての役員の氏名等を記載した申請書及び当該事項を確認するための添付書類として住民票の写し等を提出する必要があると考えられます。
101	施行規則 第80条第 1項第6号、第7号、第18号・第82条第1項第4号、第2項第4号	許可申請書や届出書に添付する書類のうち、業務内容について定めた方法書や規定、社内規則等については、店頭商品デリバティブ取引に限定した態勢や規定を整備することまで求める趣旨ではなく、店頭デリバティブ取引全般について定めたもので問題ないとの理解でよいか。	店頭商品デリバティブ取引に関する規定が記載してあれば、他の取引全般についての記載された書類と同一の書類に記載されることは妨げられないと考えられます。

102	施行規則第80条第1項第6号、第7号、第8号及び第10号	施行規則案第80条第1項第6号、第7号、第8号及び第10号の各書面は個別の作成が必要か、或いはいわゆる業務方法書のように各号の記載事項を包含する一体の書面を作成(第7号及び第10号のように詳細記載が求められる場合は、各社が策定する個別の社内規程を添付。)すれば足りるのか確認したい。	商品先物取引業の許可申請書に添付する書面は、記載すべき事項を的確に記載していれば、書面を一体とすることは妨げられないと考えられます。ただし、書面を一体とする場合については、第80条第1項各号の記載事項が商品先物取引業の許可申請にあたって添付すべき書面に記載されるべき事項がどの部分に該当するのかが明確に判断できるよう記載する必要があると考えられます。
103	施行規則第80条第1項第6号	施行規則案第80条第1項第6号の「商品先物取引業を遂行するための方法を記載した書面」とは、どのような事項をどの程度まで記載する必要があるのか明らかにされたい。	「商品先物取引業を遂行するための方法を記載した書面」とは、例えば、各種業務をどの部門がどのような手続で行うか、商先業に係る苦情の解決のための体制として顧客の苦情に対応する部門やリスク管理に関する事項等を記載することが考えられます。 更に、こうした点にとどまらず、許可申請者ごとの個別の事情にも応じて、業務を遂行するための方法に関する事項が的確に記載されていることが必要であると考えられます。
104	施行規則第80条第1項第6号	「商品先物取引業を遂行するための方法を記載した書面」とは何か。	
105	施行規則第80条第1項第6号	「商品先物取引業を遂行するための方法を記載した書面」とは具体的に何を記載するのか。	
106	施行規則第80条第1項第7号	施行規則案第80条第1項第7号の「商品先物取引業に係る人的構成及び組織等の業務執行体制を記載した書面」は、それらの内容を包含した組織図で構わないのか(施行規則案第82条第2項第3号ハも同じ。)	
107	施行規則第80条第1項第7号	「人的構成及び組織等の業務執行体制を記載した書面」は、各社が策定する「組織規程」「職務分掌・権限規定」「組織図に人員配置を記載した文書」といった書面を用意することで問題ないか確認したい。	「商品先物取引業に係る人的構成及び組織等の業務執行体制を記載した書面」には許可申請者ごとの個別の事情に応じて、その人的構成等が的確に記載されていることが必要であると考えられますが、例えば、部門名、人員数、部門配置に係る社内要件及び個人名等を具体的に記載することも考えられます。そのため、これらの情報が的確に記載されていれば、組織図に人員配置を記載した書面等で足りると思われれます。
108	施行規則第80条第1項第7号	「商品先物取引業に係る人的構成及び組織等の業務執行体制を記載した書面」にはどのような内容を記載すればよいか。様式は定められているか。	
109	施行規則第80条第1項第7号	記載すべき事項を具体的に明記して頂きたい。特に「組織等」には何が含まれるのか明確にして頂きたい。	
110	施行規則第80条第8号	本号でいうところの「取引の種類」とは何か。例えば、「店頭商品デリバティブ取引」「国内商品取引所取引」といった内容を想定しているのか。	
111	施行規則第80条第1項第8号	「取引の種類」とは、法第2条第22項各号の別と理解してよいか。	「取引の種類」については、例えば法第2条第3項各号の区分と同様に、現物先物取引、現金決済先物取引、商品指数先物取引、オプション取引、スワップ取引等と記載することが考えられます。
112	施行規則第80条第1項第8号	「取引の種類」とは何を指すのか。	
113	施行規則第80条第1項第8号	商品の種類は、法第2条第1項に掲げる商品とするという記載は可能か。または、原油、石油製品、化学品その他これに係る商品、など例示列挙する記載は可能か。	
114	施行規則第80条第1項第8号	商品・商品指数については、1つ1つの指標ではなく、例えば、「原油」など適宜合理的な範囲での区分にて記載することで問題ないとの理解でよいか。	施行規則第80条第1項第8号の「商品」「商品指数」とは、法第2条第1項に規定する商品、又は同条第2項に規定する商品指数を意味します。 「取引の対象とする商品」は、例えば、石油やアルミニウムなど、基本的に法第2条第1項各号、施行令第1条第1項各号及び第2号各号に掲げる商品の別により記載することと考えられます。
115	施行規則第80条第1項第8号等	「商品又は商品指数」の定義・違いを教えてください。	「商品」とは法第2条第1項に規定する商品を、「商品指数」とは法第2条第2項に規定する商品指数をいいます。
116	施行規則第80条第1項第8号	WTI原油は①「上場商品構成物品」か「上場商品構成物品等に相当するもの」か②「上場商品」「石油」に含まれるのか、また、上場商品構成物品ではない「重油」は「上場商品」「石油」に含まれるのかを確認したい。	ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、例えば、WTI原油は「石油」に該当しますが、現在、国内の取引所に上場されている物品ではないため「上場商品」には該当しません。一方NYMEXに上場されているWTI原油は、「外国商品市場における上場商品構成物品等に相当するもの」に該当すると思われれます。また、重油は「石油」に該当しますが、現在、国内の取引所に上場されている物品ではないため、「上場商品」には該当しません。

117	施行規則 第80条第 1項第9号 様式第1 号	「許可申請日前30日以内に作成」とあるが、事務負担を考慮して頂きたい。	ご意見を踏まえ、規定を修正します。なお、当該書面は最新の情報を把握する必要があると考えられることから、許可申請時からできるだけ直近の情報を記載することが望ましいと考えられます。
118	施行規則 第80条第 1項第9号	純資産額規制比率の対象外である者は、様式第1号については作成・添付不要との理解でよい。	様式第1号はいずれの商先業の許可申請者についても許可申請書に添付する必要があります。
119	施行規則 第80条第 1項第10 号	「内部管理に関する業務を行う組織の概要並びに顧客からの苦情及び相談に対する対応方法等を記載した書面」について、指定された様式だけではなく、各社の自由な様式での代替を認めて頂きたい。	「内部管理に関する業務を行う組織の概要並びに顧客からの苦情及び相談に対する対応方法等を記載した書面」は許可・不許可を判断する上で重要な事項であり、当該事項を明確に把握する観点から定められた様式で提出することとしております。
120	施行規則 第80条第 1項第10 号 様式第3 号	様式第3号における「内部管理に関する業務を行う組織の概要」において、「当該課以上の組織ごとの責任者の氏名、役職名及び業務の概要」とあるが、当該記載を削除し、内部管理に関する業務を統括する責任者1名の氏名、役職名等を適宜記載することで可として欲しい。	ご意見を踏まえ、様式を修正します。
121	施行規則 第80条第 1項第11 号	電子情報処理組織の概要、設置場所、容量、保守の方法、異常時対処方法が求められているが、業府令第17条第1項第8号において金商業者の許可において必要とされているものであり、登録金融機関には求められていないため、登録金融機関は対象外として欲しい。	当該書面は許可・不許可を出す上で重要な事項が記載されているものと考えられることから、商先業の許可申請者はすべからず許可申請書に添付する必要があります。
122	施行規則 第80条第 1項第11 号	電子情報処理組織とは何を指しているのか。商品取引所法においても類似する添付書類が許可申請の際に必要ではあったが、受託業務が対象となっており、新法における媒介業務ではどのようなものが求められるのかご教示頂きたい。	電子情報処理組織とは商品デリバティブ取引の受託に係るシステム(電子取引を含む)をいい、当該電子情報処理組織の概要などを記載した書面には、当該システムを管理する部署名及び当該部署で管理に携わる人員数などを記載することが考えられます。
123	施行規則 第80条第 1項第11 号	「電子情報処理組織」とは何を指すか。法に記載されている契約締結前交付書面等を顧客に提供するシステムを指すとの理解でよい。	なお、当該規定に変更があったとしても届出る必要はありません。
124	施行規則 第80条第 1項第11 号	電子情報処理組織とは具体的に何を意味しているのか定義を設けて頂きたい。また、当該書類については、内容に変更があった場合であっても、改めて提出することは不要という理解でよい。	
125	施行規則 第80条第 1項第12 号	「過去5年以内に、商品先物取引業に関して禁錮以上の刑(外国において商品先物取引業に相当する業務に関してこれに相当する外国の法令による刑を含む。)」については、施行時の許可申請時においては、改正前における相当の刑についての記載をする必要があるのか。	貴見のとおりと考えられます。
126	施行規則 第80条第 1項第13 号	根拠を記載した書面は、どのような書面を想定しているか具体的に明記して頂きたい。 業績予想は単年度予想のみ実施している。二事業年度分の収支見込みの提出は困難であるため、一事業年度分として頂きたい。	施行規則第80条第1項第13号、第14号に規定する書面は、許可申請者が商先業を行う財産的基礎を有し、その商品先物取引業の収支の見込みが良好であるかどうかを判断する上で必要であると考えられることから、当該規定を削除することや書面を一事業年度分のみとすることは適当ではないと考えられます。
127	施行規則 第80条第 1項第13 号	収支に関し、コモディティ・デリバティブのみでの収支把握が困難である場合は、業対象外取引を含む対顧の収益計画を記載することを許容頂きたい。	また、根拠を記載した書面とは、例えば、過去の取引の実績等を記載した書面などが考えられます。
128	施行規則 第80条第 1項第13 号	計画書・根拠についても、コモディティ・デリバティブのみを詳細に記載することは困難であり、過去実績、足元環境等を簡潔に記載することでよい。	なお、申請者が施行令第28条各号に掲げる者である場合については、第80条第1項第14号に規定する「純資産額規制比率の見込みを記載した書面」を添付するのではなく、「純資産額の見込みを記載した書面」を添付することとしています。
129	施行規則 第80条第 1項第13 号、第14 号	許可申請に添付して、商先業を開始しようとする当該事業年度を含む、向こう3年度分の商先業の収支見込みを記載した書面、事業計画書、及び純資産額規制比率の見込みを記載した書面について、提出することを規定していますが、規定ごと削除してほしい。	
130	施行規則 第80条第 1項第14号	根拠を記載した書面は、どのような書面を想定しているか具体的に明記して頂きたい。	

131	施行規則 第80条第 1項第16 号	既に多くの業務を行っており、商先業の許可申請時点において、これらの既存業務をいつ開始したかを確認することは実務上不可能である。他方、許可の基準を満たしているかを判断するには、どのような兼業業務を行っているかが確認できれば足りると考える。開始年月日の記載は、商先業の許可を受けた後に兼業を行う場合に、事前に届け出たことを確認するために必要な記載と推察するところ、許可申請時点において、既に行っている兼業業務の開始時を特定する具体的な必要性をご教示頂きたい。もし、特段の理由がないのであれば、削除して頂きたい。	ご意見を踏まえ、様式を修正します。
132	施行規則 第80条第 1項第16 号	現行施行規則第80条第1項第14号に規定する特定業務の届出に削除されているが、特定業務に係る届出は不要となるのか(第82条、第87条及び第88条において同じ。)。兼業業務として届け出る必要があるのか。	特定業務の届出の規定は削除されたため、当該届出の必要はありません。ただし、当該業務が兼業業務に該当する場合は、兼業業務の届出として提出する必要があると考えられます。
133	施行規則 第80条第 1項第16 号・第83 条第1項、 第2項	兼業業務に関しては、国内法にもとづく業を許可申請書へ記載・届出等すればよく、海外法にもとづく業は記載・届出等不要との理解でよい。例えば、国内銀行であれば、銀行業務・兼営信託業務・登録機関連業務(金融商品取引法)と記載・届出等すれば足り、海外(例えば中国)における銀行業などを記載・届出等する必要はないとの理解でよい。	「兼業業務の概要に関する調書」には、国内法・外国法に基づく業であるか否かに関わらず、許可申請者が商先業及びこれに附帯する業務以外の業務を行っている場合には記載するべきものと考えられます。 なお、国別に兼業業務の内容を記載する必要はありません。
134	施行規則 第80条第 1項第16 号・第82 条第1項 第6号	「兼業業務の概要」を許可申請添付書類から削除して頂きたい。	「兼業業務の概要に関する調書」は、許可申請者が公益に反した業務を行っていないどうかを把握する上で重要な書類であることから、許可申請書の添付書類から削除することは適当ではないと考えられます。
135	施行規則 第80条第 1項第17 号・第82 条第1項 第7号・第 84条第1 項・第85 条第1項、 第2項	施行規則案第84条による規制の目的を明らかにされたい。 施行規則第84条第1号については、従業員数(OBを含む。)が膨大な金融機関においては、対応不可能と考えられる。 必ずしも本制度の目的が明らかではないが、銀行法に基づく各種規制によって代替可能であるかといった点を考慮したうえで、対象外とする方向で検討されたい。 施行規則案第84条第2号に関し、登録金融機関では、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」に則り、関連会社を定義し、管理している。 一般的な財務諸表規則以外の新たな枠組みにより、膨大な関連会社を再度分類し、管理することは実務上困難と考えられる(特に、「継続的で緊密な関係維持」であることを判定すること等)。 必ずしも本制度の目的が明らかではないが、銀行法に基づく各種規制によって代替可能であるかといった点を考慮したうえで、対象外する方向で検討されたい。また、少なくとも、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の関連会社の定義にあわせ、届出の対象は議決権15/100以上として頂きたい。	支配関係法人の制度は、商先業者の監督行政を行っていく上で、商先業者と関連が深い法人を把握する必要があると考えられることから、支配関係にある者に関する情報を求めるものです。 なお、ご意見を踏まえ、支配関係法人に至った場合に届け出る届出書に添付する書類等の規定を削除します。 また、実質的支配が可能な関係の基準についてはご意見を踏まえ、規定を修正します。
136	施行規則 第84条	施行規則案第84条第2号に記載のある内容について把握し、遅滞なくまたは2週間以内に届出を行うことは極めて困難である。届出を年に1度にするなど、運用面で柔軟な対応を許容して頂きたい。 施行規則案第80条第1項第17号における様式5号・施行規則第85条第1項における様式8号の作成、および定款、登記事項証明書、直前計算書類の提出については、関係会社が非常に多い金融機関にとっては、実務負担が極めて重いことから、運用面で柔軟な対応を許容して頂きたい。	
137	施行規則 第80条第 1項第17 号・第84 条・第85 条	支配関係の報告に関し、施行規則案第84条で規定されているような基準による判断をし報告することは、判断基準が金商法と平仄が取れているわけでもなく、また、子会社・関連会社が多く、規模の大きい会社では非常に困難。一定規模以上の会社に関しては、有価証券報告書で代用、さらに都度の報告は免除として頂きたい。	

138	施行規則第80条第1項第17号・第84条・第85条	支配関係の報告に関し、施行規則案第84条で規定されているような基準による判断をし報告することは、判断基準が金商法と平仄が取れているわけでもなく、また、子会社・関連会社が多く、母体の大きい金融機関では非常に困難。銀行法等の基準に従って判断した子会社・関連会社を報告することで代用できないか。	
139	施行規則第80条第1項第18号イ、ロ、ハ	店頭商品デリバティブに係る責任者、社内規則、組織体制は、商品先物取引業全体としての役員(5号イ又はハ)、業務方法書や社内規程等(6号)、組織体制(7号)の中で管掌を明示させれば足りるとしてほしい。	店頭商品デリバティブ取引については、リスク管理の必要性が高いことから、別途、明示的に規定したものです。
140	施行規則第80条第1項第18号	商先業の適用除外行為のみを行う場合については施行規則案第80条第1項第18号イからホに掲げる書面の提出は必要ないか。	貴見のとおりと考えられます。
141	施行規則第80条第1項第18号イ～ホ	「当該業務の管理」部署とは、内部管理部署ではなく、商品を所管する対顧客の営業部署との理解でよいのか。	個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものでありますが、ご意見の規則第80条第1項第18号ハに規定する当該業務の管理部署とは、実際に法第2条第22項第5項に掲げる行為を行う部署を指すものと考えられます。
142	施行規則第80条第1項第18号	店頭商品デリバティブ取引を業として行う場合の施行規則案第80条第1項第18号について、イからホに定める書面等の添付を求める理由は何か(施行規則案第82条第2項第4号ハも同じ。)。また、ロの「当該業務に関する社内規則」、ニの「当該業務に係る顧客との取引開始基準を記載した書面」、ホの「当該業務に関し顧客と取引を行う際に使用する契約書」とは具体的に何を求めているのか明らかにされたい。	店頭商品デリバティブ取引はリスク管理の必要性が高いことから別途、イからホに掲げる書面を添付することとしています。また、当該業務に関する社内規則とは店頭商品デリバティブ取引に関する勧誘方針等を記載した社内規則、当該業務に係る顧客との取引開始基準を記載した書面は店頭商品デリバティブ取引に係る顧客との取引を行う場合の顧客に知識や経験がある等の基準を記載した書面、当該業務に関し顧客と取引を行う際に使用する契約書とは店頭商品デリバティブ取引に関し顧客と取引を行う際に使用する契約書をいいます。
143	施行規則第80条第1項第18号ホ	金融機関では、定型・非定型の契約書が多数存在し、都度カスタマイズも実施しているため、定型的な契約書を例示的に添付することでよいのか。	個別事例ごとに実質的に判断されるものと考えられますが、「当該業務に関し顧客と取引を行う際に使用する契約書」について、定型的な契約書を添付することも妨げられないと考えられます。
144	施行規則第80条第1項第18号ホ	先物取引においては契約書の雛形があるかと思われるが、店頭取引においては、顧客と取引を行う際に使用する契約書は、ISDAマスター契約および各取引ごとに締結されるコンファメーション、ISDAマスター契約は締結しないがISDAマスター契約形式で行うロング・フォーム・コンファメーション、その他様々な契約書がある。コンファメーション等は取引ごとに作成されるものであり、テ일러メイドのものも多く、その他の契約書についても、これらすべてを添付書類として提出することは不可能である。店頭取引につき添付可能なのは、ISDAマスター契約のような包括契約の雛形の添付であるので、当該契約書の雛形の添付を認めて頂きたい。	
145	施行規則第80条第1項第18号ホ	「契約書」についてはいかなる範囲まで含めることを想定しているのか。基本契約書(ISDA Master Agreement又はそれに代わる各社所定の基本契約書)については雛型でよいのか。また、個別契約(コンファメーション)や担保契約(CSAや担保約定書)も含まれますか。その場合も同様に雛型の提出で構わないか。	
146	施行規則第80条第2項第1号	許可更新の添付書類である様式第6号「訴訟又は調停の発生状況及びその処理状況についての報告書」について、記載の対象は前回の許可日から許可申請日まで訴訟若しくは民事調停の当事者となった場合又はそれらが終結した場合に記載するとあるが、民事調停が不調に終わった場合はその旨を記載し、仮にその後に当事者間で和解したとしてもその事実を記載する必要はないとの理解でよいのか。	貴見のとおりと考えられます。
147	施行規則第80条第2項第2号	商品先物取引業のみの収支実績ということか。記載内容として、具体的には何年分をどの程度に分けて記載すべきか。具体的な記載例を提示して頂きたい。	商品先物取引業の収支実績の提出範囲については、収支の見込み等を判断するだけの内容を記載していただく必要があります。

148	施行規則 第80条第 2項第2号	更新の申請の際に提出する「商品先物取引業の収支の実績を記載した書類」は、許可の更新の可否を判断する資料として利用するだけであり、一般に公表されることはないとの理解で良いか。仮に公表する可能性があるのであれば、その根拠を教えてください。また、公表する可能性があるのであれば、他の公開情報との整合性から商品先物取引業のみの収支実績ではなく、会社としての収支実績を記載することで変えて頂きたい。商品取引業者の信用力を判定する目的であれば、商品先物取引業に限定する必要はなく、実務上も会社全体の収支実績の方が対応しやすい。	更新の申請時に提出された商品先物取引業の収支の実績を記載した書類は正当な理由なく公表されることはありません。なお、収支の実績は商品先物取引業に係るものである必要があると考えられます。
149	施行規則 第80条第 2項・様式 第6号	商品先物取引業に関する個人の犯罪歴は、会社の中で起こったもの以外は個別申告以外に調査方法はないと思われるが、それでよいのか。	貴見のとおりと考えられます。
150	施行規則 第82条	法第195条とも関連して、施行規則案第80条の添付書類の記載内容に変更が生じた場合であっても、法第192条第1項に関係するものでない限り、変更の都度、法第195条にもとづく変更届出は不要との理解でよいのか。	ご意見の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、法第195条第1項第1号から第4号及び施行規則第82条第1項各号に該当した場合については、届出をする必要があります。
151	施行規則 第82条	施行規則案第80条第1項第9号「内部管理に関する業務を行う組織の概要並びに顧客からの苦情及び相談に対する対応方法等」及び施行規則案第80条第1項第10号「電子情報処理組織の概要」「電子情報処理組織に異常が発生した場合の対処方法」等については、その内容を変更した場合を届出事項とすべきではないのか。	貴重なご意見として今後の参考とさせていただきます。
152	施行規則 第82条第 1項第3号	既に持株会社形態になっている場合は第1項第3号に係る届出は必要ないのか。	ご意見の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、施行規則第82条第1項第3号に該当することとなった場合にはその旨を届け出ることとなっています。
153	施行規則 第82条	届出が必要となる「商品先物取引業を遂行するための方法を変更した場合」(施行規則案第82条第1項第4号)とは、申請書に添付した商品先物取引業を遂行するための方法を記載した書面(施行規則案80条第1項第6号)に変更があった場合ということか。そうであるならば、各業者間で届出事項にばらつきが出て不公平な扱いが生じないよう「商品先物取引業を遂行するための方法」の具体的内容を明確に定めた上、公表して頂きたい。	届出が必要となる「商品先物取引業を遂行するための方法を変更した場合」とは、「商品先物取引業を遂行するための方法を記載した書面」に変更があった場合が該当すると考えられます。
154	施行規則 第82条第 1項第4号	「商品先物取引業を遂行するための方法を変更した場合」とはどのような場合か。	「商品先物取引業を遂行するための方法を変更した場合」とは、「商品先物取引業を遂行するための方法を記載した書面」を変更した場合をいいます。
155	施行規則 第82条第 1項第5号	商品指数は随時新たに作成されるものであり、新たな指数について都度届け出ること商品先物取引業の円滑な運営の観点からも困難である。取引の実態を把握するという趣旨であれば、取引を開始した商品、及び商品指数については変更の都度ではなく、定期的(例えば、1年に1回など)の届出でも足りると考えるが、どうか。	商品又は商品指数の種類については監督行政上重要な情報であり、その変更に伴い最新の情報を把握する必要があることから、当該情報を記載した書面を変更の都度届け出ることが適当だと考えられます。
156	施行規則 第82条第 1項第5号	施行規則案第80条第1項第8号に関連して、商品・商品指数については、1つ1つの指標ではなく、例えば「原油」など適宜合理的な範囲での区分で考えることで問題ないとの理解でよいのか。	法第80条第1項第8号の「商品」「商品指数」とは、法第2条第1項に規定する商品、又は同条第2項に規定する商品指数を意味します。 「取引の対象とする商品又は商品指数」は、例えば、石油やアルミニウムなど、基本的に法第2条第1項各号、施行令第1条第1項各号及び第2号各号に掲げる商品の別により記載することや取り扱う商品指数を構成する商品たる物品を記載するものと考えられます。

157	施行規則 第82条第 1項第5号	物品が1つであれば「商品」、2つ以上を「商品指数」との理解でよい。この意味では、WTIは「商品」との理解でよい。 また新商品開発の都度、許可申請・届出を行うことになると非常に煩雑であり顧客ニーズへの迅速な対応の妨げにもなることから、実際の記載方法については、例えば「原油、重油、アルミニウム」といった表示にする等、柔軟な対応を許容頂きたい。	商品とは、法第2条第1項に規定する各号に掲げるものをいい、商品指数とは二以上の商品たる物品の価格水準を総合的に表した数値、一の商品たる物品の価格と他の商品たる物品の価格の差に基づいて算出された数値その他の二以上の商品たる物品の価格に基づいて算出された数値をいいます。 なお、「取引の対象とする商品又は商品指数」は、例えば、石油やアルミニウムなど、基本的に法第2条第1項各号、施行令第1条第1項各号及び第2号各号に掲げる商品の別により記載することや取り扱い商品指数を構成する商品たる物品を記載するものと考えられます。
158	施行規則 第82条第 1項第6 号・第7号	施行規則案第82条第1項第6号「兼業業務を廃止した場合」及び第7号「支配関係が消滅した場合」の届出は、それぞれ施行規則案第83条第1項及び第85条第1項にも同様の規定があるが、どちらか1つでよいのではない。	施行規則第82条第1項第6号及び第7号の規定は許可申請時に行っていた兼業業務又は支配関係法人について、兼業業務を廃止した場合又は支配関係法人について届け出た内容に変更を生じた場合若しくは支配関係が消滅した場合に届け出るものです。 一方、施行規則第83条第1項及び第85条の規定は許可を取得した後に、新たに行う兼業業務に関すること、又は新たに支配関係に至った場合に届け出るものになります。
159	施行規則 第82条第 2項第2号	営業所・事務所の新設・移転・廃止等は頻繁にあることから、実態を考慮し、運用面で柔軟な対応を許容頂きたい。	営業所又は事務所の新設・移転・廃止等は当該業者を監督をしていく上で必要な情報となることから、営業所・事務所の名称及び所在地を変更した場合については届け出ることになります。
160	施行規則 第82条第 2項第3号	役員の交代は把握が可能であるが、役員の住所の変更を把握することは組織母体が大きい会社では実質不可能。役員の住所変更の届出制度は一定規模以上の会社に限っては免除として頂きたい。	ご意見を踏まえ、役員の住所を変更した場合については、届出書の添付書類を要しないとするように規定を修正します。
161	施行規則 第82条第 2項第3号	施行規則案第82条第2項第3号の届出の対象となる役員が商品先物取引業に関係していない場合には、ハの「商品先物取引業に係る人的構成及び組織等の業務執行体制を記載した書面」に記載することができないので、当該書面の届出は必要ないとの理解でよい。	「商品先物取引業に係る人的構成及び組織等の業務執行体制」は監督行政上重要な情報であり、役員の異動に併せて最新の情報を把握する必要があることから、当該役員が商先業に関係しない役員だとしても、当該書面の添付は必要と考えられます。なお、当該書面の記載の内容が変更されていない場合については、前回届け出た書面を添付することも妨げられないと考えられます。
162	施行規則 第82条第 2項第3号	役員の氏名または名称および住所に変更があった都度、「商品先物取引業にかかる人的構成及び組織等の業務執行体制を記載した書面」を提出することは、①金商法でも規定がないこと、②様式11号年次報告書「1.(9)商品先物取引業の執行体制」において年次で報告すること、を踏まえて削除して欲しい。	「商品先物取引業に係る人的構成及び組織等の業務執行体制を記載した書面」は監督行政上重要な情報であり、役員の異動に併せて最新の情報を把握する必要があることから、当該情報を記載した書面を届出書の添付書類から削除することは適当ではないと考えられます。なお、役員の住所を変更した場合については、届出書の添付書類を要しないとするように規定を修正します。
163	施行規則 第82条第 2項第4号	法第192条第1項第5号に掲げる事項について、「業務の種別」とは法第2条第22項に掲げる5業務のうち商先業者として行う業務を列挙すればよい。	貴見のとおりと考えられます。
164	施行規則 第82条第 2項第4号 イ	ここでいう「変更」とは、法第2条第22項の業の種別の追加を指し、商品の追加・変更を指すものではないとの理解でよい(施行規則第80条第1項第5号に該当する場合を除く)。	施行規則第82条第2項第4号イの規定は、商先業者が行う業務の種別の変更をいい、商品の追加・変更を指すものではありません。
165	施行規則 第82条第 2項第4号 ハ	「新たに法第2条第22項第5号に掲げる行為を業として行う場合」の「新たに」とは法第2条第22項第5号の内容を変更(取引の種類を変更した場合。例えば法第2条第14項第2号の業務(CFD)を行っていたものが、法第2条第14項第1号の業務(現物受渡を伴う店頭取引)を新たに行う場合。)も含むのか確認したい。	新たに法第2条第22項第5号に掲げる行為を業として行う場合とは、取引の種類を追加・変更した場合は含まれず、新規に店頭商品デリバティブ取引又はその媒介取次ぎ若しくは代理を行う行為を業として行う場合をいいます。
166	施行規則 第82条第 2項第5 号、第11 号	資本金の変動につき、他法令に基づき都度当局(金融庁)に報告を行っている場合は、免除して欲しい。 また、定款の変更につき、他法令に基づき都度当局(金融庁)に報告を行っている場合は、免除して欲しい。	資本金の変動の届出や定款の変更の届出は、商先業を監督する上で必要な情報であることから免除することとは適当ではないと考えられます。
167	施行規則 第82条第 2項第6号 ロ	商品市場の変更届出について、取引所の定款又は業務規程の変更に伴い商品市場の名称が変更になった場合も、その名称変更届出の際に取締役会議事録等が必要になるのか確認したい。	商品市場の名称が変更になった場合についても、必要な手続があったことを証する書面が必要となると考えられます。

168	施行規則第82条第2項第9号	「商品先物取引業を開始し」とはどのような場合を想定しているのか確認したい。	商先業の許可を受けた者が、業を開始する場合に届け出ることとしているものです。
169	施行規則第82条第2項第16号	施行規則案第82条第2項第16号に規定する兼業業務を廃止した場合に届け出る書面は、施行規則案第83条第1項に規定する様式第7号でよいのか。	施行規則第82条第2項第16号に規定する兼業業務を廃止した場合に届け出る場合については、当該届出の様式の定めはありません。
170	施行規則第82条第2項第17号	施行規則案第82条第2項第17号に規定する支配関係が変更又は消滅した場合に届け出る書面は、施行規則案第85条第1項に規定する様式第8号でよいのか。	施行規則第82条第2項第17号に規定する支配関係の調書の内容に変更が生じた場合又は支配関係が消滅した場合に届出ることとされている場合については、当該届出の様式の定めはありません。
171	施行規則第83条	銀行についていえば、実質的には、商品先物取引業が兼業業務的な位置付けであること、また他の法律(銀行法・金商法等)にもとづく許認可を受けた法人であることを踏まえ、兼業業務の届出については、不要として欲しい。仮に届出が必要であるとするならば、例えば「銀行法にもとづく銀行業(付随業務を含む)」などの届出を許容して欲しい。	兼業業務の届出は、商先業者が公益に反した業務を行っていないかどうかを把握する必要があることから免除することは適当ではないと考えられます。 兼業業務の届出については、その商先業者が行う兼業業務の内容が具体的かつ簡潔に記載する必要があると考えられます。そのため、ご意見の記載の方法も妨げられないと考えられます。
172	施行規則第83条	「兼業業務の内容」として記載する内容は、定款の(事業)目的に規定している程度で足りるか。	兼業業務の届出については、その商先業者が行う兼業業務の内容が具体的かつ簡潔に記載する必要があると考えられます。
173	施行規則第83条第2項	法第196条第1項に基づく施行規則案第83条第2項では、「兼業業務を廃止したときは廃止後遅滞なく、前項の届出書を提出しなければならない。」と規定し、兼業業務の廃止に関する届出を規定する同法第195条第1項柱書きでは「該当することとなったときは、その日から2週間以内に」とあるが、兼業業務の廃止に係る届出はどちらの規定が適用されることになるのか。	許可申請時に行っていた兼業業務を廃止した場合については、廃止してから2週間以内に届け出る必要があり、許可申請後、新たに行った兼業業務を廃止する場合については廃止後遅滞なく届け出る必要があります。
174	施行規則第83条2項	兼業業務の届出は事後でも足りるとしてほしい。	「兼業業務の届出」は監督行政上重要な情報であることから、兼業業務を新たに始める場合については、あらかじめ届け出ることを求めているものです。
175	施行規則第84条	届出義務を定めた法第196条第2項に規定する「その法人の事業活動を実質的に支配することが可能なもの」の内容を施行規則案第84条で定める形となっているが、同条第2号の「その法人の事業活動の主要部分について継続的で緊密な関係を維持するその法人に対する関係」が具体的にどのような関係を意味するのか明らかにして頂きたい。 この意味が不明確であると届出義務の有無が一義的に明らかとならず、意図せず法令違反を犯してしまう可能性があるためである。また、他の一般的な制度との整合性という観点からは、「その法人の事業活動を実質的に支配することが可能なもの」(法第196条第2項)として主務省令で定める関係は、財務諸表等規則第8条第8項に定める「関係会社」として頂きたい。商先法において、関係する会社の概念を独自に定める必要性が特にないのであれば、このように一般的な制度と共通とすることで、意図しない届出義務違反などの危険が少なくなり、実務上の対応も容易となるためである。	ご意見を踏まえ、規定を修正します。
176	施行規則第84条第1項第1号	商先業者の行う業務に従事していた者が、他の法人の役員の過半数又は代表する権限を有する役員の過半数を占めた場合に、届出を要する規定を削除して頂きたい。実質的支配は、会社法施行規則第67条の実質的支配基準と平仄を合わせるべき。	
177	施行規則第84条第1項第1号	実質的支配は、会社法施行規則第67条の実質的支配基準と平仄を合わせるべきであり、かつて業務に従事していた者が役員に含まれるかという点を判断基準にすべきではない。	
178	施行規則第84条第1号	役職員の範囲を、現役の役員に限定してほしい。	

179	施行規則 第84条	施行規則案第84条各号に外形的に該当したからといって、法第196条第2項に言う「その法人の事業活動を実質的に支配することが可能なもの」に必ずしも該当するとはいえないのではないか。蓋然性が高い支配関係に的を絞るため、以下のような限定を加えるのはどうか。 第84条 法第196条第2項の主務省令で定める関係は、次に掲げる関係とする。ただし、財務上又は営業上もしくは事業上の関係から見て他の法人の意思決定機関(金融商品取引法施行令第15条の16第3項に規定する意思決定機関をいう。)を支配していないことが明らかであると認められる関係を除く。 一 商品先物取引業者の行う業務に従事し、又は従事していた者が他の法人(商品先物取引業者が、総株主等の議決権(金融商品取引法施行令第9条第1項第3号に規定する総株主等の議決権をいう。以下この条において同じ。)の100分の40以上2分の1未満に相当する議決権を保有する法人に限る)の役員の過半数又は代表する権限を有する役員の過半数を占めるその法人に対する関係 二 (以下略)	
180	施行規則 第90条第3項	商先業者が廃業等を行った場合の公告記載事項につき、商品市場における取引の結了の方法、委託者財産の方法に加え、「外国商品市場取引」「店頭商品デリバティブ取引」の場合の記載も追加すべきではないか。	国内市場取引の場合には、商品取引所が後見的に委託玉の処理をさせることが可能であることを前提として、取引の結了義務を商先業者に課することが可能であるものの、外国商品市場取引の場合には、商先業者が取引を結了するかどうかは外国商品市場のルールによって異なること、店頭商品デリバティブ取引については取引所ルールが存在しないことと考えられることから、外国商品市場取引と店頭商品デリバティブ取引に関しては、法律において廃業等の際取引の結了及び財産返還義務を課していないため、公告義務を課していません。
181	施行規則 第90条の2	取引開始基準として、特定委託者又は特定当業者であることを要求する体制を検討しているが、このような基準を設けることについては、各社の経営上の判断にゆだねられているという理解でよい。	法令を遵守している限りにおいて、貴見のとおりと考えられます。
182	施行規則 第90条の2	法第197条の3の告知義務を含む特定委託者・特定当業者制度関係の諸規定は、商品取引契約の当事者となる商先業者が適用対象とされており、例えば、商先業者が一方の商品先物取引業者のために「媒介」を行うに過ぎない場合は、基本的に適用されないものと考えてよい。	基本的に、貴見のとおりと考えられます。
183	施行規則 第90条の2	施行規則案第90条の8で、特定委託者成りしたものが一般顧客になった場合、一般顧客に戻る前の契約については特定委託者として扱う旨の規定があるが、本条で特定委託者が一般顧客成りした場合の規制等に関しても、一般顧客成り以前に契約したものに關する規制等は特定委託者として扱われるとの理解でよい。	基本的に、貴見のとおりと考えられます。
184	施行規則 第90条の2	告知の方法については、顧客が告知内容を的確に理解できるように行われるのであれば、様式を含めた方法については問わないとの理解でよい。 また、交付する書面、業者が同意を行う書面については、例えば、他の顧客説明資料などの書面上に告知内容を記載し、説明することで問題ないとの理解でよい。 (以上、施行規則案第90条の5、第90条の8、第90条の10、第90条の14、第90条の15、第90条の17、第90条の18、第90条の20、第90条の22についても同じ)。	基本的に、貴見のとおりと考えられます。
185	施行規則 第90条の2	特定委託者への告知については、法第215条における顧客の適合性に則った勧誘・説明を行うことを前提として、勧誘開始以降取引の締結までのいずれかのタイミングで実施し、顧客意向を確認しつつ対応することによってよい(以上、特定当業者への告知・同意についても同様)。	基本的に、貴見のとおりと考えられます。
186	施行規則 第90条の2	特定委託者であっても、施行規則案第90条の2の告知の段階で業者として、原則一般顧客への移行を促し、顧客の応諾を得る対応は問題ないとの理解でよい(一般顧客への移行の強要や顧客が特定委託者のままでの対応を要望した場合は除く。以上、特定当業者への告知・同意についても同様)。	業者の自主的な対応として、特定委託者又は特定当業者に対して一般顧客と同様の対応を行うことも妨げられませんが、業者が特定委託者又は特定当業者の意思に反して一律にそうした対応を行うことは、法適用の柔軟化を図る制度趣旨に合致せず許容されないことに留意が必要と考えられます。

187	施行規則第90条の3	電磁的方法による書面交付（顧客区分に関する書面および契約締結前交付書面など）については、顧客の承諾を要することになるか。仮に、承諾を必要とする場合、「口頭による承諾」も認めて頂きたい。	契約締結前交付書面などは委託者保護の観点から交付が義務付けられているものであり、当該書面は商品取引契約の締結するためなどに重要な情報が記載されているものです。法第217条第2項等の規定により電磁的方法で書面を交付する場合には、顧客の承諾を得る必要があり、当該承諾については、施行令第31条第1項等の規定により書面等による承諾を得なければならないとされていることから、口頭による承諾は認められません。
188	施行規則第90条の4	施行規則案第90条の4第2号に「ファイルへの記録の方式」とあるが、具体的に何を示せばよいのか。例えば、PDFなどのファイル形式を示せば足りるのか。	「ファイルへの記録の方式」とは添付ファイルを使用する場合の使用ソフトウェアの形式、バージョンを記載することが考えられます。
189	施行規則第90条の5	復帰申出を承諾する場合に交付する書面の記載事項について、特定委託者への復帰申出を規定した法第197条の4第11項の「承諾する日その他主務省令で定める事項」に基づく施行規則案第90条の5では、改めて承諾日を規定していないが、一般顧客への復帰申出を規定した同法第197条の5第12項の「承諾する日その他の主務省令で定める事項」に基づく施行規則案第90条の10第1号では、承諾日を規定している。 施行規則案の表現が異なっている理由は何か。	法第197条の4第11項には「その他主務省令」と、法第197条の5第12項には「その他の主務省令」と規定しているためです。
190	施行規則第90条の7	法第197条の5第2項では、特定委託者等の法人が特定委託者として取り扱われる期間を、原則1年間と規定しているが、施行規則案第90条の7は、1年以内で商先業者が期限日を任意に設定できる趣旨であり、その手続を規定しているとの理解でよい（施行規則案第90条の13、第90条の19も同じ。）。	貴見のとおりと考えられます。
191	施行規則第90条の7第2項・第90条の19第2項	最も遅い日ということは、当該一定の日が複数設定可能ということか。	
192	施行規則第90条の7	特定委託者等以外の顧客である法人が特定委託者とみなされる場合の期限日を「一定の日」と定めた場合において、当該「一定の日（＝期限日）」をはじめて特定委託者とみなす旨の「承諾日」とする場合においては、法第197条の5第2項柱書の「承諾日から起算して1年を経過する日」の適用を受けるものとして取り扱い、翌年の期限日までとしてよい。	「一定の日」を期限日と定めた場合には、「承諾日から起算して1年を経過する日」ではなく、「当該『一定の日』であって、承諾日から起算して1年以内の日のうち最も遅い日」とする必要があると考えられます。
193	施行規則第90条の7第1項	期限日について一定の日を定める場合、顧客一般が当該「期限日の定め」を的確に認識できるように行われるのであれば、例えば、ウェブサイト等や書面の交付等による公表も認められるとの理解でよい。	「期限日」の公表方法については、「適切な方法」により行うこととされている（施行規則90条の7第1項）ほかは特段の定めはないことから、顧客一般が当該「期限日の定め」を的確に認識できるように行われるのであれば、例えばウェブサイト等や書面の交付等による「公表」も認められるものと考えられます。
194	施行規則第90条の7第1項	適切な方法とはウェブサイトでの掲載も可能か。	
195	施行規則案第90条の7・第90条の19	特定当業者、特定委託者に移行した一般顧客に関する「期限日」の公表方法については「適切な方法」により行うこととされているほかは特段の定めはないことから、顧客が当該「期限日」を適格に認識できるように行われるのであれば、例えばウェブサイトでの掲載による「公表」も認められると理解してよい。	

196	施行規則第90条の8	施行規則案第90条の8に規定する特定委託者の取扱いの申出を行った法人から徴収する同意書面の記載事項について、以下の事項に関して見解を示されたい。 ①同意書面の記載事項には「承諾をする日」を求められているが、当該書面は商品先物取引業者が承諾する前に法人から徴収することになるので、「承諾する日」は承諾の予定日として記載することしかできないが、それでも構わないとの理解でよいのか。 ②上記①の場合において、実際の「承諾日」及び「期限日」が同意書面に記載した「承諾日」及び「期限日」と異なることとなった場合、商先業者は実際の「承諾日」及び「期限日」を当該顧客に対して改めて書面で通知する必要があるのか。	①一般顧客への移行を申し出た特定委託者に交付すべき書面等には、承諾日を記載することが義務づけられており（法第197条の4第3項第1号）、当該書面を交付する段階において、承諾日が決定されていることが想定されているものと考えられます。 ご意見の事項の記載に当たっても、これを前提に記載することが求められるものと考えられ、仮に具体的な承諾日が確定していない場合は、例えば当該書面を交付する時点において見込まれている「承諾日」を記載することも可能と考えられます。 ②仮に、実際の承諾日が当該書面に記載した承諾日と異なることとなった場合には、商先業者は実際の承諾日を当該顧客に対して改めて書面で通知する必要があるものと考えられます。なお、一般顧客への移行を申し出た特定委託者に交付すべき書面等には、ご意見の「期限日」を記載することは求められていません（法第197条の4第3項、施行規則第90条の2）。
197	施行規則第90条の8	業として取り扱っている商品に係る最初のデリバティブ取引契約を締結してから経過した期間が1年未満で、かつ、業として取り扱っている商品以外に係る商品デリバティブ取引がない顧客は特定当業者成りとはできても、特定委託者成りとはできないという理解でよいのか。	ご質問の趣旨が明らかではありませんが、特定委託者以外の者であって、商品取引契約に基づく商品デリバティブ取引の取引対象商品のすべてについて当該取引対象商品である物品等の売買等を業として行っているものは、特定当業者以外の者であれば、特定当業者成りすることができますが、特定委託者成りすることはできません（法第197条の5第1項）。
198	施行規則第90条の8第2項第1号	一般顧客から、初回契約後に特定委託者として取り扱うよう申出を受け、商先業者が承諾した場合、承諾前の契約又は規定に基づく行為は、全て一般顧客としての対応が必要か。	ご意見の場合、承諾日以後、基本的には、当該顧客を一般顧客として取り扱う必要があるものと考えられます。
199	施行規則第90条の8第2項第1号	「期限日以前に締結した」とあるのは、「期限日以前の特定委託者成りしていた期間に締結した」ということか。	貴見のとおりと考えられます。
200	施行規則第90条の8第2項第4号	施行規則案第90条の8第2項第4号は、法第197条の5第2項第6号と同じ意味か。	貴見のとおりと考えられます。
201	施行規則第90条の8・第90条の19	施行規則案第90条の8（法第197条の5）において、特定当業者成りした一般顧客が特定委託者に移行できないのに対し、施行規則案第90条の19（法第197条の9）において、特定委託者成りした一般顧客が、特定当業者に移行できるのか。上記のように特定委託者成りした一般顧客が特定当業者に移行できるにもかかわらず、そもそも特定委託者であったものが、特定当業者成りできないのは、どのような理由か。	ご質問の趣旨が明らかではありませんが、ご意見の「特定委託者成りした一般顧客」は、当該商品取引契約に基づく商品デリバティブ取引の取引対象商品のすべてについて当該取引対象商品である物品等の売買等を業として行っている法人ではないため、特定当業者に移行できないものと考えられます（法第197条の5第1項及び第197条の9第1項）。
202	施行規則第90条の11第4号	施行規則案第90条の11第4号に規定する特定委託者扱いの申出を行うことができる個人の要件について、イの純資産要件、ロの投資資産要件、ハの契約締結後1年経過要件に関し、その確認方法や算定方法の解釈を示されたい。	施行規則第90条の11第4号イ及びロは、業者が顧客である個人の資産・負債の状況や資産内容を正確に把握する方法を有していないことを前提とした上で、「3億円以上」との水準が合理的に見込まれることを求めるものと考えられます。 当該要件への該当性の確認方法については法令に特段の定めはなく、また、商先業者に必ずしも法的に独自に調査する義務を課すものではなく、確認に係る基準を一律に定めることは困難と考えられますが、例えば、自社における当該顧客からの預り資産額、自社との取引状況、当該顧客の自己申告の内容及び当該顧客が任意に提供した資料等を活用することが考えられます。 これにより、全体として「合理的に判断」して、純資産及び投資性のある金融資産が3億円以上と見込まれることが必要となります。 一方、同号ハについては、自社における取引経験が要件ですので、商先業者が正確に把握する方法を有していることを前提としており、例えば、自社における取引経験を示す資料等を活用して判断する必要があります。
203	施行規則第90条の12	施行規則案第90条の9第2項では商先法第197条の5第8項の「承諾日」を「前回の期限日の翌日」と読み替える規定を置いているが、同様に法第197条の5第8項を準用する施行規則案第90条の12についても同じように第2項で承諾日についての読み替え規定を置かなくてよいのか。	ご意見を踏まえ、規定を修正します（施行規則第90条の9第2項）。

204	施行規則 第90条の 16第1号、 第2号	施行規則案第90条の16第1号及び第2号の「主たる原料又は材料」を削除し、「当該特定当事業者が売買等を業として行っている物品」のみを規定するだけでよいのではないか。	ご質問の趣旨が明らかではありませんが、当該特定当事業者が売買等を業として行っている物品のいわゆる川上・川下にあたる物品は、規定の趣旨にかんがみ、同号に規定される必要があるものと考えられます。
205	施行規則 第91条	営業所毎とは海外に関しては不要との理解でよいのか。	商先法の適用対象である商先業を行っていれば、海外に所在する営業所等にかかわらず、標識を掲げる義務があります。
206	施行規則 第91条	「業務の種別」は、法第2条第22項各号(例えば「店頭商品デリバティブ取引」と記載する)との理解でよいのか。	「業務の種別」とは当該商先業者が行う法第2条第22項各号に掲げる行為を記載することが考えられます。
207	施行規則 第91条	様式第9号で規定される大きさを確保する事を前提として、金商法における標識と同じプレート(紙面)上に併記するなど、効率的な対応は可能か。	標識の掲示については様式が定められているため、他の法令に基づいて基づいて掲げることとしている標識と併せて記載することは認められないと考えられます。
208	施行規則 第91条	標識掲示義務があるのは、商先業を行う本店、支店その他の営業所または事務所に限定され、商先業を行わない営業所や無人の店舗外ATM等については、標識掲示義務がないとの理解でよいのか。	貴見のとおりと考えられます。
209	施行規則 第91条	標識の材質等について特に制限はあるか。アクリル板に要記載事項が印字された紙を挟み込むという形であっても問題ないか。	標識について材質の制限はありません。
210	施行規則 第92条	外務員登録においては、日本語を話さない従業員も一定の要件(例えば、経験年数等)を満たせば試験なしで登録ができるよう手当をお願いしたい。	外務員試験制度や研修制度の要素については、一義的には現在登録事務を扱っている自主規制機関において判断されるべきものと考えられますが、貴重なご意見として今後の参考にさせていただきます。
211	施行規則 第92条	商先業者の役員又は使用人であって、商先業に該当しない業務(例えば、特定店頭商品デリバティブ取引に係る業務)のみを行う者については、法第200条第1項の外務員の登録を受ける必要はないという理解でよいのか。	個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるものと考えられますが、例えば特定店頭商品デリバティブ取引のみを行う業者の役員又は使用人であれば、不要であると考えられます。
212	施行規則 第92条	商先業者の店内業務に従事する役員又は使用人のうち、以下のいずれかの者は法第200条第1項に従い「外務員」として登録を受けなければならないという理解でよいのか。 ①勧誘を目的とした同法第200条第1項各号に掲げる行為の内容説明を行う者 ②同法第200条第1項各号に掲げる行為の勧誘を行う者 ③注文の受注を行う者 ④勧誘を目的とした情報の提供等を行う者	基本的には貴見のとおりと考えられますが、法第200条第1項各号に掲げる行為を行う者についても登録が必要と考えられます。
213	施行規則 第92条	登録外務員が商先業者内の人事異動に伴い一時的に外務員としての業務を行わなくなった場合は、法第203条第3号には該当しないという理解でよいのか。	貴見のとおりと考えられます。
214	施行規則 第92条	営業店の職員は取引先からニーズを伺うまでを行い、顧客への商品説明および約定は本部所管部署のみが行う体制をとる場合においても、営業店の行員は外務員登録が必要か。	個別商品の勧誘を目的として説明を行う場合は、外務員登録が必要と考えられますが、顧客の依頼に基づく客観的情報の提供の場合は不要であると考えられます。 具体的な規制の適用については、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。
215	施行規則 第92条	外務員登録は国内に限るものであり、海外での営業行為には規制が適用されないという理解でよいのか。	国外において非居住者である者を相手方として商品デリバティブ取引に係る勧誘行為が行われる場合には、当該行為は基本的には外務員登録義務の規制の対象とならないと考えられますが、具体的な規制の適用については、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。
216	施行規則 第92条	登録申請書の添付書類である施行規則案第92条第1項第1号の「住民票の写し」については、日本国籍を有する者は対応することができるが、そうでない者は「外国人登録事項証明書」を添付するとの理解でよいのか。	貴見のとおりと考えられます。
217	施行規則 第92条第 1項第1号	今回の未改正部分ではあるが、「登録を受けようとする外務員に係る住民票の写し等」には、運転免許証・健康保険証・各種福祉手帳・年金手帳・住民基本台帳・パスポート等のコピーが含まれるとの理解でよいのか。	登録申請書の添付書類の詳細につきましては、一義的には現在登録事務を扱っている自主規制機関において判断されるべきものと考えられますが、貴重なご意見として今後の参考にさせていただきます。

218	施行規則第92条	登録の更新に際しての添付書類である施行規則案第92条第2項第2号の「訴訟又は調停の発生状況及びその処理状況を記載した書面」については、様式第6号の「1. 訴訟又は調停の発生状況及びその処理状況」において「担当する外務員の氏名」が削除されたこと、「2. 商品先物取引業に関して処分等を受けた職員」において記載すべき職員が「商品先物取引業に関して禁固以上の刑若しくは法若しくはこれに相当する外国の法令による罰金の刑に処せられ、又は法の規定に基づく処分を受けたことのある者をいう。」であり、必ずしも商先業者又は商品先物取引仲介業者が常に把握できる情報ではないことから、添付書類として不要ではないか。	外務員の登録の更新を行うに当たっては、更新を受けようとする外務員に係る法令違反行為につき審査する必要があるため、当該規定を削除することは適当ではないと考えられます。 なお、規定の明確化の観点から、規定を修正することと致します。また、当該規定に基づく書面については、必ずしも様式第6号に基づき作成する必要はありません。
219	施行規則第92条	法第200条第3項に定める申請書と第4項で定める履歴書との関係は何か。	法第200条第4項に規定する履歴書は、法第200条第3項各号に掲げる事項を記載した申請書の提出の際の添付書類です。
220	施行規則第92条	法第200条第3項第2号ハ及びニについて、 ①申請者本人記載の履歴書(同条4項規定)による提出として頂きたい。 ②また、記載事項は所属業者とその業者所属における外務行為の有無(期間の記載に代えて)とすることを許容して頂きたい。	外務員の登録申請は、商先業者により行われることとなりますが、当該申請書の記載者が外務員であることは妨げられるものではありません。 なお、申請書の記載に際しては、外務員の職務を行ったことの有無だけでなく、外務行為を行った期間等、法第200条第3項各号に掲げる事項を記載する必要があるものと考えられます。
221	施行規則第92条	知識及び経験を有することを証する書面は任意の様式との理解でよい。	貴見のとおりと考えられます。
222	施行規則第92条	「登録を受けようとする外務員が法第200条第1項各号に掲げる行為を公正かつ的確に行うことができる知識及び経験を有することを証する書面」(施行規則案第92条第1項第3号)、とはどのような書面を想定しているのか。	ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、登録を受ける際の添付書類として、法第200条第1項各号に掲げる行為を公正かつ的確に行うことができる知識及び経験を有することを証する書面が必要であると考えられます。なお、様式については、法令上特段の定めはありません。
223	施行規則第92条第2項第2号・第117条第2項・様式第6号	施行規則案第92条において「訴訟又は調停の発生状況及びその処理状況」とは、当該更新を行う外務員の「店頭商品デリバティブ取引に関する状況」との理解でよい。この理解であれば、月次等別途報告を求められていることから、外務員更新毎の外務員別報告は不要として欲しい。 施行規則案第117条第2項については、月次ではなく、「都度遅滞なく」にして欲しい。	施行規則第92条については、外務員の登録の更新を行うに当たっては、店頭商品デリバティブ取引に係るものに限らず、更新を受けようとする外務員に係る法令違反を把握する必要があるものと考えられます。そのため、当該規定を削除することは適当ではないと考えられます。 なお、規定の明確化の観点から、規定を修正することとします。また、当該規定に基づく書面については、必ずしも様式第6号に基づき作成する必要はありません。 施行規則第117条第2項については、毎月報告する必要があるものと考えられます。
224	施行規則第93条第4号	実務上の負担を考慮し、外務員登録原簿の記載事項を緩和して頂きたい。	登録原簿の記載事項について緩和することは、監督上適当ではないものと考えられます。
225	施行規則第97条各号	現在、国内取引所取引について、慣習的に、当日の分離保管等の措置を行っているものの、当日発生した差損益金にかかる措置については時間的な理由により措置が困難な場合がある。当日の委託者資産額の分離保管等に関する措置を、商品取引清算機関における清算事務と同様に翌日に行うことは認められるか。	分離保管の対象となる財産は、原則として、入金日又は取引日に計算されるべきと考えられますが、入金日又は取引日の当日に計算処理できない特別な事情がある場合には、異なる取扱いも認められるものと考えられます。
226	施行規則第98条の3第1項第1号へ	①いわゆる商品CFD取引において、営業日の終了時間が、外国市場のクローズにあわせて翌日の午前時間帯までであった場合、施行規則案第98条の3第1項第1号へ「満たないこととなった日」とは当該営業日の終了時間が属する日という理解でよい。 ②いわゆる商品CFD取引において、当該商先業者と信託銀行の営業日が異なっている場合に、「二営業日以内」の営業日は、当該商品先物取引業者の営業日ではなく信託銀行の営業日として取り扱ってもよい。	
227	施行規則第97条第1項第6号	施行規則案第97条第1項第6号「金銭及び有価証券」は、「金銭及び有価証券その他の物」にすべきではないか。第71条第6号も同様に「金銭及び有価証券その他の物」にすべきではないか。	ご意見を踏まえ、規定を修正します(施行規則第71条第6号、第97条第1項第6号)。
228	施行規則第97条の3第1項第2号	商品先物取引(取引所取引)について、取引所又は清算機関に取引証拠金等の顧客資金が預託された場合、分離保管の対象から除かれるという理解でよい。	基本的に、商品取引所又は商品取引清算機関に預託された証拠金については、分離保管が必要な財産には該当しないものと考えられます(施行規則第97条第1項)。

229	施行規則第97条・第98条	ISDA又は同等のデリバティブ取引基本契約のCSAに基づき現金の授受が行われた場合、当該現金は、分離保管の対象となるか。	店頭商品デリバティブ取引に関し委託者等から預託を受けた金銭は、原則として、分離保管の対象となりますが(法第210条第2号)、施行規則第98条の2第1項第2号イないしニに該当する場合には、分離保管の対象になりません。
230	施行規則第98条の2第1条第2号ハ	分離すべき財産から控除できるものとして、店頭商品デリバティブ取引に関して、「委託者等の計算による店頭商品デリバティブ取引であって決済を結了していないものに係る差損金」を規定しつつ、「委託者等の計算に属する金銭、有価証券等と相殺できるもの」に限定しているが、この限定はなくすべきである。	施行規則第98条の2第1項第2号ハは、顧客資産の十分な保護の観点から分離保管の対象外とされる財産を規定しており、ご意見の修正は適切ではないと考えられます。なお、例えば、顧客から有価証券を預かった場合等については、同号ホによって「契約により商品先物取引業者が消費できる有価証券」が分離保管の対象外とされており、また、これに該当しない場合であっても、施行規則第98条の3第4項に規定する方法による保管が認められている点に留意する必要があります。
231	施行規則第98条の2第1項第2号ニ・第98条の3第1号、第2号	個人委託者等以外の委託者等との関係では、施行規則案第98条の3第2号イからニに掲げるいずれかの措置を講じるべきとされており、そのうちロに信託契約の締結が規定されている。第98条の3第1号に基づく特定信託の要件を満たす信託に信託する場合であれば、第98条の3第2号ロに定める要件を満たすと考えてよいか。	法令の規定に則り委託者保護に支障がない限りにおいては、排除されるものではないと考えられます。
232	施行規則第98条の2第1項第2号ニ	施行規則案第98条の2第1項第2号ニの「以下この二において同じ。」は、「以下この二において同じ。」ではないか。	ご意見を踏まえ、規定を修正します(施行規則第98条の2第1項第2号ニ)。
233	施行規則第98条の2第1項	金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律第2条第1項に規定する特定金融取引には、店頭商品デリバティブ取引が含まれるか。	金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律第2条第1項に規定する特定金融取引には、店頭商品デリバティブ取引が追加される予定です(金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律施行規則に係る改正案(平成22年8月27日金融庁公表)第1条第7号)。
234	施行規則第98条の2第1項	例えば、金融商品デリバティブ取引の顧客の評価損分が分離管理の必要額計算上控除できるとし、従って例えば顧客から100の担保の差し入れがあり、店頭商品デリバティブ取引の顧客の評価損分が30、金融商品デリバティブ取引の顧客の評価損分が20である場合、商先法上の分離保管義務の対象となるのは、50の超過分が分離管理対象となるという理解でよいか。	基本的には、貴見のとおりと考えられます(施行規則第98条の2第1項第2号ハ及びニ)。
235	施行規則第98条の2第1項	CSAに基づき消費貸借の形式で担保差し入れを行っている場合は、担保を受け取っている当事者がいつでも消費できるはずであるので、この場合は、分離保管の対象外としてほしい。	いわゆるISDA-CSA契約により商先業者が消費できる一定の有価証券は、分離保管義務の対象とはならないものと考えられます(施行規則第98条の2第1項第2号ホ)。
236	施行規則第98条の2第2項	有価証券の時価を定める方法につき、各商先業者が公正かつ相当であると判断する方法であれば許容され、法令上特定の方法を指定することはないとの理解でよいか。	有価証券の時価を定める方法は、法令上特定の方法を定めるものではありませんが、社会通念上公正かつ妥当な方法である必要があると考えられます。
237	施行規則第98条の2	「法第210条第2号の主務省令で定めるもの」に店頭商品デリバティブ取引のカバー先が一定の要件を満たす分離保管措置を講じている場合を加えてほしい。	ご意見の場合については、基本的には分離保管の対象とはならないものと考えられます(施行規則第98条の3第1項第2号ハ)。
238	施行規則第98条の2	1つの基本契約書に基づき、店頭商品デリバティブ取引に該当しないコモディティ・デリバティブ取引も同時に行っている場合、施行規則案第98条の2第1項第2号ニのみを取り出して計算することは実務上不可能である。一括清算法の適用がある取引のみならず、破産法等で同様の扱いを受けうる取引について、一般的に、分離保管の対象にならないよう変更してほしい。	分離保管対象から除かれているものを、分離保管対象に含めたとしても、法令に違反するものではありません。
239	施行規則第98条の2・第98条の3	施行規則案第98条の2第1項第2号ロに規定する委託者等未収金及び同号ハに規定する差損金は、個別特定信託必要額から控除されるのか。控除されるのであれば、控除できる等明記してほしい。	施行規則第98条の2第1項第2号ロに規定する委託者等未収金、及び同号ハに規定する差損金は、分離保管義務の対象に該当しないため、個別特定信託必要額から当然に控除されます(法第210条第2号、施行規則第98条の2第1項第2号ロ、ハ、第98条の3第1項第1号)。
240	施行規則第98条の3第1項	施行規則案第98条の3によれば、特定信託について、金商法上の「対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等に係る顧客分別金信託」と同一の信託を用いて分離保管を行うことは可能か。	商先法上は、法令の規定に則り、委託者保護に支障がない限りにおいては、排除されるものではないと考えられます。

241	施行規則第98条の3第1項	商品市場における取引に関する財産の分離保管を目的とした信託と店頭商品デリバティブに係る分離保管目的の信託をそれぞれ信託先を分けて管理し、かつ当該信託必要額の差替計算を毎日行うことが求められる場合には、現状よりも当該信託の管理・運用が実務上難しくなるため、委託者保護に支障のない限りにおいて一つの信託先で管理することを容認して頂きたい。	
242	施行規則第98条の3第1項	施行規則案第98条の3第1項第1号イ及び同項第2号によれば、「個人である委託者等」と「個人委託者等以外の委託者等」の分離保管を同一の信託にて行うことに問題はないか。	
243	施行規則第98条の3第1項	個人委託者等以外の委託者等を相手とする場合の財産分離方法として信託勘定を設定する方法を規定しているが、この信託勘定を金商法に基づく顧客分別金信託(業府令第141条第1項)や顧客区分管理信託(業府令第143条の2第1項)と同じ信託勘定をこの目的に使うことが許容されるかどうかを確認させて頂きたい。	
244	施行規則第98条の3第1項	信託に顧客財産の保全は、FX、証券CFDと合わせひとつの信託契約で行うことは許容されるのか。	
245	施行規則第98条の3第1項	施行規則案第98条の3第1項で規定される信託は、金融商品取引業等に関する内閣府令に定める顧客区分管理信託及び対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等にかかる顧客分別金信託と同一の要件が規定されているが、まとめて一つの信託契約を締結することは認められるのか。	
246	施行規則第98条の3第1項	包括契約のもと差し入れられる店頭デリバティブ取引に係る担保や保証金は包括的・商品横断的となっており、CSA等に基づき店頭商品デリバティブ取引および他の金融商品デリバティブ取引すべてをネットtingした後の評価額に応じて、これら取引すべてに係る担保を包括的に管理している。さらに、CSAのもとで設定されている独立担保額やThresholdは、すべての取引に対して包括的・横断的エクスポージャーを計算し担保所要額を算定しているため、それぞれ個別に帰属する取引に区分し店頭商品デリバティブ取引および他の金融商品デリバティブ取引とに分けることは実務上困難と考える。加えて、金融商品取引法のもとでの分別管理若しくは区分管理義務がある場合、超過分を厳密にどちらの取引に帰属するか分けることもまた非常に困難である。従って、これらを同一の信託勘定で管理することを認めて頂きたい。	
247	施行規則第98条の3第1項第1号	個人である委託者等については信託契約を締結することとあるが、カバー取引相手方等または媒介等相手方によって当該国の取引所取引等に関して当該国の法律において分離保管措置を講じる旨の定めがあり、預託資産の保全がされていると認められる場合、施行規則案の第2号を準用可能として頂きたい。	外国商品市場取引に関し、委託者等から預託を受けた金銭等のうち、外国において適法に保管された財産の一部については、分離保管義務の対象にはならないものと考えられます(法第210条第2号、施行規則第98条の2第1項第1号)。
248	施行規則第98条の3第1項第1号	外国商品市場取引には、分離保管措置は適用しないでしょう。	
249	施行規則第98条の3第1項第1号ホ(iii)	施行規則案第98条の3第1項第1号ホ(iii)「公社、公庫及び公団の発行する有価証券その他政府がその元利金の支払を保証しているもの」は修正不要か。	施行規則第98条の3第1項第1号ホ(iii)「公社、公庫及び公団の発行する有価証券その他政府がその元利金の支払を保証しているもの」とは、業府令第141条の2第1項第5号イ(3)と同様の内容とすることとしているため、ご意見の修正は不要と考えられます。
250	施行規則第98条の3第1項第2号ロ(1)	施行規則案第98条の3第1項第2号ロ(1)の「信託財産が安全に運用される」とは、委託者が合理的に「安全」と判断できる範囲内で運用することができるという意味か。この場合、「安全」のレベルの客観的な基準を示してほしい。	例えば、施行規則第98条の3第1項第1号ホに掲げる運用を行う場合には、信託財産が安全に運用されるものと考えられます。

251	施行規則第98条の3第4項第6号	施行規則案第98条の3第4項第6号に定める「共有しているため前各号に定める方法により管理することができない」場合とはどのような場合か。	商先業者と委託者等との共有関係にある有価証券等については、商先業者分と委託者等分を物理的に区分して分別して管理することは不可能であると考えられます。
252	施行規則第99条第2項	施行規則案第99条第2項の「…業務の態様に応じて合理的な方法により…」とは、どのような方法であるのか明示されたい。	個別事例ごとに実質的に判断されるものと考えられます。
253	施行規則第100条第2項・第117条第1項第1号	第100条第2項に基づく純資産額規制比率の月次届出は、第117条第1項第1号の月次報告書の純資産額規制比率の部分と重なっていますので、月次報告書で提出することとして良いか。	ご意見を踏まえ、規定を修正し、純資産額規制比率の月次の報告は様式第12号の月次報告書で行うこととします。
254	施行規則第100条及び第100条の2	金商業者であって「自己資本規制比率」を日々算定、法令等に従い報告、公衆の縦覧に供している場合は、純資産額規制比率の届出等を自己資本規制比率での報告等をするにより免除できないか。	商先業者（施行令第28条各号に掲げる者を除く。）であれば純資産額規制比率に関する規制（純資産額規制比率の算出、報告及び縦覧等）の適用対象となります。
255	施行規則第100条・第100条の2	弊社が商先業者と該当することとなった場合には、第一種金融商品取引業者である弊社は、純資産額規制比率の算定及び届け出及び縦覧が必要となるのか。	
256	施行規則第100条・第100条の2	第一種金融商品取引業者（証券会社）を純財産額規制比率の適用対象とせざるを得ないとの判断になったとした場合には、上記に記載いたしましたとおり、第一種金融商品取引業者（証券会社）は、金商法第46条の6に規定する自己資本規制比率を算定いたしておりますので、施行規則案第100条及び第100条の2において、純財産額規制比率を自己資本規制比率で代用することとして頂くことはできないか。	
257	施行規則第100条第2項	証券会社（金商業者）でいうところの自己資本規制比率と計算方法や報告及び開示ルールがほとんど金商法と変わらないので、金融庁に毎月提出しているモニタリング資料と同様の様式での報告を認めてもらいたい。	様式は法定様式に従って提出されることが必要です。 なお、規定を修正し、純資産額規制比率に関する月次の届出は様式第11号の月次報告書で提出を求めることとします。
258	施行規則第100条の2	商先法第211条第3項に規定する公衆の縦覧に供する純資産額規制比率を記載した書面は、商先業者が施行規則案第100条の2に規定する事項を網羅していれば様式は問わないとの理解でよいか。	貴見のとおりと考えられます。
259	施行規則第100条の2	公衆の縦覧に供する場所はすべての営業所又は事務所と規定しているが、コールセンター等においても縦覧に供する必要があるのか。また、公衆の縦覧に供する方法は、ロビー等において掲示するほか、閲覧者からの求めに応じて提供することでもよいのか。	コールセンター等が営業所又は事務所であるならば、縦覧に供する必要があるものと考えられます。 閲覧者からの求めがあつて、初めて提供するという方法は公衆の縦覧には供していないものと考えられます。
260	施行規則第100条の3	取引先を訪問しセールス活動を行う際に利用するセールス資料のうち、例えば特定の想定元本金額・期間等を表示している、当該顧客のために個別に作成した提案書は、広告等に該当しないとの理解でよいか。	個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものですが、単独の顧客のみを対象として当該顧客に即した情報の提供については、基本的に「多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供」（施行規則第100条の3）に該当せず、「広告等」に該当しないものと考えられます。
261	施行規則第100条の3	広告類似行為の定義として、「多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供」とあるところ、単一の顧客のためにのみ使用する勧誘資料は広告に当たらないという理解でよいか。	
262	施行規則第100条の3	いわゆる相場情報提供資料であつて、特定の商品を勧誘するものではないことを明示していれば、広告等には該当する訳ではないとの理解でよいか。	基本的には、貴見のとおりと考えられます。
263	施行規則第100条の3第1項第3号イ	「商品取引契約の名称又は通称」とは、具体的にどのようなものか。「店頭商品デリバティブ契約」とすれば足りるか。	個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものですが、「商品取引契約の名称又は通称」とは、当該契約が一般的に呼ばれている名前を指します。当該契約が一般的に「店頭商品デリバティブ契約」と呼ばれている場合は、そういった記述で足りると考えられます。

264	施行規則第100条の3～第100条の6	施行規則案第100条の3以降の広告規制を充足するためには、例えば、第100条の5に規定する顧客が支払うべき対価に関する事項に関してであれば、「証券CFD」にかかる手数料と「店頭商品デリバティブ取引（商品CFD）」にかかる手数料を混然一体（区別なく）で書くのではなく（例：CFDに係る手数料は無料）、それが商品CFDの手数料であることが明確にわかるよう別々に記載する必要があるのか（例：証券CFDに係る手数料は無料。商品CFDに係る手数料は無料。）。	商先法上は、「商品CFD」の手数料が無料であることを示すために、「CFDに係る手数料は無料」と記載することは許容されると考えられます。
265	施行規則第100条の3	以下の個別商品の勧誘の意図がない行為が、各々広告規制の対象となる「広告に該当するかを確認したい」。 ①個別商品名の記載はあるが、直接的な誘引文言がない資料を、個別商品の取引を誘引する目的ではなく多数の者に情報提供する行為 ②既に取引関係のある顧客に対し、アフターサービスの一環として、個別商品名の記載はあるが、直接的な誘引文言がない資料を、個別商品の取引を誘引する目的ではなく多数の者に情報提供する行為 ③取扱商品一覧など、一般的な業務内容のみを記載した資料を多数の者に配布する行為	ご意見の行為が広告等に該当するかどうかについては、個別の商品の誘引目的等を勘案し、実態に即して判断されるべきものと考えられます。
266	施行規則第100条の4	個別の商品取引の概要について言及しない事を前提に、ウェブサイトに掲示する「会社の事業活動を紹介するための情報提供」や「株主向けの情報開示」等、単なる取扱業務の紹介に留まる文章は広告等の規制をうける「商品先物取引業の内容」には該当せず、特段の対応は不要との理解でよい。	貴見のとおりと考えられます。
267	施行規則第100条の4	本条の規定は、施行令第29条第4号、施行規則案第100条の5第1号の事項については他の広告記載事項より大きなフォントで記載することを求める趣旨であり、例えば当該広告の中で一部分のみ大きなフォントサイズを使用している場合などに非常に大きなフォントで当該事項を記載することまでを求める趣旨ではないと理解しているが、その理解でよい。	「非常に大きなフォント」の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、リスク情報等について広告等の中で最大の文字を用いることまで義務付けたものではありません。
268	施行規則第100条の5	手数料等には、商品デリバティブ取引における「売付けの価格と買付けの価格の差であるスプレッド自体」は入らないことを確認したい。また、このような場合の手数料の記載方法は「お取引の対価のみをお支払い頂くことになります。」といった記載であれば良いことを確認したい。	取引の対象となるものそれ自体の対価は「手数料等」に当たらないものと考えられるため、商品デリバティブ取引における売付けの価格と買付けの価格の差であるスプレッド自体は、基本的には「手数料等」に該当しないものと考えられます。また、記載方法についてはご提示のもので足りると考えられます。
269	施行規則第100条の5	店頭商品デリバティブ取引の場合そもそも「手数料」という形で顧客から金銭を受領しておらず、収益は取引の対価に含まれているのが一般的である。こういった場合、「顧客が支払うべき対価に関する事項」は存在しないという理解でよい。	
270	施行規則第100条の6第1項第1号	施行令第29条第4号では「顧客に損失が生ずることとなるおそれがあるか」かつ「当該損失の額が取引証拠金等の額を上回るおそれがある場合」を広告記載事項としているので、施行規則第100条の6第1項第1号「当該損失の額が取引証拠金等の額を上回るおそれがある場合を除く」は不要ではないか。	両条文は重複を避けるために置かれたもので、異なる場合を指すものと考えられます。
271	施行規則第100条の6第1項第2号イ、ロ、ハは、それぞれどういった取引を指しているのか。	売付けの価格と買付けの価格の差とは、オファービッドを指しているとの理解でよい。施行規則案第100条の6第1項第2号イ、ロ、ハは、それぞれどういった取引を指しているのか。	売付けと買付けの差とは、いわゆるビッドとオファーの差に当たると考えられます。施行規則案第100条の6第1項第2号イはいわゆる現金決済先物取引や商品指数先物取引を、ロはいわゆるオプション取引を、ハはいわゆるスワップ取引を指しています。
272	施行規則第100条の6第1項第2号ハ	約定した期間の開始時とは、約定時を指すのかそれとも計算期間開始日等を指すのか。	ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、一般的には計算期間開始日等を指すものと考えられます。
273	施行規則第100条の6第3号	行政上監督を必要とする「重要な事項」については、施行規則やガイドライン等の指針ではなく、自主規制機関において列挙させるべきである。CMの時間的に限定された範囲内（新聞広告においてはスペース）ですべての重要事項等を流すことは到底無理があり、事実上の禁止行為として受け止められない。	広告等規制によって表示が義務づけられている事項が網羅されていれば、具体的な表示等については、自主規制機関の自主規制で別途定めることは差し支えありません。なお、テレビCM・ラジオCM等における広告等につきましては、一部の事項のみを表示すれば足りることとしております（施行規則第100条の3第4号）。

274	施行規則第100条の6第3号	「商品取引契約に関する重要な事項について顧客の不利益となる事実」とは、具体的に何を指すのか。	「商品取引契約に関する重要な事項について顧客の不利益となる事実」を典型的に明示することは困難ですが、例えば、典型的な契約と比較して顧客に有利な条件が定められている契約において、そうした条件設定を可能とするため、顧客の不利益となりうるような契約条件が内在しているような場合には、当該条件となる「顧客の不利益となる事実」を表示すべきものと考えられます。
275	施行規則第100条の7	施行規則案第100条の7は、店頭商品デリバティブ取引の場合も、対象となるのか。	ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、施行規則第100条の7については、店頭商品デリバティブ取引に関して適用が除外されるものではありません。ただし、該当する事項がない場合を除きます。
276	施行規則第101条第1号	「上場商品構成物品又は上場商品指数の種類」の定義・違いを教えてください。	「上場商品構成物品の種類」とは法第10条第1号に規定する上場商品構成物品の種類を、「上場商品指数の種類」とは法第2条第8項に規定する上場商品指数の種類をいいます。
277	施行規則第101条第1号	「上場商品構成物品又は上場商品指数の種類」とは、「上場商品構成物品」又は「上場商品指数の種類」なのか、「上場商品構成物品の種類」又は「上場商品指数の種類」なのか確認したい。	施行規則第101条第1号「上場商品構成物品又は上場商品指数の種類」とは、「上場商品構成物品の種類」又は「上場商品指数の種類」をいいます。例えば、金、白金、日経・東工取商品指数がこれらに該当します。
278	施行規則第102条第1項第1号	顧客から指示を受けるべき事項の適用除外について、外国兄弟会社の場合にも認めて頂きたい。	貴重なご意見として今後の参考にさせていただきます。
279	施行規則第102条第1項第1号	施行規則案第102条第1項第1号中「外国商品先物取引業者」は、施行令第2条第2号の「外国商品先物取引業者」と同一の意味で用いられていることを確認したい。	ご意見を踏まえ、規定を修正します(施行規則第102条第1項第1号)。
280	施行規則第102条第1項第2号	①非居住者からの商品市場取引及び外国商品市場取引における時差を考慮しての受託と同様に、居住者が外国商品市場取引を行う場合についても、時差を考慮して同様の手当てをしてもらいたい。 ②非居住者が外国商品市場取引を行う場合は、商先法の規制が及ばないという理解でよいのか。	①ご意見を踏まえ、居住者が外国商品市場取引を行う場合について、時差を考慮して必要な幅を持たせた同意による取引を一任売買の禁止の対象外とするよう、規定を修正します(施行規則第102条第1項第3号)。 ②国内で行われる勧誘であれば、相手方が非居住者であっても、商先法の対象となるものでありますが、具体的な取引に対する商先法の適用の有無については、個別事例ごとに取引の実態に即して、実質的に判断されるべきものと考えられます。
281	施行規則第102条第1項第3号	施行規則案第102条第1項第3号の「ロスカット取引」は、委託者等の保護に繋がり積極的に導入を促すべき取引形態なので、書面での同意は必要ないのではないのか。	委託者があらかじめ定めた額の損失又は利益が発生した場合において、委託者から指示がない事項について、電子計算機による処理等により決済を結了させる取引に係る契約は、委託者保護等の観点から、書面によってその内容を明確にする必要があると考えられます。
282	施行規則第102条	海外関係会社の計算による国内取引所取引及び外国取引所取引を、取引一任契約に基づいて商先業者が行う場合、商品先物取引業者が一任を受ける相手方はあくまで海外関係会社でありここで言う「顧客」ではないと考えられるため、法第214条第3号の禁止に該当せず、行うことは禁止されていないという理解でよいのか。	ご質問の趣旨が明らかではありませんが、ご意見の取引一任契約は、商品投資に係る事業の規制に関する法律第2条第2項に規定する商品投資顧問契約に該当する場合が多いと考えられるところ、いわゆる海外関係会社との間でのみ行う商品投資顧問契約に基づいて商品投資(同法第2条第1項に規定する商品投資をいう。)を行う行為は、商品投資顧問業(同法第2条第3項に規定する商品投資顧問業をいう。)に該当しない場合が多いと考えられますが、いずれにしても、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。
283	施行規則第102条	法第214条第3号の適用除外行為として、取引一任契約に基づき商先業者が行う商品デリバティブ取引であって、当該商先業者が当該取引一任契約について所管官庁に一定の事項を届け出ている場合を追加して頂きたい。	
284	施行規則第102条の2	施行令第30条の対象となる契約は、それ自体において取引の仕組みが複雑で危険性が高く、適合性を有しない者が自ら希望しないにもかかわらず勧誘されて取引を開始した結果、被害が続出したため不招請勧誘が禁止されたものである。そのことは、既に同種の別の取引を経験している者についても同様であり、その財産状況や投資意向如何によっては、適合性を欠く場合も少なくないと考えられるため、施行規則案第102条の2は削除すべき。	不招請勧誘の禁止は、利用者のサービスへのアクセスを制限する面もあるため、対象範囲を慎重に検討する必要があるところ、継続的取引関係にある個人顧客との取引については、これを除外することが適当であると考えられます。なお、商品取引契約の委託等に関する勧誘を受けない旨の意思表示した者に対する勧誘の禁止(法第214条第6号)や、適合性の原則(法第215条)等の規制は、当該顧客と継続的取引関係にあるか否かを問わず適用されるものと考えられます。
285	施行規則第102条の2	不招請勧誘禁止の例外を施行規則で認めるのは、不招請勧誘禁止規定を、脱法化、骨抜きにすることであり、認めるべきでない。	

286	施行規則第102条の2	既に商品取引契約を締結しているからと言って、その者が取引について十分な知識を有しているわけでは必ずしも無く、適合性に欠ける場合はなお存在するものと考えられるため、施行規則案第102条の2は削除すべき。	
287	施行規則第102条の2	当該商先業者との間で商品取引契約や金融商品取引契約を既に締結している者についても、不招請勧誘禁止を適用すべきである。	
288	施行規則第102条の2	商品取引継続中の顧客は、取引によって精神的に消耗しているケースが非常に多い。また、金融商品の既存顧客を例外とすることにも、どこに妥当性があるのか理解できない。したがって、「継続的取引関係にある顧客」を不招請勧誘の禁止の例外とすることに反対。	
289	施行規則第102条の2	当該商先業者との間で商品取引契約や金融商品取引契約を既に締結している者についても、不招請勧誘禁止の適用除外とすべきではない。	
290	施行規則第102条の2	施行規則案第102条の2において、第1号の「施行令第30条に規定する商品取引契約」を商先業者と締結している顧客については、当該商先業者と継続的取引関係にあるとして不招請勧誘の禁止が適用されないとしている。この商品取引契約とは取引口座を開設するための基本契約とされているが、国内商品市場取引、外国商品市場取引及び店頭商品デリバティブ取引について取引の実態からみると、それぞれ別々の商品取引契約と考えられるが、そのような理解でよいか。	商品取引契約については、商品市場における取引、外国商品市場取引等の取引態様の別を明らかにする必要があり(法第219条)、商品取引契約として別々であるものと考えられます。なお、商品取引契約とは、広く商品デリバティブ取引を行うに当たっての基本となる契約を指すものと考えられます。
291	施行規則第102条の2	商品取引契約には個々の具体的取引を行う契約と継続的取引を行う契約(口座開設契約)が考えられるが、施行規則案第102条の2本文の「商品取引契約」は口座開設契約を指し、第1号の「商品取引契約」は個々の具体的取引を行う契約を指すとの理解で問題ないか。	商品取引契約とは、広く商品デリバティブ取引を行うに当たっての基本となる契約を指すものであり、個々の取引の発注行為は含まれないものと考えられます。
292	施行規則第102条の2	継続的取引関係にある顧客は不招請勧誘の禁止の例外として取り扱われるが、その要件「契約を締結している」の定義について確認したい。	商品取引契約とは、広く商品デリバティブ取引を行うに当たっての基本となる契約を指すものです。したがって、商品取引契約を締結している状態は、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、取引口座を開設するための基本契約を商品取引契約としている場合には、当該取引口座が閉鎖された場合に当該商品取引契約は終了するものと考えられます。
293	施行規則第102条の2	施行規則案第102条の2第2号について、店頭FX取引以外の市場FX取引や証券取引における契約が不招請勧誘の禁止の例外に該当しないこと及び、その理由を確認したい。	顧客のリスク性商品に対する許容度のみならず、いわゆる先物取引についての知識経験、当該業者との信頼関係等についても総合的に勘案し、委託者等の保護に欠けるおそれがないと考えられるものに限って、施行規則第102条の2を規定したところです。
294	施行規則第102条の2	継続的取引関係を当該商先業者との施行令第30条に規定する商品取引契約に限定している理由は何か。例えば、資料請求やセミナー等におけるアンケートで顧客から既に他の商先業者と施行令第30条に規定する商品取引契約を締結しているとの申告があった場合、当該顧客は商品デリバティブ取引の経験と知識を相応に有していることとなり、他の商先業者から勧誘されたとしても的確に判断することができると考えられるので、不招請勧誘の禁止の適用を例外することもできるのではないか。	
295	施行規則第102条の2	商品のレバレッジ性について既に通常の商品先物取引と同程度度の取引を行っている者や、他の業者において通常の商品先物取引を行っている者については、適用除外にしてもよいのではないか。	
296	施行規則第102条の2	市場デリバティブ取引も店頭デリバティブと同様のリスク性取引であるので、市場デリバティブ取引に関する金融商品取引契約を締結している顧客に対する勧誘も禁止の例外とすべきである。	
297	施行規則第102条の2	他の商先業者又は金商業者との間で商品先物取引又は金融デリバティブ取引について継続的取引関係にあり、商品取引契約を締結することについて適合性の認められる顧客に対する勧誘も、不招請勧誘禁止の例外とすべきである。	

298	施行規則第102条の2	商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)施行前に勧誘を受ける意思を確認した顧客については、適合性を審査した上で、改正法施行後でも施行令第30条に規定する商品取引契約の締結を勧誘できると理解してよい。	顧客による招請の時期が施行日前か否かを問わず、顧客の招請に従って行われる勧誘は、法第214条第9号の禁止規定の対象とはならないものと考えられます。
299	施行規則第102条の2	継続的取引関係にある顧客(既に当該商先業者と次の各号に掲げるいずれかの契約を締結している者をいう。)とは、過去に取引口座を開設している顧客のことをいうのか。その判断にたてば建玉の有無(先物取引の場合)は関係あるのか。	商品取引契約とは、取引口座を開設するための基本契約のみならず、広く商品デリバティブ取引を行うに当たっての基本となる契約を指すものであり、個々の取引の発注行為は含まれないものと考えられます。なお、取引口座を開設するための基本契約を商品取引契約としている場合には、当該取引口座が閉鎖された場合に当該商品取引契約は終了するものと考えられます。
300	施行規則第103条他	施行規則案第103条第1項第7号の顧客の定義のあと、「以下、本条において同じ。」旨の記載が必要ではないか。	ご意見を踏まえ、施行規則第103条第1項各号を修正します。
301	施行規則第103条第1項第2号、第21号	差玉向かいについての説明義務を追加したことは一定の評価ができるが、最高裁判決の趣旨は、説明義務、通知義務を課すことにより差玉向かいそのものを禁止する意図を含んでいると解すべきであって、「故意に」という主観的要件を課す必要はない。したがって、端的に「商品市場における取引の受託に係る取引と自己の計算による取引を対当させて、委託者の利益を害することとなる取引をすること」と修正すべきではないか。	商先業者に対し、同一の内容の委託玉と自己玉の数量が対当する取引が行われる可能性がある場合すべからず、事前説明義務を課すことは適当ではないものと考えられます。
302	施行規則第103条第1項第2号、第21号	施行規則案第103条第1項第21号の「特定取引」の定義は、広く「取組高を均衡させる取引手法」全般を含めた意味での「差玉向かい玉」を含むか否かにつき疑義を生じる恐れがあるため、上記意味での差玉向かいを含むことが明らかになるよう、施行規則案第103条第1項第21号の「特定取引」の定義を修正するか、ガイドラインを作成して明確にすべきである。	貴重なご意見として今後の参考にさせていただきます。
303	施行規則第103条第1項第2号、第21号	自己玉を建てる都度、その自己玉に対当する委託玉を建てた委託者に対し、その委託玉が商品取引員の自己玉と対当する結果となったことを通知しないことを禁止行為として追加すべき。	実態を踏まえ、必要に応じ、検討を行ってまいります。
304	施行規則第103条1項2号、21号	ザラバ取引に関する最高裁平成21年12月の判決は、通知義務について触れていないが、板寄せとザラバとで通知義務の発生に差異を設ける理由はないため、通知しないことについても板寄せ又はザラバ取引を問わず禁止行為とすべき。	
305	施行規則第103条第1項第2号、第21号	最高裁平成21年7月判決に基づき、施行規則案第103条の禁止行為に、差玉向かいを行っている特定の種類の商品先物取引を受託した後は、自己玉を建てる都度、その自己玉に対当する委託玉を建てた委託者に対し、その委託玉が商品取引員の自己玉と対当する結果となったことを通知しないことを禁止行為として追加すべきである。	
306	施行規則第103条第1項第7号	向玉規制を設けようとする姿勢については、大いに評価する。 向玉規制を行うのであれば、最高裁判決を踏まえ、しっかりと規定すべきである。最高裁平成21年判決は、向玉について、説明義務を通知義務を課している。向玉を直接禁止しないのであれば、説明義務だけでは足りず、通知義務を課すべきである。施行規則案には、向玉に関する、通知義務が規定されていない。不備である。	
307	施行規則第103条第1項第2号、第21号	差玉向かいとは本来禁圧されるべきものであり、こうした取引について説明を怠れば商先業者は当然に損害賠償責任を負うものと考えられるため、本来、法第217条第1項第3号の施行令として規定を整備すべきものである。	
308	施行規則第103条第1項第2号、第21号	最高裁平成21年判決は、表面的には差玉向かいの説明義務等を認めたものであるが、その真意とするところは、このような説明義務を課し、また通知義務を課するというのであれば、このような説明をしても納得する委託者は、先物取引を理解していないと言うべきであり、適合性原則違反であり、また、業者に関する通知義務は、極めてこんなんを課すことであり、したがって、最高裁は、説明義務、通知義務を課すことによって、向玉それ自体を禁止する趣旨であると理解すべきである。	貴重なご意見として、今後の参考にさせていただきます。

309	施行規則第103条第1項第7号	説明義務を課すのであれば、委託者の属性に応じ、わかりやすく、理解できるように、向玉とは何か、業者の誠実公正義務、なぜ利益相反行為になるのか、その結果、委託者にどのような不利益のおそれがあるのか、説明義務の内容、程度について、はっきりと規定すべきである。	
310	施行規則第103条第1項第2号、第21号	ファイヤーウォールが構築されていたが、たまたま自己ディーリング玉と委託玉が対当してしまったとか、ストップ状況下で委託玉を仕切るために自己玉を対当させるしかない等の偶然の対当あるいは例外的な対当の場合まで禁止するのは相当ではないだろうから、厳格な条件を付して、一部禁止の対象から除外することは認められる。	貴重なご意見として、参考にさせていただきます。 ご意見のような場合には、故意に行われたものでないことが、客観的かつ明らかに説明可能である場合については、施行規則第103条第1項第21号に該当しないものと考えられます。
311	施行規則第103条第1項第2号	施行規則案第103条第1項第2号の対象は、国内取引所取引のみと考えられるが、外国商品市場取引が同規定の対象とならない理由は何か。	施行規則第103条第1項第2号は、委託者等の被害の発生の有無の実態や実務の状況等を踏まえ、外国商品市場取引を対象としていません。
312	施行規則第103条第1項第5号、第6号、第7号	施行規則案第103条第1項第5号、第6号及び第7号の「商品取引契約」とはいかなる意味か。現行施行規則における各号と同様の理解でよいのか。	ご意見を踏まえ、明確化の観点から、規定を修正します(施行規則第103条第1項第5号、第6号及び第7号)。
313	施行規則第103条第1項第6号	施行規則案第103条第1項第6号の「取引単位」とは、どのようなものを想定しているのか。仮に、店頭商品デリバティブ取引において「取引単位」に該当するものがない場合には、当該規定は適用されないという理解でよいのか。	施行規則第103条第1項第6号の「取引単位」とは、例えば、1枚5000キログラムというような1回における最低取引単位をいいます。同規定は、顧客に対し、取引単位を告げない勧誘を禁止していますが、特定委託者等プロ顧客に係る勧誘は対象とされていません。
314	施行規則第103条第1項第7号	施行規則案第103条第1項第7号には、いわゆる仕切り拒否に該当する事例を網羅的に含む規定とするべきである。	いわゆる仕切り拒否に該当し、手数料稼ぎに悪用されるなど委託者保護に欠けるような事案については、適切に法令を執行していきたいと考えております。
315	施行規則第103条第1項第7号	登録金融機関における店頭商品デリバティブ取引の多くは、他のデリバティブ取引同様、中途解約を原則不可としつつ、契約当事者同士が合意した場合には、必要な清算金の受払を行うことで取引の終了を認めるという契約が一般的である。このような契約を締結すること、および仮に顧客から中途解約の申出があった場合に業者と顧客とが必要な協議等を行うことは、本号の禁止行為には該当しないという理解でよいのか。	ご意見の契約の内容、委託者等の申出の内容、及び協議の状況が明らかではありませんが、本規定は、委託者保護に欠けるいわゆる仕切り拒否を禁止行為としたものであり、委託者等が店頭商品デリバティブ取引の中途解約の意向を示した場合に、商先業者が当該委託者等に対し客観的な情報提供を行う行為を妨げるものではないと考えられます。 いずれにせよ、具体的な取引に対する商先法の適用の有無については、個別事例ごとに取引の実態に即して、実質的に判断されるべきものと考えられます。
316	施行規則第103条第1項第7号	本号により、決済の結了を表明した特定委託者及び特定当業者に対して引き続き取引を行う事を勧めることは禁止されていないものと思われるが、当該行為が施行規則案第103条第1項第1号の履行拒否又は遅延に当たらない事を確認したい。	貴見のとおりと考えられます。
317	施行規則第103条第1項第7号	施行規則案第103条第1項第7号は、決済の結了を表明した特定委託者及び特定当業者に対して引き続き取引を行う事を勧めることは禁止されていないという理解でよいのか。	
318	施行規則第103条第1項第9号	委託者が商品市場と外国商品市場で裁定取引を行っている場合や、外国商品市場での取引にも本号の両建て禁止の規制が適用されるのか。適用されるとするならば、外国商品市場取引の記載を削除してほしい。	ご意見の裁定取引や両建て取引の内容が明らかではありませんが、施行規則第103条第1項第9号は、委託者保護の観点から、商品市場における取引等又は外国商品市場取引等につき、商先業者がいわゆる両建て取引等の委託を受けることを禁止する規定であり、海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律施行規則第8条第11号及び現行施行規則第103条第1項第9号を引き継いだものであり、国内取引所と海外取引所の間の両建て取引を一律に禁止する規定ではありません。 なお、本規定の対象となる顧客には、特定委託者等のプロ顧客は含まれない点に留意する必要があります。
319	施行規則第103条第1項第9号	「上場商品構成物品等(外国商品市場における上場商品構成物品等に相当するものを含む。)」の定義を教えてください。	「上場商品構成物品等(外国商品市場における上場商品構成物品等に相当するものを含む。)」とは上場商品構成物品等に外国商品市場における上場商品構成物品等に相当するものを含んだものです。
320	施行規則第103条第1項第10号	当該規定につき賛成であるが、一方で勧誘目的をあらかじめ明示するという文言は抽象的に過ぎるため、脱法行為が発生することが容易に推測できる。ガイドラインを制定するなどして規制を徹底すべき。	講演会、学習会、説明会等の名目の如何を問わず、セミナー等の名称が、商品デリバティブ取引に関連するものであることを明確に表しているものであり、商品取引契約の締結の勧誘を行う目的がある旨を明示していることが必要であると考えられます。

321	施行規則 第103条1 項10号	商先業者が顧客から要請されたと強弁することが予想されるため、先物取引に該当しない取引を勧誘する広告を見て連絡してきた顧客に対して、商品取引契約の締結を勧誘することについても、念のため施行規則案第103条第10号の禁止行為として追加するか、少なくともガイドラインを作成するなどして厳格に規制すべき。	また、商品デリバティブ取引に該当しない取引を勧誘する広告を見て連絡してきた顧客に対して商品取引契約の締結を勧誘する行為は、法第214条第9号の禁止行為に該当するものと考えられます。なお、セミナー等に係る広告等及び送付する案内状等に、勧誘目的を過小に記載することは、勧誘目的を明示したことにはならないものと考えられます。
322	施行規則 第103条1 項10号	明示方法として、ハイリスクである旨、受託意思のある者のみが参加すべき旨等を一定のポイント以上の文字で示させることなど、不招請勧誘禁止規定の潜脱を許さない厳格な規制を行うべき。	
323	施行規則 第103条1 項10号	不招請勧誘の禁止対象となる商品取引契約についての顧客明示義務を求める場合を「集めて」から「訪問及び電話以外の方法で」とすべき。	施行規則第103条第1項第10号は、セミナーに参加したことにより、意図せず商品取引契約の締結の執拗な勧誘を受けるといった被害を防止する観点から、勧誘目的を明示せずに「顧客を集めて」施行令第30条に掲げる商品取引契約の勧誘を行う行為を禁止したものです。
324	施行規則 第103条1 項10号	不招請勧誘禁止潜脱を許さない規定を設けたものであり、賛成する。	ご意見を踏まえ、法令の適切な運用を通じて委託者保護を図ってまいります。
325	施行規則 第103条1 項10号	賛成である。ただし、勧誘目的をあらかじめ明示するという文言は抽象的なため、ガイドラインを制定するなどして不招請勧誘禁止規制を徹底すべきである。	貴重なご意見として、今後の参考とさせていただきます。
326	施行規則 第103条1 項10号	商先業者がダイレクトメールを送付するに際しては、不招請勧誘禁止導入の趣旨を損なわないため、その送付するダイレクトメールの内容について、取引の危険性などを誤解して勧誘を要請することが生じないようにガイドラインを作成するなどして厳格に規制すべき。	ご意見の点については、広告等の規制として、法第213条の2、施行令第29条並びに施行規則第100条の5及び第100条の6により規定しています。
327	施行規則 第103条1 項10号	ネット上でセミナーを開催する際に、当該セミナーの実施をメール等で案内する場合、取引を促すような内容があれば、本規定の対象となるのか。	個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものですが、例えばインターネットを通じて顧客に対し一方的に動画を配信する等の行為については、顧客を集める行為に該当せず、施行規則第103条第1項第10号の規定の適用は無いものと考えられますが、顧客との間で音声による相互通信が可能である場合等については、当該セミナー自体が電話をかけて商品取引契約の締結の勧誘を行う行為に該当するものと考えられるため、禁止行為に該当するものと考えられます。
328	施行規則 第103条 第1項第 11号、第 25号	施行規則案第103条第1項第11号及び第25号は、外国商品市場における相場等についても規定すべきではないか。	商先法は、国内取引所における公正な価格形成を法目的としているため、いわゆる作為的相場形成に係る行為の禁止については、商品市場における相場のみを対象としています。
329	施行規則 第103条1 項12号	①「受渡状況その他の顧客に必要な情報」とは、具体的にどのような情報か。 ②当該情報を通知すべき対象顧客は、受渡しを行う顧客のみでよいのか。 ③当該情報の通知方法は口頭でよいのか。	①契約締結前交付書面に記載すべき事項等がこれに該当します。 ②「受渡状況」に係る情報については、受渡しを行う顧客のみに通知すれば足りると考えています。 ③口頭による通知が妨げられている訳ではありませんが、「適切に通知」するためには、書面等による通知が必要な場合が多いと考えられます。
330	施行規則 第103条 第1項第 12号～第 15号、第 17号、第 25号	施行規則案第103条第1項第12号「適切に通知していないと認められる状況」、第13号「電子情報処理組織の管理が十分でない」と認められる状況」、第14号「法令に違反する行為を防止するための措置が十分でない」と認められる状況」、第15号「適正な措置を講じていない」と認められる状況」、第17号「決済を行うための十分な管理体制を整備していない状況」及び第25号「売買管理が十分でない」と認められる状況」とは、それぞれどのような状況を指すのか。	施行規則第103条第1項第12号「適切に通知していないと認められる状況」については、例えば、契約締結前交付書面に記載すべき事項等を適時に通知していない場合、同項第13号「電子情報処理組織の管理が十分でない」と認められる状況」については、例えば、適切なシステムリスク管理態勢やコンテンジェンシープランが整備されていない場合や、障害発生時に速やかに当局に報告する体制が整備されていない場合、同項第15号「適正な措置を講じていない」と認められる状況」については、例えば、商品先物取引仲立業者の商品取引事故の状況を把握し、適時に損失補てんを行うことができる体制が整備されていない場合、同項第17号「決済を行うための十分な管理体制を整備していない状況」については、例えば、価格変動リスクや流動性リスク等を勘案してロスカット取引を実行する水準を定めていない場合や、顧客のポジションを適切に把握し例外なくロスカットを実行できる体制を整えていない場合、同項第25号「売買管理が十分でない」と認められる状況」とは、例えば、顧客の取引手法・形態等の売買動向を、適時、モニタリング等を行うなどによって、顧客の売買動機等の的確な把握を行っていない
331	施行規則 第103条 第1項第 12号	施行規則案第103条第1項第12号に「商品市場における取引等に関し、受渡状況その他の顧客に必要な情報を適切に通知していないと認められる状況において、」とあるが、具体的にはどのような情報をどのような形式で通知する必要があるのか。	

332	施行規則 第103条 第1項第 13号	「電子情報処理組織の管理が十分でない」と認められる状況」での業務継続禁止規定の新設に関し、商先業者では社内的にシステム障害発生時の報告書作成等の対応が求められると考えるべきか確認したい。	場合などが考えられます。 いずれにしても、これらの状況の適切性については、一律の基準を示すことは困難であり、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。
333	施行規則 第103条 第1項第 12号	商品取引所の受託契約準則においては受渡報告書の作成が義務付けられているものの、商品取引所法では受渡に関し委託者への報告義務が課されていないが、本号の新設により、受渡報告書の作成が法的に義務付けられるものになったとの理解でいいか確認したい。	施行規則第103条第1項第12号は、商先業者に対し、必ずしも受渡報告書という形式の書類の作成を義務付けるものではありませんが、何らかの方法による通知が必要であり、適切に通知する方法として書面によることが望ましい場合が多いと考えられます。 また、同号の受渡は、現物の受渡しを意味するものと考えられます。
334	施行規則 第103条 第1項第 16号	施行規則案第103条第1項第16号では「金銭又は有価証券の受渡し」という文言が使用されているが、商先法において委託者等に対する金銭の授受が「受渡」に含まれるのか確認したい。	
335	施行規則 第103条 第1項第 12号、第 16号	商品取引所の受託契約準則においては受渡報告書の作成が義務付けられているものの、商品取引所法では受渡に関し委託者への報告義務が課されていないが、本号の新設により、受渡報告書の作成が法的に義務付けられるものになったとの理解でいいか。 施行規則案第103条第1項第16号では「金銭又は有価証券の受渡し」という文言が使用されているが、商先法において委託者等に対する金銭の授受も受渡に含まれるのか確認したい。	
336	施行規則 第103条 第1項第 18号	店頭商品デリバティブ取引についてロスカット取引を行っていない場合、商品先物取引業の継続が禁止とされているが、店頭商品デリバティブ取引を継続することが禁止されるとすべきではないか。	ご意見の趣旨が明らかではありませんが、個人顧客を相手方とする店頭商品デリバティブ取引を業として行っている場合に、ロスカット取引を行っていない状況にあることは、商先業者としての適格性に欠けるおそれがあるものと考えられます。
337	施行規則 第103条 第1項第 17号、第 20号	当該規定に賛成する。 ロスカットルールが適切に機能しないおそれが存在する以上、高レバレッジ取引による弊害を防止する制度的担保とはなり得ず、したがって、ロスカットルールの義務づけとともにレバレッジ規制を行う必要性は高い。	ご意見を踏まえ、法令の適切な運用を通じて委託者保護を図ってまいります。
338	施行規則 第103条 第1項第 20号	実預託額が維持必要預託額に不足する場合は、施行規則案第103条第1項第18号のロスカット注文が発注されている事を前提として、ロスカット取引が約定せず不足状態となった場合を想定したものか確認したい。	委託者保護や業者のリスク管理の観点から、ロスカット取引の約定の成否とは関わりなく、証拠金規制を遵守する必要があると考えられます。
339	施行規則 第103条 第1項第 20号	一定の時刻に不足が生じたが、その後の相場変動で不足状態が解消された場合も一定の時刻に生じた不足額を預託させる必要があるのか確認したい。	施行規則第103条第1項第20号は、営業日ごとの一定の時刻において、実預託額が維持必要預託額に不足するかどうかを判断することを求めるものであり、当該規定の潜脱を防止する観点からも、当該一定の時刻において算出された不足額は、その後の相場の変動にかかわらず、速やかに不足額を預託させるか建玉を決済する必要があります。
340	施行規則 第103条 第1項第2 号、第21 号	施行規則案第103条第1項第2号と同項第21号の関係を明らかにされたい。	施行規則第103条第1項第2号は、故意に、商品市場における取引の受託に係る取引と自己の計算による取引を対当させて、委託者の利益を害することとなる取引をすることを禁止しており、同項第21号は、顧客から商品市場における取引の委託を受けようとする際、商先業者が当該委託に係る上場商品構成物品又は上場商品指数及び期限が同一であるものの取引について、故意に、商品市場における取引の受託に係る取引と当該商先業者の自己の計算による取引を対当させる取引を行っているにもかかわらず、当該顧客に対し、特定取引を行っている旨等を説明しないで、当該委託を受けることを禁止しているものです。
341	施行規則 第103条 第1項第 22号	「特定委託者を除く。」とあるが、特定委託者とみなされる者も除く旨規定してほしい。	施行規則第103条第1項第6号において規定されています。

342	施行規則第103条第1項第22号	施行規則案第103条第1項第22号は、いわゆる両建て取引の禁止という理解だが、顧客から両建ての可否について照会があった場合に、両建て取引が可能であることを案内することも制限されるのか。	施行規則第103条第1項第22号は、いわゆる両建て取引の勧誘等を禁止しているところ、例えば、顧客から両建て取引を行いたい旨の積極的意思表示があった場合や、顧客から両建て取引を行うことができるか否かについて照会があった場合に、両建て取引を行うことができる旨を告げることは、直ちに上記規定に抵触するものではないと考えられますが、両建て取引のデメリット(例えば、手数料が二重にかかること、商先業者の受け取るスプレッドについて顧客が二重に負担することになること等)に言及することなく、上記の告知等を行うことは、委託者保護の観点から望ましくないものと考えられます。
343	施行規則第103条第1項第22号	施行規則案第103条第1項第22号の規定は、(不招請勧誘禁止との関係で)顧客からの要求があった場合に、取引口座開設の勧誘をすることは可能であるが、取引口座開設済みの個人顧客に対し、顧客からの要求があっても売買の勧誘をすることが禁止されるという意味か。それとも個人顧客に対する勧誘は一切禁止するという意味か。	施行規則第103条第1項第22号の規定は、商品取引契約を締結済みの顧客に対して、店頭商品デリバティブ取引におけるいわゆる両建て取引の勧誘を行う際に適用されるものと考えられます。
344	施行規則第103条第1項第22号	施行規則案第103条第1項第22号中、勧誘に類似する行為とは具体的にはなにか。	個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものですが、例えば売付けの価格及び買付けの価格の差(いわゆるスプレッド)について顧客が二重に負担することとなるなどのデメリットがある旨に言及することなく、施行規則第103条第1項第22号に規定する対当する取引を行うことができる旨の記載又は表示を行うことなどが該当するものと考えられます。
345	施行規則第103条第1項第24号	施行規則案第103条第1項第24号によって、いわゆるスリッページが発生する事は委託者等の同意があったとしても禁止されるのか。	施行規則第103条第1項第24号は、いわゆるスリッページそのものを禁止するものではありませんが、これに係る商先業者の説明責任を明確化する観点から、商先業者が過去に顧客に対し示した価格又は価格に相当する価額について開示する義務を定めたものです。
346	施行規則第103条第1項第25号	商先業者は、不公正取引を監視した履歴を残す必要があるのか。	施行規則第103条第1項第25号は、商先業者が、例えば、顧客の取引手法・形態等の売買動向を、適時、モニタリング等を行うなどによって、相場操縦等の不公正取引を排除するため、これを監視、管理、審査等を行う組織体制を求めており、その具体的な方法については、一律の基準を示すことは困難であると考えられます。 ご意見の商先業者による不公正取引の監視については、具体的な方法が明らかではありませんが、騰落率や市場占有率を勘案した個別基準を用いて、顧客の売買動向を監視する方法は、上記モニタリングの方法として適切である場合も多いと考えられますが、いずれにしても当該監視体制の確立が求められます。
347	施行規則第103条第2項	分離保管の対象として「金銭、有価証券その他の物」(施行規則案第97条)が認められていることから、有価証券以外のその他の物も取引証拠金等に充てる事ができる旨、規定して頂きたい。	個人を相手方とする店頭商品デリバティブ取引においては、商先業者のリスク管理及び委託者保護の観点から、金銭のほか取引証拠金等として充てることができるものは有価証券に限ることが適当と考えられます。
348	施行規則第103条第2項	店頭商品デリバティブ取引において委託者等から有価証券や金銭の預託を受ける行為は、法第196条の兼業業務に該当するのか確認したい。	預託の趣旨にもよりますが、例えば取引証拠金等として顧客から金銭等の預託を受ける行為は、商先業に該当する行為であり、法第196条に規定する兼業業務としての届出は必要無いものと考えられます。
349	施行規則第103条第3項	施行規則案第103条第3項において、「商品取引所が定める額」とあるのを、「商品取引所又は商品取引清算機関」として頂きたい。	ご意見を踏まえ、施行規則第103条第3項を、「～いずれか一の商品取引所又は商品取引清算機関が定める額とする。」と修正します。
350	施行規則第103条第3項	個人顧客を相手方とする店頭商品デリバティブ取引においては充用価格が商品取引所の定める価額とされるがあるが、商品取引所(JCCH)が充用価格を公表していない場合や施行令第8条に該当しない有価証券は充用できないこととなるのか。	貴見のとおりと考えられます。なお、有価証券の充用価格は、法第179条第6項の規定に基づき商品取引清算機関が規定する場合もあることから、施行規則第103条第3項を、「～いずれか一の商品取引所又は商品取引清算機関が定める額とする。」と修正することとします。
351	施行規則第103条第3項	法人顧客を相手方とする店頭商品デリバティブ取引については、本項は適用されず、充用価格は業者が自由に設定できると考えて良いか。	貴見のとおりと考えられます。

352	施行規則 第103条 第5項、第 6項	施行規則案第103条第5項第2号及び第6項第2号において、オプション取引に係る店頭商品デリバティブ取引の額を「減じて得た額」とあるが、当該額を減ずる趣旨をご教示頂きたい。	オプション取引に係る権利を行使することにより発生することとなる店頭商品デリバティブ取引の額を、必要となる取引証拠金等の額を算出するにあたっての店頭商品デリバティブ取引の額から控除することを可能とするものです。なお、規定の明確化のため、施行規則第103条第5項第2号を「～法第2条第14項第4号又は第5号に掲げる取引（個人顧客がこれらの号に掲げる取引に係る権利を取得する立場の当事者になるものに限る。次項第2号において同じ。）に係る店頭商品デリバティブ取引の額を減じて得た額」と修正することとします。
353	施行規則 第103条 第5項、第 6項	両建てポジションがある場合には、売りポジション、買いポジションのいずれか多いほうを「約定時必要預託額」、「維持必要預託額」として計算できるようにして頂きたい。	ご意見を踏まえ、規定を追加することとします（施行規則第103条第7項）。
354	施行規則 第103条 第5項、第 6項	顧客の清算取引の取引価格を保証する逆指値注文の場合、ポジションから発生するリスクは確実に限定されま す。経済的にはオプションの買いを追加したことになりま す。その場合には「約定時必要預託額」、「維持必要預託 額」とともにその最大損失額と同額と計算することを認めて 頂きたい。また バイナリーオプションについても、最大損 失額が限定されていることから、最大損失額を証拠金必 要額と考えて頂きたい。	いわゆる逆指値注文においては、注文が確実に当該指値 において約定する仕組みとなっていないと考えられるため、 「約定時必要預託額」、「維持必要預託額」についてその最大 損失額と同額と計算することは不適当と考えられます。また、 個々の具体的な取引の仕組みにもよりますが、いわゆる バイナリーオプションについては、法第2条第14項第4号又 は第5号に該当するものと考えられ、当該権利を取得する立 場の当事者になる場合は、約定時必要預託額及び維持必 要預託額は零となります。
355	施行規則 第103条 第5項、第 6項	①商品CFDにおけるレバレッジの上限を20倍とする根 拠はなにか。 ②レバレッジ規制の目的の一つに委託者保護があると思 われるが、日本で取引を行っている顧客が高いレバ レッジを求め海外へ流出し、結果的に規制の目的に沿わ ない状況の発生が考えられるが、この点についてはどの ように考えるか。 ③店頭デリバティブ取引では勧誘行為が施行規則案第 103条第1項第22号により禁止されるが、そうであるなら ば、投資家個人の主体的判断が妨げられる要素は少ない のであるから、レバレッジの選択は投資家個人の判断 にまかせ、レバレッジの上限について特別な規制を設け ないとするか、または、過当投機とならないレベル（50倍） にレバレッジ規制の上限を設定して頂きたい。	国内商品取引所で一番取引量の多い東京工業品取引所 の金について、最も変動の激しかった平成20年下半期を基 準に1日の価格変動をカバーする水準を勘案して、個人顧 客を相手方とする店頭商品デリバティブ取引について、想 定元本の5%以上の証拠金の預託を受けることを義務付け るものです。また、海外業者であっても、国内において、国 内の個人顧客を相手方として店頭商品デリバティブ取引を 行う場合は、原則として当該規制の適用を受けるものと考え られます。また、委託者保護の観点ほか、業者のリスク管理 や過当投機を防ぐといった観点からも、当該規制は必要な ものと考えられます。
356	施行規則 第103条 の3	①施行規則案第103条の3第1項第2号の「第126条の 19第1項第2号」は「第126条の20第1項第2号」の誤りで はないか。 ②施行規則案第103条の3第3項の「第103条の4各号 に掲げる事項」は「第103条の5各号に掲げる事項」の誤り ではないか。	ご意見を踏まえ、規定を修正します。
357	施行規則 第103条 の3第1項 第8号・第 126条の 20第1項 第8号	弁護士が顧客を代理して和解契約を締結した場合は、 和解金額を問わず、事故確認を不要とすべきである。	損失補てん等の禁止は、市場の公正性・透明性を確保す る観点から重要な規制であり、弁護士が関与する場合で あっても無制限に適用除外することとすれば制度趣旨が没 却されるおそれもあることから、和解金額が高額に及ぶ場合 は対象外とすることが適当と考えられるところ、裁判による事 故の解決金額の実態等を考慮して、和解金額の上限を 「1000万円を超えない」としています（施行規則第103条の3 第1項第8号）。

358	施行規則第103条の3第1項	事故の確認を要しない場合に、以下の事項を追加願いたい。 次に掲げる指定のいずれかを受けた指定紛争解決機関の紛争解決手続による和解が成立している場合 イ 金融商品取引法第156条の39第1項の規定による指定 ロ 無尽業法第35条の2第1項の規定による指定 ハ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第12条の2第1項の規定による指定 ニ 農業協同組合法第92条の6第1項の規定による指定 ホ 水産業協同組合法第121条の6第1項の規定による指定 ヘ 中小企業等協同組合法第69条の2第1項の規定による指定 ト 信用金庫法第85条の4第1項の規定による指定 チ 長期信用銀行法第16条の8第1項の規定による指定 リ 労働金庫法第89条の5第1項の規定による指定 ヌ 銀行法第52条の62第1項の規定による指定 ル 貸金業法第41条の39第1項の規定による指定 ヲ 保険業法第308条の2第1項の規定による指定 ワ 農林中央金庫法第95条の6第1項の規定による指定 カ 信託業法第85条の2第1項の規定による指定 ヨ 資金決済に関する法律第99条第1項の規定による指定	貴重なご意見として、今後の参考にさせていただきます。
359	施行規則第126条の20第1項	事故の確認を要しない場合に、以下の事項を追加願いたい。 次に掲げる指定のいずれかを受けた指定紛争解決機関の紛争解決手続による和解が成立している場合 イ 金融商品取引法第156条の39第1項の規定による指定 ロ 無尽業法第35条の2第1項の規定による指定 ハ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第12条の2第1項の規定による指定 ニ 農業協同組合法第92条の6第1項の規定による指定 ホ 水産業協同組合法第121条の6第1項の規定による指定 ヘ 中小企業等協同組合法第69条の2第1項の規定による指定 ト 信用金庫法第85条の4第1項の規定による指定 チ 長期信用銀行法第16条の8第1項の規定による指定 リ 労働金庫法第89条の5第1項の規定による指定 ヌ 銀行法第52条の62第1項の規定による指定 ル 貸金業法第41条の39第1項の規定による指定 ヲ 保険業法第308条の2第1項の規定による指定 ワ 農林中央金庫法第95条の6第1項の規定による指定 カ 信託業法第85条の2第1項の規定による指定 ヨ 資金決済に関する法律第99条第1項の規定による指定	
360	施行規則第130条	第一種金融商品取引業者の場合、顧客の苦情対応及び紛争については、日本証券業協会からの業務委託により、「証券・金融商品あっせん相談センター」(FINMAC)で解決が図られる一方、商先業者については、「日本商品先物取引協会・相談センター」において、あっせん・調停することとなっている。この苦情及び紛争処理については、取引契約の内容によってそれぞれ相談する先を分けなければならないか。あるいは、弊社の場合はFINMACに一本化することも可能か。	

361	施行規則 第169条 第1項	事故の確認を要しない場合に、以下の事項を追加願いたい。 次に掲げる指定のいずれかを受けた指定紛争解決機関の紛争解決手続による和解が成立している場合 イ 金融商品取引法第156条の39第1項の規定による指定 ロ 無尽業法第35条の2第1項の規定による指定 ハ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第12条の2第1項の規定による指定 ニ 農業協同組合法第92条の6第1項の規定による指定 ホ 水産業協同組合法第121条の6第1項の規定による指定 ヘ 中小企業等協同組合法第69条の2第1項の規定による指定 ト 信用金庫法第85条の4第1項の規定による指定 チ 長期信用銀行法第16条の8第1項の規定による指定 リ 労働金庫法第89条の5第1項の規定による指定 ヌ 銀行法第52条の62第1項の規定による指定 ル 貸金業法第41条の39第1項の規定による指定 ヲ 保険業法第308条の2第1項の規定による指定 ワ 農林中央金庫法第95条の6第1項の規定による指定 カ 信託業法第85条の2第1項の規定による指定 ヨ 資金決済に関する法律第99条第1項の規定による指定	
362	施行規則 第103条 の6第1項	顧客が内容を確認したことを証明する書類とは、顧客から確認書を徴求するとの理解でよい。	貴見のとおりと考えられます。
363	施行規則 第104条 第1項第8号	「前号の損失の額が取引証拠金等を上回ることとなるおそれがある場合には、その理由」について、施行令第30条(不招請勧誘が禁止される商品取引契約)に掲げる契約以外の商品取引契約(不招請勧誘禁止の例外となる取引)を締結する場合は、本号に掲げる事項は記載する必要はない。	ご意見の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、損失の額が取引証拠金等を上回ることとなるおそれがある場合には、施行令第30条に掲げる商品取引契約であるか否かを問わず、その理由を記載する必要があります。
364	施行令第104条第1項第8号	「前号の損失の額が取引証拠金等を上回ることとなるおそれがある場合には、その理由」について、施行令第30条(不招請勧誘が禁止される商品取引契約)に掲げる契約を締結する場合と、それ以外の商品取引契約(不招請勧誘の例外となる取引)を締結する場合とで、2種類の事前交付書面が必要。	損失の額が取引証拠金を上回るおそれがある場合には、その理由を記載した書面を交付する必要があります。一方、損失の額が取引証拠金を上回るおそれがない場合には、その理由を記載する必要はありません。
365	施行規則 第104条 第1項第9号	「当該商品先物取引業者その他の者」の「その他の者」とは具体的にどういった者を想定しているのか。	例えば、取次ぎを行う場合の取次ぎ先などが考えられます。
366	施行規則 第104条 第1項第11号	「取引証拠金等(当該取引について顧客が預託すべき取引証拠金、取次証拠金又は清算取次証拠金その他の保証金その他主務省令で定めるもの)」とは、いわゆる商品先物取引や商品CFD取引において、顧客が業者に預託する取引証拠金が該当するとの理解でよい。	貴見のとおりと考えられます。
367	施行規則 第104条 第1項第11号	本号に該当するものがない場合は記載不要との理解でよい。	貴見のとおりと考えられます。
368	施行規則 第104条 第1項第15号	「取引を決済する方法」とは、現物決済の可能性がある取引を想定しており、全て差金決済の店頭商品デリバティブ取引のように、現物決済の可能性がある取引については、記載不要、または取引当事者同士の債務の履行方法の記載を行えば足りるとの理解でよい。	「取引を決済する方法」は現物決済が行われない場合についても、差金決済である旨等の記載が必要であると考えられます。
369	施行規則 第104条 第1項第15号	決済方法は顧客によって区々であるが、決済方法まで記載する必要があるか。具体的に「決済方法」とはどのようなことを記載すれば足りるか。	顧客にとって、決済の方法は商品取引契約を締結する上で重要な情報であると考えられることから、契約締結前交付書面に記載を求めているものです。なお、決済の方法については現物決済か差金決済か等を記載する必要があると考えられます。
370	施行規則 第104条 第1項第16号	「外国商品市場開設者の名称又は商号にあつては、翻訳して表示したものを含む。」旨の記載が必要ではないか。	商品デリバティブ取引には、契約締結前交付書面をすべて英語等で記載したいというニーズもあるため、当該規定に翻訳して表示したものを求める規定を置いていません。なお、外国商品市場開設者の名称又は商号を翻訳して表示することを妨げるものではありません。

371	施行規則 第104条 第1項第 17号	契約締結前交付書面に網羅的に価格等を記載することを求めているのではなく、例えば、店頭商品デリバティブ取引の場合は、「オファー・ビッドの差があること」等、売付け価格と買付け価格との間に差があることを記載していれば問題ないとの理解でよい。	貴見のとおりと考えられます。
372	施行規則 第104条 第1項第 18号	「商品取引契約の終了」は本号でのみ使われているが、商品取引契約の結了とは異なるのか、同義であるならば結了を使用し、異なる場合は相違点を教えて頂きたい。	例えば、「終了」は商品取引契約の解除を指す場合等に用い、「結了」は個々の取引のポジションを解消する場合等に用いられるものと考えられます。
373	施行規則 第104条 第1項第 18号	店頭商品デリバティブ取引に関する「契約終了の事由がある場合の内容」については、顧客が理解できるような内容であれば、要約して記載したり、契約書等を引用する方法も妨げられるものではないとの理解でよい。	貴見のとおりと考えられます。
374	施行規則 第104条 第1項第 21号	「当該商品取引契約に基づく取引に関する主要な用語及びその他の基礎的な事項」とは何か。	一般的に、商品デリバティブ取引は複雑な仕組みを有する取引であることから、その手続事項や主要な用語等の基礎的な事項を顧客が十分理解してなければ、その保護にかけおそれがあると考えられます。 その内容は多種多様なものが考えられるため、典型的に示すことは困難であり、また、具体的な記載内容が法令に適合したものと言えるかどうかは、上記の規定の趣旨に照らして個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。
375	施行規則 第104条 第1項第 22号	内容と方法は具体的にはどのようなことを記載すれば足りるか。	商先業者となる者には様々な者が想定されることから、「契約締結前交付書面」に記載すべき「商品先物取引業の内容及び方法の概要」の具体的内容を典型的に示すことは困難ですが、一般的な顧客が当該業者間との間で契約を締結するか否かの判断をする上で必要な情報を的確に記載する必要があると考えられます。
376	施行規則 第104条 第1項第 23号	「顧客が連絡する方法」については、各種照会等に対応する窓口適切に取り次ぐ体制となっていることを前提に、代表電話等を記載する対応は妨げられるものではないとの理解でよい。	契約締結前交付書面においては、顧客が商先業者に対して各種照会等を行うための連絡先が適切に記載される必要があると考えられます。なお、代表電話番号等を記載することも妨げられないと考えられますが、その場合には、実際に各種照会等に対応する窓口適切に取り次ぐ体制になっている必要があるものと考えられます。
377	施行規則 第104条 第2項	一の商先業者が契約締結前交付書面を交付した場合の、他の商先業者の記載事項の省略について、一の商先業者が他の商先業者が記載すべき事項の全てを記載した場合は、記載の省略に留まらず、契約締結前交付書面の交付が不要となることを確認したい。また、施行規則案第108条の2も同じ趣旨である旨確認したい。また代理についても省略を認めて頂きたい。	施行規則第104条第2項の規定は、契約締結前交付書面の記載事項に記載を要しないとしている事項を当該一の商品デリバティブ取引に係る事項に限るため、契約締結前交付書面自体の交付を省略できるものではありません。 また、施行規則第108条に規定する説明を要しない場合についても当該一の商品デリバティブ取引に係る事項に限るため、説明自体を省略できるものではありません。
378	施行規則 第104条 第2項・第 108条・第 109条第3 項	施行規則案第104条第2項但書、第108条の2但書及び第109条第3項但書によれば、商先業者は、代理を業としている場合は常に、顧客に対して交付する契約締結前交付書面に施行規則案第104条第1項各号に掲げる事項を記載する義務を負い、また、顧客に対して法第217条第1項各号に掲げる事項を説明する義務を負い、また、顧客に対して施行規則案第109条第1項各号に掲げる事項を通知する義務があるという理解でよい。かかる理解が正しい場合、その理由もご教示頂きたい。	なお、代理を省略の対象に含めるかについては、仮に代理を省略の対象とすると、商先業者が代理業者に契約締結前交付書面を交付、説明又取引の成立の通知をすれば、代理業者は顧客に対してデリバティブ取引に係る事項を記載した書面の交付義務、説明義務、取引の成立の通知義務を免れることになり、顧客にとって不都合が生じると考えられるため、代理を対象に含めることは適当でないと考えられます。
379	施行規則 第104条 第1項	契約締結前交付書面の雛形は、商先業者が適正な勧誘を行う上で欠くことができないので、従前通り日本商品先物取引協会において作成できるよう、出来るだけ速やかに詳細を決定してほしい。	ご意見の事項については、日本商品先物取引協会において適切に判断されるものと考えております。
380	施行規則 第104条	商品取引員の実務では、商品取引所法第217条第1項に規定する書面として「委託のガイド」を利用しているが、契約締結前交付書面の要件を満たせば「委託のガイド」を利用する必要はないことを確認したい。	法第217条第1項各号に規定する事項を書面に記載されていれば、足りるものと考えられます。

381	施行規則 第104条	弊社は、第一種金融商品取引業者だが、現在、CFD取引に関する契約締結前交付書面は一つであり、有価証券関連CFD取引及びCFD取引について金商法に則った記載を行っている。 今後は、改正法施行により、有価証券CFD取引の部分と商品CFD取引の部分とを明確に切り分けて記載することが要求されるのか。それとも、①金商業者等である旨及び当該金商業者等の登録番号、②加入金融商品取引業協会及び認定投資者保護団体、③商先業者である旨、④当該商先業者が加入している商品先物取引協会の名称を併せて記載することにより、それぞれのCFD取引に関して顧客に対し説明すべき事項については一括して記載することで問題ないか。	商先法上、契約締結前交付書面に記載すべき事項を適切に記載していれば、他の法令に基づき作成された契約の締結前に交付される書面と同一の書面に記載することは妨げられないと考えられます。なお、他の法令に基づき作成された書面と同一の書面に記載している場合、書面に記載されている事項については、商品取引契約に係るものであることが明確に記載されている必要があると考えられます。
382	施行規則 第104条	商先法第217条で定める「商品取引契約を締結しようとするとき」には、店頭商品デリバティブ取引に係る契約関係を解消しようとする行為は該当しないとの理解でよいのか。	貴見のとおりと考えられます。
383	施行規則 第104条 第1項第6号から第11号、第14号、第18号	施行規則案第104条第1項第6号から第11号、第14号、第18号の各事項について、どの程度記載すればよいのか考え方を示されたい。	ご意見の各号については、一般的な顧客が当該業者との間で、契約を締結するか否かを判断する上で必要な情報的確に記載されている必要があるものと考えられます。
384	施行規則 第104条 第1項第8号	損失の額が取引証拠金等の額を上回ることとなるおそれがある場合に「その旨」の記載が必要ではないか。	法第217条第1項第2号においてご意見と同様の趣旨の記載が求められています。
385	施行規則 第104条 第2項	商先業者が商品デリバティブ取引を媒介する場合、商先法第217条及び施行規則案第104条に定める契約締結前交付書面は、商品デリバティブ取引の当事者のうちいずれに交付すればよいのか。 例えば、商先業者Aが、国内に所在するBから商品デリバティブ取引の媒介行為を委託され、Bとの間で媒介契約を締結した。当該媒介契約に基づきAはBの取引の相手方を探し、その結果国内に所在するCが見つかり、BC間において商品デリバティブ取引が成立した。AはCとの間で媒介契約は締結しておらずCから報酬は収受しない。BとCはいずれも特定委託者、特定当業者ではない。 施行令案に関するパブリックコメントに対する貴省の考え方No.148の論旨によれば、商先業者Aは、媒介行為に係る商品取引契約を締結するBのみに書面を交付すれば足り、Cに対して交付する義務はないと理解してよいのか。	商先業者が媒介を行う場合、商品取引契約を誰と締結しようとするかによって契約締結前交付書面の交付義務が異なることが考えられます。 ご意見の例示については、基本的にご理解の通りと考えられますが、実質的にみて商先業者AがCのためにも商品デリバティブ取引の媒介を行うと認められる場合には、当該商先業者Aは、当該Cのために商品デリバティブ取引の媒介を行うことを内容とする商品取引契約を締結すると認められることから、当該Cに対しても契約締結前交付書面の交付義務を負うと考えられます。 いずれにしても契約締結前交付書面の交付義務の対象は、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断する必要があると考えられます。
386	施行規則 第104条 第2項・第108条の2・第109条第3項	施行規則案第108条の2は、法第218条第3項と一部内容が重複しているように思われるが、どのような適用関係にあるのか。	法第218条第3項の規定は「一の商品取引契約の締結について二以上の商品先物取引業者又は商品先物取引業者の委託を受けた商品先物取引仲介業者…」と規定されており、商品先物取引仲介業者が媒介を行って、商先業者と顧客が商品取引契約を締結する場合に適用され、施行規則第108条は「一の商品デリバティブ取引について二以上の商品先物取引業者が…」と規定されており、商先業者が媒介を行って他の商先業者と顧客が商品取引契約を締結する場合に適用されるものです。
387	施行規則 第104条 第2項	具体的にどのようなケースを想定しているか。また、こうしたケースでも締結前書面自体は交付することを要するのか。	また、これらの規定は、契約締結前交付書面の記載事項に記載を要しないとしている事項を当該一のデリバティブ取引に係る事項に限っているため、契約締結前交付書面自体の交付を省略できるものではありません。
388	施行規則 第104条 第2項・第108条	「一の商品デリバティブ取引について二以上の～場合」とは具体的にどのような場合を想定しているか。顧客に以前誰かが説明をしていればいいということか。	

389	施行規則 第104条 第2項・第 108条・第 109条第3 項	施行規則案第104条第2項但書、第108条の2但書及び第109条第3項但書の「業として行う者である場合」は、「業として行う場合」とすべきであると思われる。	ご意見を踏まえ、規定を修正します。
390	施行規則 第105条 第1項第1 号	施行規則案第105条第1項第1号の「デリバティブ取引」は「デリバティブ取引」の誤りではないか。	ご意見を踏まえ、規定を修正します。
391	施行規則 第105条 第1項第3 号	施行規則案第105条第1項第3号の対象となる禁止行為について、商先法第214条、施行規則案第103条のどの条項が該当するのか具体的に示されたい。	例えば、法第214条第1項第1号及び第2号など、店頭商品デリバティブ取引に適用される規定が該当すると考えられます。
392	施行規則 第107条	本条の趣旨としては、商品取引契約の締結前に契約締結前交付書面の顧客への交付・説明が必要であることを明確化したとの理解でよい。	貴見のとおりと考えられます。
393	施行規則 第108条	「一の商品デリバティブ取引について二以上の～場合」とは具体的にどのような場合を想定しているか。一の商品先物取引業者が説明をした、という事実は、顧客からの申告で確認することでよい。	「一の商品デリバティブ取引について二以上の～場合」とは、一の商品デリバティブ取引について①顧客のために媒介を行う商先業者と②その媒介により顧客と商品取引契約を締結する商先業者がそれぞれ顧客に説明義務を負うケースが考えられます。なお、一の商先業者が説明をした、という事実は明示的に確認されている必要があると考えられます。
394	施行規則 第109条	本条の書面交付義務は、商品取引契約の当事者となる商先業者が適用対象とされており、例えば、商先業者が一方の商品先物取引業者のために「媒介」を行うに過ぎない場合は、基本的に適用されないものと考えてよい。	本条は、商先業者が媒介を行う場合にも適用されるものと考えられます。ただし、第109条第3項に該当する場合は、一の商先業者に対してのみ適用されるものと考えられます。
395	施行規則 第109条	法第2条第22項第3号に掲げる行為における媒介で、取引の成立を通知する場合、その相手は委託元となるのか、取引を発注した媒介顧客となるのか。	顧客に対して通知するものであると考えられます。
396	施行規則 第109条 第1項第1 号、第2 号、第9号	「取引の種類」は法第11条第2項第13号ロ、法第102条第1項第5号に基づき商品取引所の業務規程又は定款で「現物先物取引」「オプション取引」と定められているが、この取引の種類と、法第220条及び第109条第1項第1号、2号、9号の取引の種類は同じか確認したい。	貴見のとおりと考えられます。
397	施行規則 第109条 第1項第1 号、第2 号、第9号	取引の種類が現物先物取引等を指すのであるならば、「成立した取引の対象となる商品又は商品指数ごとの数量又は件数」(1号の場合)、「成立した取引の対象となる商品又は商品指数ごとの対価の額又は約定価格等」として頂きたい。	ご意見を踏まえ、規定を修正します。
398	施行規則 第109条 第1項第3 号、第4号	施行規則案第109条第1項第3号、第4号につき、店頭商品デリバティブ取引については契約書上約定時刻を記載しない実務慣行に照らし時刻の記載は困難と考えられるため、時刻の記載は不要として頂きたい。	店頭商品デリバティブ取引が成立した場合であって、当該店頭商品デリバティブ取引が成立したときに当該店頭商品デリバティブ取引の条件を記載した契約書を交付するものであるときは、取引の成立の通知は不要となっております。(施行規則第109条の2第1項第1号)
399	施行規則 第109条 第1項第3 号、第4号	取引受注日時、取引成立日時については簡素化をお願いしたい。例えば、金商法に合わせ、取引成立日だけの記載として頂きたい。	店頭商品デリバティブ取引が成立した場合であって、当該店頭商品デリバティブ取引が成立したときに当該店頭商品デリバティブ取引の条件を記載した契約書を交付するものであるときは、取引の成立の通知は不要となっております。(施行規則第109条の2第1項第1号)
400	施行規則 第109条1 項11号	成立した取引の期限とは、上場商品の場合、限月を指すのか。	貴見のとおりと考えられます。
401	施行規則 第109条 第1項第 10号	「商品又は商品指数(上場商品構成物品、商品の価格の公表主体その他の取引の対象を特定するものを含む。)」は何を記載すれば良いか。また施行規則第80条第1項第8号及び別表第4に規定する商品又は商品指数と異なるのか。	ある商品が上場されている商品取引所の名称、当該商品の価格を公表している会社名、当該商品の種類等の、取引の対象を特定するに足るだけの情報を記載することが求められます。 「商品又は商品指数」には「商品又は商品指数(上場商品構成物品、商品の価格の公表主体その他の取引の対象を特定するものを含む。)」と異なり、上場商品構成物品、商品の価格の公表主体その他の取引の対象を特定するものは含まれません。

402	施行規則 第109条1 項12号イ ～ハ	施行規則案第109条1項12号イないしハは、具体的には、どのような取引を想定しているか。	イはいわゆる現金決済先物取引や商品指数先物取引を、ロはいわゆるオプション取引を、ハはいわゆるスワップ取引を想定しています。
403	施行規則 第109条1 項13号	取引証拠金等の種類というのは、具体的にいえば成立した取引の種類ごと(転売買戻後の最終建玉に対する証拠金ではなく、取引日において成立したすべての商品を種類別に新規建として計算した金額)に記載することを求められているのか確認をしたい。上記認識が正しいければ、当該条文については削除をお願いしたい。	ご意見を踏まえ、規定を修正します(施行規則第109条第1項第13号)。
404	施行規則 第109条1 項13号	法第2条22項第3号に掲げる行為における媒介を行う場合、当該条文で求められている項目が不可能なもの(成立した取引に係る取引証拠金等)がある。媒介においてはそれが求められない旨を明記して頂きたい。	
405	施行規則 第109条 第1項第 13号	「成立した取引に係る取引証拠金等の種類及び金額」とあるが、スパン証拠金制度においては取引全体のポジションによって証拠金額が確定するため、成立した取引個々の証拠金額とし認識できない場合があるので、取引が成立した時点における取引証拠金の総額等とすべきではないか。	
406	施行規則 第109条 第1項第 13号	施行規則案第109条第1項第13号に「成立した取引に係る取引証拠金等の種類及び金額」とあるが、SPAN証拠金制度においては取引証拠金の総額との理解でよいのか。	
407	施行規則 第109条 第1項第 13号	「成立した取引に係る取引証拠金の種類及び金額」とあるが、通常、取引証拠金については取引ごとではなく、各顧客のポジションを合算し、ネットで算出されるため、取引ごとの証拠金等を算出することはできないため本号を取引ごとについて厳密に満たすことは不可能である。	例えば、手数料等に該当するものが存在しない場合は、記載をする必要はありません。
408	施行規則 第109条 第1項第 13号	施行規則案第109条第1項第13号(成立した取引に係る取引証拠金等の種類及び金額)については、例えば、一のマスター契約の下で行われる複数の個別契約のエクスポージャーを調整して担保を受け入れている場合、個別契約毎の担保の額を特定することが出来ないことが考えられる。このように個別の取引に係る取引証拠金等の額が特定できない場合は記載不要との理解でよいのか。	
409	施行規則 第109条1 項14号	法第2条第22項第3号に掲げる行為における媒介を行う場合、施行規則案第109条1項第14号でいうところの手数料等に関する事項が当該取引に係る媒介手数料である場合、当社では取引別に手数料を徴収しておらず、手数料を記載することは不可能である。こういったケースの場合は記載不要として頂きたい。	
410	施行規則 第109条1 項14号	施行規則案第109条第1項第14号の記載要件は、媒介を行う商先業者では不可能であることから、媒介においては記載不要の旨を明記して頂きたい。	
411	施行規則 第109条 第1項第 14号	手数料等に関する事項については、店頭商品デリバティブ取引の場合そもそも「手数料」という形で顧客から金銭を受領しておらず、収益は取引の対価に含まれているのが一般的である。こういった場合、手数料等に関する事項を取引の成立の通知に記載する必要はないという理解でよいのか。	基本的には、貴見のとおりと考えられます。
412	施行規則 第109条 第1項第 15号	「委託者が支払うこととなる金銭の額及び計算方法……」の額とは値洗いを含むのか、決済した額か。また、計算方法はどのように表示すればよいのか。	
413	施行規則 第109条 第1項第 15号	施行規則案第109条第1項第15号に掲げる額に未決済の建玉の値洗いまで含むのであれば、現行施行規則と同様に「成立した取引の差金の合計額から成立した全部の取引の委託手数料の合計額を控除した額」旨の記載とし、未決済の建玉の値洗いが除外されるよう明記して頂きたい。	施行規則第109条第1項第14号については、未決済の建玉の値洗いまで求めるものではありません。計算方法については、個別具体的な事例に即して実質的に判断されるべき事項ですが、計算方法については、決済時において顧客のポジションから当該顧客が支払うこととなる金銭の額を算定する過程について顧客が理解できるように記載することが必要であると考えられます(施行規則第109条第1項第15号)。

414	施行規則第109条第1項第17号	施行規則案109条第1項第17号は、顧客財産の分離保管等について記載することを意図していると思われるが、削除頂きたい。分離保管措置については、個々の委託者ベースでなく、預託区分ごとに総額で行うことから、保管先ごとの金額等を委託者ごとに区分して報告することの必要性がないと考えられるため。また、内容によっては対応困難となるため。	施行規則第109条第1項第17号については、例えば顧客財産を預託すべき先や講ずべき措置(施行規則第98条第1項各号の別又は第98条の3第1項各号の別)を記載すれば、要件を満たすものと考えられます。
415	施行規則第104条第1項	施行規則案第109条第1項第16号において、取引の成立に際し分離保管措置に関する事項の通知が求められているが、当該通知は規則第104条の交付書面の共通記載事項として委託者に通知することとして頂きたい。	
416	施行規則第109条第2項・第109条の2第1項第2号	「委託者等」は「委託者」とすべきではないか。	これらの条の「委託者等」は、例えば国内商品取引所取引においては、原則として「委託者」を指すものと考えられます。
417	施行規則第109条第2項	柱書中における「前項第16号に掲げる事項」は、「前項第14号に掲げる事項」ではないか。	ご意見を踏まえ、規定を修正します。
418	施行規則第109条第2項	一の商先業者が取引成立の通知を出した場合は、代理の場合であっても他の商先業者の通知を不要として頂きたい。	代理の場合に同様に認めた場合、顧客自身に取引の成立の通知がされないことがあり得るため、通知を不要とすることは適当ではないと考えられます。
419	施行規則第109条第3項	どのような場合を想定しているか。「一の商品先物取引業者が通知した」という事実は、顧客から通知があったことだけを確認すればよいのか。	例えば、商先業者Aが、顧客と商先業者Bの商品取引契約の媒介を行った場合、当該契約に関してA又はBのいずれかの者が顧客に通知を行えば、取引成立の通知の義務を満たすことを規定したものです。 通知の確認については、取引成立の通知が委託者等に遅滞なく行われるよう適切な方法で行われるべきであると考えられます。
420	施行規則第109条第1号、第2号、第9号	成立した取引の種類とは何か。証拠金の種類とは何か。	成立した取引の種類については、例えば法第2条第3項の各号の区分と同様に、現物先物取引、現金決済先物取引、商品指数先物取引、オプション取引、スワップ取引等とすることが考えられます。取引証拠金等の種類とは、現金、有価証券等、外貨が考えられます。
421	施行規則第109条・第109条の2	ファクシミリにより取引成立時の書面、若しくはそれに代替する契約書を交付する場合、書面の交付を行ったと認められるか。	基本的には、データ受信と同時に書面に記載すべき事項が紙面上に印刷されて出力されるため、当該ファクシミリ装置に対する送信は、書面の交付といい得るものと考えられます。
422	施行規則第109条の2	平成23年1月の施行前に、証券CFD及び商品CFDに関し、一つの書面を交付し取引をさせている中で、顧客の承諾を得て、電磁的方法による交付をしている場合に、施行後、商品CFDに関しては再度顧客の承諾を得なければ電磁的方法による交付が認められないのか。	貴見のとおりと考えられます。
423	施行規則第109条の2	契約書に「当該取引の条件」を記載していれば、施行規則案第109条第1項に列挙されている事項の全てが記載されていることが必要とされるわけではないという理解でよいのか。	貴見のとおりと考えられます。
424	施行規則第109条の2	海外関係会社と国内顧客の間で行う商品デリバティブ取引を、国内の商先業者が媒介する場合、取引の内容を記載した契約書(コンファメーション)は顧客の取引相手方である海外関係会社もしくは媒介者のいずれから交付したとしても、第1号の要件を満たすと考えてよいのか。	貴見のとおりと考えられます。
425	施行規則第109条の2第1項第1号	「契約書」は取引約定書およびISDA契約にもとづくコンファメーションも含まれるとの理解でよいのか。	取引約定書の定義は必ずしも明らかではありませんが、成立した商品取引契約が店頭商品デリバティブ取引に係るものである場合であって、「ISDAコンファメーション」が交付される場合には、「当該取引の条件を記載した契約書」として、商品取引契約に係る取引の成立の通知を交付することを要しないものと考えられます。

426	施行規則第109条の2第3項	「情報通信の技術を利用する方法」とは、電子メールも許容されとの理解でよいのか。	電子メールによる方法は、「情報通信の技術を利用する方法」のうち、第109条の2第6項第1号イに該当するものと考えられます。
427	施行規則第109条の2第2項	「当該契約書に記載すべき事項」(第2項)を具体的に明記して頂きたい。仮に、「店頭商品デリバティブ取引の条件」(第1項第1号)だとすると、具体的にどこまでの条件を規定すればよいのか明確にして頂きたい。	「当該契約書に記載すべき事項」とは、「店頭商品デリバティブ取引の条件」が該当します。「契約書に記載すべき事項」は、個別の契約により異なり、一概には列記できないものと考えられます。
428	施行規則第110条・第112条・第103条の4	商品取引責任準備金に積み立てる金額に媒介による取引分を含めるのか確認をしたい。含まれるのであれば施行規則案第111条イ、ロ、ハ、ニの各号において、その算出方法が記載されているが、各号とも取引の対価に対して、事故率を乗じた金額となっている。媒介取引も準備金に含めるのであれば、外国商品市場における媒介を行うにあたって、施行規則案第112条で定める事故が発生した場合、主務省に対して損失補てんの確認申請手続きが必要となるのか併せて確認したい。	商品取引責任準備金に積み立てる金額に、媒介による取引分は含まれるものと考えられます。外国商品市場取引の委託の媒介に関し、施行規則第112条第1項で定める事故に係る損失補てんを行うには、損失補てんに係る事故確認等の手続が必要と考えられます。
429	施行規則第110条の2第1項第5号	「当該取引証拠金等に係る取引の種類」とあるが、取引証拠金を取引の種類(現物先物取引、現金決済先物取引等)に区分して預託を受けていないため、これを記載することは困難である。	ご意見を踏まえ、当該規定を削除します。
430	施行規則第110条の2第1項第7号	「当該取引に係る商品取引所・・・の名称」を記載することとされているが、国内商品取引所の取引について預託を受ける取引証拠金は、商品取引所を特定することなく預託を受けるため、商品取引所の名称を記載することは困難である。	取引に係る全ての商品取引所又は外国商品市場開設者の名称又は商号の名称を記載すべきであると考えられます。
431	施行規則第111条	商品CFD取引は、「対象外店頭デリバティブ取引」に該当するものか。「対象外店頭商品デリバティブ取引」に該当するならば、商品取引責任準備金を積み立てなくて良いのか。	いわゆる商品CFD取引は、個人顧客相手の取引が多いと考えられますが、個人顧客相手の店頭商品デリバティブ取引は、対象外店頭商品デリバティブ取引ではありません(法第2条第15項、施行規則第1条)。なお、対象外店頭商品デリバティブ取引については、商品取引責任準備金を積み立てる必要はありません。
432	施行規則第111条	先物取引(法第2条における商品取引所の定める基準および方法に従って行われる取引)を取り扱わない場合には、商品取引責任準備金の積立は対象外との理解でよいのか。	貴見のとおりと考えられます。
433	施行規則第111条・第112条	商品取引責任準備金を、施行規則案第112条に従って店頭商品デリバティブ取引に関連して生じた損失の補てんに使用することはできるか。	商品取引責任準備金は、法令上店頭商品デリバティブ取引を含む法第2条第22項各号に掲げる行為につき生じた商品取引事故に関する損失の補てんに使用することができます。
434	施行規則第111条・第112条	施行規則案第112条第3項は、「法第349条第3項で準用する法第214条の3第3項の場合の法第221条第2項の主務省令で定める事故」を定めるものであるが、これは、商先法第349条第3項で準用される同法第214条の3第3項により損失補てん可能となる事故を定めるのみであって、同法第221条第2項により商品取引責任準備金の取り崩しが可能となる場合を定めたものではないという理解でよいのか。	ご理解のとおり、特定店頭商品デリバティブ取引につき生じた商品取引事故に関して、商品取引責任準備金を損失の補てんに使用することはできません。
435	施行規則第112条第2項	施行規則案第112条第2項では商先法第2条第22項各号に掲げる行為で商品取引責任準備金を取り崩すことができる旨を規定しているが、外国商品市場取引及び店頭商品デリバティブ取引に関しては取り崩すべき商品取引責任準備金の積み立てに関する法規制が存在していないので、そのことについて見解を示されたい。	商品取引責任準備金は、店頭商品デリバティブ取引を含む法第2条第22項各号に掲げる行為につき生じた商品取引事故に関する損失の補てんに使用することができます。
436	施行規則第112条第3項第1号	施行規則案第112条第3項第1号の「過失又は電子情報処理組織の異常により事務処理を誤ること」とは、現行施行規則第112条第3号「顧客の注文の執行において、過失により事務処理を誤ること」及び同条第4号「電子情報処理組織の異常により、顧客の注文の執行を誤ること」と同様の理解でよいのか。	施行規則第112条第3項は、特定店頭商品デリバティブ取引業者に係る商品取引事故を規定するところ、特定店頭商品デリバティブ取引において、商品市場における取引等の受託と異なり、「顧客の注文の執行」が観念されません。したがって、施行規則第112条第3項第1号は、現行施行規則第112条第3号又は第4号と異なる内容を規定しています。

437	施行規則第112条第3項	法第349条第3項及び施行規則案第112条第3項で規定される特定店頭商品デリバティブ取引における損失補填の禁止について、事故確認又は事故報告の主体は商品先物取引業者だけに課されていることを確認したい。 商先業者が特定店頭デリバティブ取引を行い、事故が発生した場合には事故確認又は報告が必要となるが、商品先物取引業を行わない特定店頭デリバティブ取引業者は、損失補填が禁止されるものの事故が生じた際の手続きが要求されていないことを確認したい。	ご質問の趣旨が明らかではありませんが、特定店頭商品デリバティブ取引業者は、商品取引事故に係る損失補てんを行う場合には所定の手続を経る必要があります(法第349条第3項、第214条の3第5項、施行規則第112条第3項及び第169条)。
438	施行規則第113条	商先業者の行う業務のうち商先業にあたらぬ業務については、法第222条及び施行規則案第113条に基づく帳簿の作成義務が無いという理解でよいか。	商先業者の行う業務のうち、例えば、施行規則第1条各号に掲げられる者に対する店頭商品デリバティブ取引については、帳簿作成対象とならないものと考えられます。 なお、対象外店頭商品デリバティブ取引のうち、特定店頭商品デリバティブ取引については、法第349条第4項に基づき帳簿の作成義務が生じるものと考えられます。
439	施行規則第113条	商品デリバティブ取引から、商品先物取引業に該当しない行為が除外される旨明記して頂きたい。	
440	施行規則第113条	業者に対する過度な負担を鑑み、注文伝票の保存年限について短縮することは可能か。	ご意見を踏まえ、規定を修正します。
441	施行規則第113条・第171条	個別の取引について契約書(写しを含む)を保存している場合は、当該契約書の保存を以て法定帳簿に代えることを認めて頂きたい。	注文伝票、媒介又は代理に係る取引記録の作成に当たり、取引を行う際に取引契約書を取り交わす場合には、それぞれの帳簿の記載事項がすべて記載されている取引契約書をもってそれぞれの帳簿とすることができるものと考えられます。また、帳簿の記載事項の一部について、当該記載事項が記載された取引契約書と契約番号等により関連付けがされており、併せて管理・保存されている場合には、これらを一体として当該帳簿とすることができるものと考えられます。
442	施行規則第114条	法第217条の契約締結前交付書面と法第220条第1項の取引成立通知も法定帳簿とすべき。	貴重なご意見として今後の参考とさせていただきます。
443	施行規則第115条	施行規則案第115条中「法第2条第16項第1号」とあるのは誤りではないか。	ご意見を踏まえ、規定を修正します。
444	施行規則第117条第1項第2号	一月ごとに様式第6号により作成した訴訟または調停の発生状況およびその処理状況についての報告書を主務大臣に提出することとされているが、訴訟の提起または調停の申立て、あるいは訴訟または調停の終結の都度、提出することで十分と考える。また、商先業に関する訴訟または調停であっても、規制の趣旨から見て、明らかに軽微なものについては対象外とすべきと考える。	訴訟又は調停が発生していない月についても提出することが必要と考えられます。
445	施行規則第117条第1項第2号	届出の対象となる月において発生又は継続中の訴訟若しくは調停が皆無であった場合、様式第6号による届出は必要ないとの理解でよいか。	届出の対象となる月において発生又は継続中の訴訟若しくは調停が皆無であった場合についても、様式第6号の提出は必要と考えられます。
446	施行規則第118条・第121条	商先業自体の合併・分割を伴わない合併・分割・事業譲渡であれば、認可申請は不要という理解でよいか。 例えば、商先業を行っていない子銀行を吸収合併する場合や、商先業を行っていない子会社を新設する場合は、不要との理解でよいか。	商先業者が関わる事業再編については、法第225条第1項及び第228条第1項に規定する場合に主務大臣の認可を得ることによって、再編後の法人に商先業者の地位が承継されます。 もともと、商先業者である親銀行が、商先業を行っていない子銀行を吸収合併する場合及び商先業者である親会社が、新設分割による子会社を設立した場合であっても、当該子会社が当該親会社の商先業を承継していない場合には、そもそも、法第225条第1項の主務大臣の認可は必要がないと考えられます。
447	施行規則第118条第2項第3号	施行規則案第118条第2項の「合併後の会社」及び「分割後の会社」とは、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人、または分割により商先業の全部若しくは一部を承継する法人という理解でよいか。	貴見のとおりと考えられます。
448	施行規則第118条第2項第21号	施行規則案第118条第2項第21号の「法第2条第22項第5号に掲げる行為を業として行う場合」とは、合併又は分割を原因として当該行為を業として行う場合に限定されるという理解でよいか。	例えば、商先業者を全部の当事者とする合併の場合にあつては、必ずしも、当該合併又は分割を原因として法第22条第22項第5号に掲げる行為を行う場合ではなくとも、施行規則第118条第2項第21号に規定する書類を提出する必要があるものと考えられます。

449	施行規則第126条の2第3号	施行規則案第126条の2第3号で「所属商品先物取引業者が2以上あるときは、登録申請者の事故につき、当該事故による損失の補てんを行う所属商品先物取引業者の商号又は名称」の記載を求めているが、これは損失補てんを行う所属商品先物取引業者を1社に限定するとの理解でよい。	損失補てんを行う所属商品先物取引業者を1社に限定するものではなく、損失補てんを行う者を明確に把握するために記載を求めるものです。
450	施行規則第126条の3第1項第5号	施行規則案第126条の3第1項第5号に「前条第3号に掲げる事項に係る契約書の写し」とあるが、これも2以上の所属商先業者がある場合、損失補てんを行う所属商先業者を1社に限定し、他の所属商先業者との間で損失補てんに関する契約を締結するよう求めているとの理解でよい。	損失補てんを行う所属商先業者を1社に限定するものではなく、損失補てんに関する契約について確認するものです。
451	施行規則第126条の18第2号	施行規則案第126条の18第2号の「その法人の事業活動の主要部分について継続的で緊密な関係」の意味が不明確であるのではない。	ご意見を踏まえ、規定を修正します。
452	施行規則第126条の20第1項第9号	施行規則案第126条の20第1項第9号「第112条各号に掲げる行為」は、「第112条第1項各号に掲げる行為」の誤りか、それとも、「第112条第2項各号に掲げる行為」の誤りか。	ご意見を踏まえ、「第112条各号に掲げる行為」を、「第112条第2項各号に掲げる行為」と規定を修正します（施行規則第126条の20第1項第9号）。
453	施行規則第126条の27	商先法第240条の21では、商品先物取引仲介業者は事業年度経過後3月以内に事業報告書を作成し、提出しなければならないとされているが、個人である商品先物取引仲介業者の事業年度開始日は当該個人が任意に設定できるとの理解でよい。	貴見のとおりと考えられます。
454	施行規則第130条第1項	施行規則案第130条第1項各号に規定するあっせん・調停委員会委員の要件は、あっせん及び調停の個別事案を担当するあっせん・調停委員会委員に関する要件であり、あっせん・調停委員の就任に際しての要件ではないとの理解でよい。	いわゆるあっせん・調停委員名簿に掲載された者全てが、あっせん・調停事案の全てについて、施行規則第130条第2号ホからリを満たすことを求めているものではなく、個別のあっせん・調停事案のあっせん・調停委員について上記要件を満たす必要があるものと考えられます。
455	施行規則第130条第2項	商先法第260条は商品デリバティブ取引等に係る紛争を規定しているにもかかわらず、施行規則案第130条第2項において「商品市場における取引等」に係る紛争を対象にしたあっせん及び調停を行う場合のあっせん調停委員の要件を規定する理由は何。	ご意見を踏まえ、規定を修正します（施行規則第130条第3号）。
456	施行規則第134条第1項第4号	施行規則第134条第1項の認可申請書の添付書類について、第4号に会員の純資産額に関する調書とあるが、申請者である基金の純資産額に関する調書ではないのか。	ご意見を踏まえ、規定を修正します（施行規則第134条第1項第4号）。
457	施行規則第168条・第172条	①特定店頭商品デリバティブ取引について外国商先業者が当該取引の相手方当事者となる場合、当該外国商先業者も特定店頭商品デリバティブ取引業者の届出をする必要があるか。 ②当該外国商先業者が日本国内において勧誘することなく、取引の日本側の当事者からの申出により当該取引を行う場合にも届出が必要か。 ③また、当該届出が必要な場合、届出書は日本語による必要があるか（外国語を正文とし日本語による訳文を付す方式によることも可能か）。また、（日本に所在する）代理人による届出も可能か。 ④上記外国商先業者は、届出が必要である場合、法第349条第3項及び第4項に定める規制（損失補てん等の禁止及び帳簿作成保存義務）に服するという理解でよい。 ⑤届出が不要な場合には、当該規制に服しないという理解でよい。	①ご意見の「外国商品先物取引業者」が特定店頭商品デリバティブ取引を業として行う者に該当する場合には、当該外国商品先物取引業者は、特定店頭商品デリバティブ取引の届出を行う必要があります（法第349条第1項）。 ②国内において取引行為の一部を行う場合には、商先法の対象と考えられます。 ③特定店頭商品デリバティブ取引に係る届出書は、日本語によって作成される必要があります（施行規則第176条参照）。届出に係る具体的な作業を、届出義務者以外の者が行うことを妨げるものではありませんが、届出を提出する主体は、届出義務者である必要があります。 ④特定店頭商品デリバティブ取引業者は、法第349条第3項及び第4項に定める規制を遵守する必要があります。 ⑤上記規制は、特定店頭商品デリバティブ取引業者に対する規制です。

458	施行規則 第168条	外国取引所の原油相場を参照する店頭商品デリバティブ取引は、特定店頭商品デリバティブ取引に該当しうるか。	原油がいわゆる国内上場商品である場合には、ご意見の店頭商品デリバティブ取引は、特定店頭商品デリバティブ取引に該当します(法第349条第1項参照)。
459	施行規則 第168条	特定店頭商品デリバティブ取引とは、商先業の対象外となる店頭商品デリバティブ取引のうち、その商品指標等が国内の商品取引所の上場指標等もしくはそれに関連する取引を指すとの理解でよいのか。 上記の前提で、例えばWTI等原油を指標とする業対象外の店頭商品デリバティブ取引については、TOCOMに上場されているガソリン等と関連があることから、特定店頭商品デリバティブ取引に該当する一方で、国内の商品取引所に上場されていない銅指標の業対象外の店頭商品デリバティブ取引については、特定店頭商品デリバティブ取引に含まれないとの理解でよいのか。また、少なくとも、専らトレーディング目的の取引の場合には、適用はないとの理解でよいのか。 なお、可能であれば、特定店頭商品デリバティブ取引の対象となる取引を具体的に明示頂きたい。	本的には、貴見のとおりと考えられます。現在、株式会社東京工業品取引所において、石油市場が開設されていますが、例えば、NYMEX Light Sweet Crudeは石油に該当することから、対象外店頭商品デリバティブ取引のうち、これを取引対象とする店頭商品デリバティブ取引は、特定店頭商品デリバティブ取引に該当します。一方、現在、国内では、銅が上場されていないので、例えば、対象外店頭商品デリバティブ取引のうち、LME Copperを取引対象とする店頭商品デリバティブ取引は、特定店頭商品デリバティブ取引に該当しません。特定店頭商品デリバティブ取引を業として行う限り、その目的にかかわらず、法第349条第1項の届出が必要になる点に留意する必要があります。
460	施行規則 第168条	特定店頭商品デリバティブ取引のみを行うものは、外務員資格が不要との理解でよいのか。	特定店頭商品デリバティブ取引業に係る役員又は使用人については、法第200条第1項に規定する外務員登録を必要としません。
461	施行規則 第168条	法第349条第1項第3号に関し、現時点では対象上場商品が存在しないが、新商品開発の都度、許可届出を行う煩雑さを避けるため、「原油、重油、アルミニウム」等と記載し届出を行ってもよいのか。	特定店頭商品デリバティブ取引に該当する取引は、法第352条の規定による公示に係る上場商品に該当する商品を取引対象商品とする店頭商品デリバティブ取引又は同条の規定による公示に係る上場商品指数に該当し、若しくは類似する商品指数を取引の対象とする店頭商品デリバティブ取引であり、これらに該当しない取引に係る届出は受理できません。 例えば、現在、石油が上場商品に該当しますので、対象外店頭商品デリバティブ取引のうち、これらを取引対象商品とする店頭商品デリバティブ取引に係る取引の対象である商品又は商品指数は届出対象になります。具体的には、ICE Brent CrudeやNYMEX Light Sweet Crudeを取引の対象とする特定店頭商品デリバティブ取引であれば、「石油」と届け出る必要があります。
462	施行規則 第168条	法第352条において、特定店頭商品デリバティブ取引の商品対象として公示される上場商品とは、何が公示される予定か(施行規則第167条が削除されているため)。	法第352条各号に掲げる場合(例えば、株式会社商品取引所において商品市場の開設に係る業務規程の変更認可)には、遅滞なく公示いたします(法第349条第1項、第352条、施行規則第174条)。なお、商品又は商品指数が上場商品又は上場商品指数となり、かつ、その旨が第352条の規定により公示された場合において、当該公示の際現に当該商品又は当該上場商品指数若しくは当該上場商品指数に類似する商品指数を対象として特定店頭商品デリバティブ取引を業として行っている者は、当該公示の日から起算して1月を経過するまでの間に、法第349条第1項の届出を行う必要があります(法第349条第9項)。
463	施行規則 第168条	届出書類(定款・登記事項証明書等)で、許可申請書類と重複するものは、1つでよいのか。	法第192条第2項及び第349条第1項に定めるとおり、所定の書類を主務大臣に提出する必要があるものと考えられます(施行規則第80条第1項、第168条第2項)。
464	施行規則 第168条 第3項	法第349条第1項第3号の「取引の対象となる商品又は商品指数」でいう「商品指数」とは、例えば、日経・東工商品指数が該当していると思われるが、法第352条の規定による公示に係る上場商品指数以外の指数は、どのように扱われるかお教え頂きたい。たとえば、1種類の商品を買収する指数は「商品指数」ではなく、「商品」となると思われるが、複数の商品を買収する指数であっても、法第352条の規定による公示に係る上場商品指数以外の指数は、「商品指数」ではなく複数の「商品」の組み合わせであるという理解でよいのか。	ご質問の趣旨が明らかではありませんが、法第349条第1項に規定する特定店頭商品デリバティブ取引の対象となる取引には、商品を対象とする取引と商品指数を対象とする取引があります。

465	施行規則第168条第3項	法第352条の規定による公示に係る上場商品指数以外の指数については、複数の「商品」の組み合わせであると考え、法第352条の規定による公示に係る上場商品すべてについて届出済みであった場合、法第352条の規定による公示に係る上場商品指数以外の指数であれば、新たに取引を行う場合であっても、施行規則案168条第3項に規定される変更届は不要と考えるが、その理解で正しいか。	法第349条第1項第3号に規定する商品指数の届出にあたっては、当該商品指数を構成する商品全ての記載が必要と考えられます。なお、構成された商品について変更がある場合には、変更の届出が必要と考えられます。
466	施行規則第168条第3項	特定店頭商品デリバティブ取引業者が届出事項を変更する場合には事前の届け出を要求されているが、これに関して事後の届け出も認めて頂きたい。	特定店頭商品デリバティブ取引業者は、法第349条第1項に規定するとおり、届け出た事項(法第349条第1項、施行規則第168条第4項)を変更しようとするときは、事前に届け出る必要があります。
467	施行規則第168条第3項	特定店頭商品デリバティブ取引業者が届け出た事項を変更しようとする場合に、あらかじめ届出書を提出することが定められているが、変更届の対象となる内容が、商号や名称等以外は特段九を要する事項とは考えられないため、事後の届出が可能となる用に変更して頂きたい。	
468	施行規則第168条第3項	以下の事項については事後届出も良いこととしてほしい。 ①法第349条第1項第2号の「営業所又は事務所の名称及び所在地」 ②施行規則案第168条第94項第2号「法人にあつてはその代表者の氏名」	
469	施行規則第168条第3項	法第349条第1項第3号の「商品」「商品指数」とは、1つの指標ではなく、例えば、「原油」など適宜合理的な範囲での区分で考えることで問題ないとの理解でよいのか。	法第349条第1項第3号の「商品」「商品指数」とは、法第2条第1項に規定する商品、又は同条第2項に規定する商品指数を意味します。
470	施行規則第168条第3項	「又は第4項各号」は「又は次項各号の表記とすべきではないか。	ご意見を踏まえ、規定を修正します(施行規則第168条第3項)。
471	施行規則第168条第4項第1号	「取引の種類」とは具体的にどのようなことを記載すべきか。	「取引の種類」については、例えば法第2条第3項各号の区分と同様に、現物先物取引、現金決済先物取引、商品指数先物取引、オプション取引、スワップ取引等と記載することが考えられます。
472	施行規則第168条第4項	法第349条第1項第3項に規定する「特定店頭商品デリバティブ取引の対象となる商品又は商品指数」とは、具体的な取引所名や上場商品名を列挙して特定する必要があるか。	法第349条第1項第3号に規定する「特定店頭商品デリバティブ取引の対象となる商品又は商品指数」には、取引の対象となる商品又は商品指数について明示する必要がありますが、当該商品当を上場する取引所名を記載する必要はありません。
473	施行規則第169条第1項、第2項	①施行規則案第169条第1項第9号の「第112条第3項第1号及び第2号」は、誤記ではないか。 ②施行規則案第169条第2項の「同条第3号及び第4号に掲げる行為」は、誤記ではないか。	ご意見を踏まえ、規定を修正します。
474	施行規則第170条の2第3号	「代表者等の氏名」とは第103条の3第1項第9号の「代表者、代理人、使用にその他の従業員」の氏名を指し、事故に関係した部署の責任者の氏名で足りる事を確認したい。	「代表者等の氏名」とは「代表者、代理人、使用人その他の従業員」の氏名を指し、事故に関係した部署の責任者の氏名で足りると考えられます。
475	施行規則第171条第2項	特定店頭商品デリバティブ取引の帳簿の保存期間を3年乃至5年として頂きたい。	貴重なご意見として、今後の参考とさせていただきます。 なお、会社法上、帳簿保存期間が10年であることを踏まえ、帳簿の保存期間を定めているものです。
476	施行規則第175条第1項	施行規則案第175条第1項において、商品先物取引仲介業の登録(法第240条の2第1項)に必要な標準処理期間は1月ではなく4月とされているが、これは商先業者の許可に必要な標準処理期間が1月とされていることに鑑みると比較的長期間であると思われるため、その理由をご教示頂きたい。	ご意見を踏まえ、規定を修正します。(施行規則第175条)
別表・様式			
477	施行規則第113条第1項第1号	施行規則案第113条第1項第1号に規定する書面の写しについて、その保存期間の起算日を示されたい。	保存期間の起算日は帳簿作成の日を基準としております。

478	施行規則 第113条 第1項第2 号	施行規則案第113条第1項第2号に規定する別表第4に定める帳簿の保存期間の起算日は、取引が終了してからとの理解でよい。	
479	施行規則 第113条 第1項第2 号・第171 条第1項 第2号	「商品」ではなく、「商品又は商品指数」ではないのか、確認したい。	商品指数は受渡しを行うことは想定されないため、商品とすることが適当と考えられます。
480	施行規則 第50条 別表第3 施行規則 第113条 別表第4	別表第3「先物取引日記帳」記載上の注意3「板寄せ取引」については、「約定日及び場節」の記載が求められているが、「場節」の要件は削除頂きたい。金商法においても、求められておらず、商品取引に関する法定帳簿のみにこの情報を反映させることは非常に困難である。 仮に「場節」の削除が困難である場合、少なくとも、現行のように、「場節又は時間ごと」として頂きたい。	板寄せ取引の場合にあつては、監督上必要なため、記載することが必要と考えられます。
481	施行規則 第50条 別表第3 第113条 別表第4 第126条 の25 別表第5 第171条 別表第6	多くの帳簿に「約定日時」が求められているが、時間は要件から削除して頂きたい。	約定日時の記載は必要と考えられます。 なお、一の帳簿が他の帳簿を兼ねること、又はその一部を別帳とすること若しくは施行規則別表に規定する名称と異なる名称を用いることは、それぞれの帳簿の記載事項がすべて記載されている場合に限り、合理的な範囲において可能であるものと考えられます。
482	施行規則 第50条 別表第3 第113条 別表第4 第126条 の25 別表第5 第171条 別表第6	現在の法定帳簿を継続して使用することは可能か。	改正前の帳簿であるか否かにかかわらず、施行規則別表に規定する各帳簿の記載事項がすべて記載されている場合においては、改正前の帳簿を新法施行後も引き続き使用することは妨げられないと考えられます。
483	施行規則 第113条 別表第4	「上場商品構成物品又は上場商品指数」(別表第3)の定義・違いを教えてください。	「上場商品構成物品」とは商先法第10条第1号に規定する上場商品構成物品、「上場商品指数」とは法第2条第8項に規定する上場商品指数をいいます。
484	施行規則 第113条 別表第4	また、商先業者が特定店頭デリバティブ取引を行った場合作成すべき帳簿は、別表4ではなく別表6の帳簿であると理解しているが、この理解で正しいか。	貴見のとおりと考えられます。
485	施行規則 第113条 別表第4	商品デリバティブ取引残高帳の記載事項のうち九(決済の終了していない取引に係る数量)及び十(時価評価損益額)については、リスク管理の観点から日々把握しておく必要性は否定できないが、これらの情報を帳簿に記載し10年もの長期間保存する必要はないと考える。	会社法上、帳簿保存期間が10年であることを踏まえ、帳簿の保存期間を定めているものです。
486	施行規則 第113条 別表第4	店頭商品デリバティブ取引においては受注行為と約定行為は同時に起こるため、受注年月日及び約定年月日として、約定年月日のみを記載すれば足りるか。	ご意見にあるような、受注と約定が同時に発生する取引については、受注日時及び約定日時として、受注及び約定の日時を一つのみ記載することも可能と考えられます。
487	施行規則 第113条 別表第4	注文伝票の記載事項の「受注日時」、「約定日時」について、店頭商品デリバティブ取引において、受注行為と約定行為が同時に起こる場合は、受注および約定の日時を1つのみ記載することも可能との理解でよい。	

488	施行規則 第113条 別表第4	法定帳簿については、英語による記載を認めて頂きたい。	統一した取扱を行っている場合にあっては英語による作成、保存も可能であるものと考えられます。
489	施行規則 第113条 別表第4	法定帳簿の記載事項のうち、一部の項目を別帳とすること、又は他の帳簿を兼ねることは可能か。	一の帳簿が他の帳簿を兼ねること、又はその一部を別帳とすること若しくは施行規則別表に規定する名称と異なる名称を用いることは、それぞれの帳簿の記載事項がすべて記載されている場合に限り、合理的な範囲において可能であるものと考えられます。また、帳簿の作成、保存にあたって法定の様式は定めておりません。複数の帳簿を単一の様式で管理することも妨げられないと考えられます。
490	施行規則 第113条 別表第4	商品デリバティブ取引残高帳と商品デリバティブ取引受渡計算帳は、金商法では、トレーディング商品勘定元帳に該当するものと思われるが、帳票が多くなる分、システム開発・保管の負荷がかかるため、内容に不足がないことを前提に、「商品デリバティブ取引残高帳兼商品デリバティブ取引受渡計算帳」として、1つの帳票を作成・保管することを許容頂きたい。	
491	施行規則 第113条 別表第4	特定店頭デリバティブ取引日記帳・特定店頭デリバティブ受渡計算書については、各々、商品デリバティブ取引日記帳・商品デリバティブ取引受渡計算帳と同様の内容であるため、システム開発・保管の負荷軽減の観点から、商品デリバティブ取引日記帳と商品デリバティブ取引受渡計算帳を作成・保管すればよいこととされたい。	
492	施行規則 第113条 別表第4	各種法定帳簿は、必ずしも独立した書類として作成・備置しなくても、既存の複数の帳票類を併せ読めば要件を満たす場合には、改めて作成する必要はないと考えて良いか。	
493	施行規則 第50条 別表第3 第113条 別表第4 第126条 の25 別表第5 第171条 別表第6	帳簿は必要記載事項が含まれている限り、どのような様式でもよしとして頂きたい。	
494	施行規則 第113条 別表第4	帳簿の記載事項のうち、該当する事項に直接合致しないものについては当該事項に準ずるもの（例えば、海外商品先物取引におけるティックャー）を記載し、該当する事項がないものについては記載を要しないとの理解でよい（例えば、店頭商品デリバティブには、限月・手数料等の概念なし。）。	個別事例ごとに応じて実質的に判断されるべきと考えられますが、基本的には該当する事項に直接合致しないものについては当該事項に準ずるものを記載し、該当する事項がないものについては記載を要しないと考えられます。なお、一概に店頭商品デリバティブ取引において限月又は手数料等の概念が無いとは言えないと考えられます。
495	施行規則 第113条 別表第4	「入出金」および「差引残高」に関し、登録金融機関では現金のみであるため、「現金又は有価証券の別」および「銘柄」は記載を要しないとの理解でよい。	入出金、差引残高又は取引証拠金等については、例えばすべて現金によるものとされている場合については、「現金又は有価証券の別」を表記しないことにより、現金のみによる預かりであることを示すものとして取り扱うことも可能と考えられます。なお、その場合個々の取引について現金又は有価証券の別及び銘柄についての記載は必要ないものと考えられます。
496	施行規則 第113条 別表第4 注文伝票	記載上の注意17について、取引によっては発注ごと、約定ごとのつづり込み方が異なるケースも想定されることから、注文伝票のつづり込みは「発注または約定の日付順」として頂きたい。	受注又は発注の日時順につづり込む必要があるものと考えられます。
497	施行規則 第113条 別表第4 注文伝票	新たに、自己取引について「発注日時」を記載することとされたが、取引員各社における注文伝票入力システムの変更が必要となるため、「発注日時」の記載は不要として頂きたい。	監督上必要であるため、発注日時の記載を求めることとしています。ただし、他の帳簿と混在している場合であっても、対象となる取引に係る発注日時を抽出できるようになっていればよいものと考えられます。
498	施行規則 第113条 第1項第2号 別表第4	当該商先業者における特定の種類の取引がすべて顧客と自己との相対取引であることが明らかな場合などについては、「自己又は受諾の別」を表記しないことが自己であることを示すものとして取り扱うことは可能との理解でよい。	自己又は委託の別については、例えば、当該金商業者等における特定の種類の取引がすべて顧客と自己の相対取引であることが明らかな場合などについては、「自己又は委託の別」を表記しないことが自己であることを示すものとして取り扱うことも可能と考えられます。
499	施行規則 第113条 別表第4 注文伝票	商先業者が行う自己勘定の商品先物取引に関する帳簿は、業対象外のため、作成不要との理解でよい。	自己勘定の商品デリバティブ取引は必ずしも帳簿作成義務のかからない取引とはならないものと考えられます。例えば、海外の取引所取引において、取引の受託を行うと同時に、自己取引を行っている場合には、当該自己取引についても帳簿の作成が必要であると考えられますが、海

500	施行規則 第113条 別表第4 注文伝票	商先法の業規制を受けない海外商品先物取引業者をブローカーとする海外商品先物取引については、専ら自己トレーディング目的で行っている発注に関しては、注文伝票の記載要件を全て満たさなくても、当該ブローカーからのコンファメーション、成約・不成約連絡の写し等でもって代用することを許容して頂きたい。	外取引所取引において専ら自己取引のみを行っている場合は、商先法において帳簿作成の義務はないものと考えられます。
501	施行規則 第113条 別表第4 注文伝票	「記載上の注意」の三では「受注日時及び約定日時については(略)受注年月日及び約定年月日を記載すれば足りる。」となっているのに対し、電磁的記録により作成する場合(記載上の注意十一(4))では「日付及び時刻」と入力時刻の記録が必須となっている。受注・約定日時と同様に入力日時についても時刻の記載は不要とし、十一(4)「及び時刻」を削除して頂きたい。	ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、電磁的記録により注文伝票を作成する場合にあっては、入力した時刻が自動的に記録されることが必要と考えられます。
502	施行規則 第113条 別表第4 注文伝票	自己分の注文伝票について、電子執行端末から必要情報を抽出し、日々注文伝票を作成することはかまわないか。その際、電話で発注する分は手書きとし、電子執行端末分と分けて管理することは可能という理解でよいのか。	貴見のとおりと考えられます。
503	施行規則 第113条 別表第4 注文伝票	記載上の注意11(6)について、注文伝票の「電磁的記録により作成する場合」、受注と同時にシステム入力できなくとも、手書きで注文伝票を作成したものを後々システムに入力さえしていれば紙で個別に注文伝票を作成する必要はないようにも読めるが、そのような理解でよいのか。また、ここで言う「手書きで作成した注文伝票」は電子計算機に入力した後も「注文伝票」として保管等が必要となるか。	注文伝票を「電磁的記録により作成する場合」であって、災害等の理由により直接入力することが不可能な場合には、手書きで注文伝票を作成する必要があります。 なお、後で注文内容を入力した場合であって、手書きの注文伝票を併せて保存してある場合については、当該手書きの注文伝票に追記する必要はないと考えられます。
504	施行規則 第113条 別表第4 注文伝票	商先業者になっている場合、この法定帳簿を作成する範囲はあくまでも業を行っている組織(セクション)のみが対象との理解でよいのか。	商先業者は当該商先業者が行う商品デリバティブ取引について、別表第4に定める帳簿を作成しなければならないものと考えられます。
505	施行規則 第113条 別表第4 注文伝票	商品市場及び外国商品市場における受託業務等を伴わない、自己勘定取引については別表第4に定める帳簿は作成対象外という理解でよいのか。	基本的には、貴見のとおりと考えられます。
506	施行規則 第113条 別表第4 注文伝票	指標となる原資産や取引所等が特定できる前提で、社内略称による記載を許容して頂きたい(例えば、WTIであれば「WTI」と記載すれば足り、「West Texas Intermediate」など正式名称で記載する必要はないことを指す)(以下、全ての帳簿について同じ)。	帳簿の記載事項については、当該商先業者において統一した取扱いを行っている場合については、社内略称、他の名称又は符号等を使用して作成、保存も可能であるものと考えられます。
507	施行規則 第113条 別表第4 商品デリバティブ 取引日記帳	「ブット又はコールの別」とあるが、社内略称においてブットを「P」、コールを「C」と表示することでよいのか(以下、全ての帳票に同じ)。	
508	施行規則 第113条 別表第4 商品デリバティブ 取引勘定元帳	(十一 入出金、十二 差引残高、十三 取引証拠金などに関する事項)これは、金商法でいう顧客勘定との理解で良いか。	ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、商品デリバティブ取引勘定元帳については、委託者等ごと取引の記録がなされるものと考えられます。
509	施行規則 第113条 別表第4 商品デリバティブ 取引勘定元帳	「十二 差引残高」と「十三 取引証拠金等に関する事項」は結果として同一の内容を記載することになるので、この場合においては「十三 取引証拠金等に関する事項」の記載は省略することを可能とすること。	両者の記載内容が同一となる取引については、一方を記載すれば足りるものと考えられます。

510	施行規則 第113条 別表第4 商品デリ バティブ 取引勘定 元帳	商品デリバティブ取引勘定元帳「11取引証拠金等に関する事項」の定義を明らかにしてほしい。	ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、取引証拠金等に関する事項については、「現金又は有価証券の別、受入年月日又は返却年月日、銘柄、数量及び金額」を記載する必要があるものと考えられます。
511	施行規則 第113条 別表第4 商品デリ バティブ 取引勘定 元帳	「商品デリバティブ取引勘定元帳」の記載事項のうち、「十一 入出金」の欄については、委託者との間で実際に入出金があった場合と、取引の終了に伴い差引損益が生じた場合に記載することによりか。	商品市場における取引においては、基本的には貴見のとおりと考えられます。
512	施行規則 第113条 別表第4 商品デリ バティブ 取引受渡 計算帳	品受け、品渡しを行わず、差金決済のみの取引を提供する場合、商品デリバティブ取引受渡し計算帳の作成は不要と考えてよい。	商品の受渡しによる決済を行わない場合については、商品デリバティブ取引受渡し計算帳の作成、保存は必要ないと考えられます。
513	施行規則 第113条 別表第4 媒介又は 代理に係 る取引の 記録	「媒介又は代理に係る取引記録」のうち、「商品デリバティブ取引を行う商先者名」については、媒介・代理する取引の一方の当事者が商先業者では無い場合、例えば特定店頭商品デリバティブ取引業者である場合などは記載を要しないという理解でよい。	貴見のとおりと考えられます。
514	施行規則 第113条 別表第4 媒介又は 代理に係 る取引の 記録	媒介又は代理に係る取引記録では、取引年月日、委託者等名、商先業者名、媒介代理の別、取引手数料を記載すれば、法定帳簿としての要件を満たすのか。	貴見のとおりと考えられます。
515	施行規則 第113条 別表第4 媒介又は 代理に係 る取引の 記録	媒介における手数料については、取引毎に徴収していない場合等、個別の記載が不可能な場合はそれに準ずるものを別途保管することで、要件を満たすか。	取引ごとに手数料を徴収していない場合については、取引ごとに手数料を記載する必要はないものと考えられます。
516	施行規則 第113条 別表第4	改正法施行前に約定した案件については、同法が適及して適用されることはなく、従ってこれらについては法定帳簿を作成する必要もないと考えてよい。	改正法施行前に約定した取引については、施行日後の決済等の事項について記載が必要であると考えられます。
517	施行規則 第126条 の25第1 項 別表第5	施行規則案第126条の25第1項に定める別表第5に掲げる帳簿について、その保存期間の起算日は、取引が終了してからとの理解でよい。	保存期間の起算日は帳簿を作成した日を基準としております。
518	施行規則 第171条 別表第6	帳簿名に関し、施行規則案第113条第1項第2号「商品デリバティブ取引受渡し計算帳」と同様に、「特定店頭商品デリバティブ取引受渡し計算帳」ではないのか、確認したい。	ご意見を踏まえ、規定を修正します。
519	施行規則 第171条 別表第6	受渡年月日に関し、例えば、船荷が到着するのは1ヶ月後だとしても、決済日をT+2とする取引で相手方と合意し、指図による占有移転を行った場合は、現実の引渡しなくとも受渡が完了したとして、T+2を受渡日として問題ないか確認したい。	ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、原則として実際に受渡しが行われる日を記載することが必要と考えられます。
520	施行規則 第171条 別表第6	特定店頭商品デリバティブ取引受渡し計算書を作成する必要があるのは、現物の受渡しが行われた場合のみとの理解でよい。 その場合、六「受渡年月日」は契約上の受渡日ではなく、実際に現物の受渡しが行われた年月日となるか。	現物の受渡しによる決済を行わない場合については、商品デリバティブ取引受渡し計算帳の作成、保存は必要ないものと考えられます。また、「受渡年月日」については原則として実際に受渡しが行われる年月日を記載する必要があるものと考えられます。

521	施行規則 第171条 別表第6	「記載上の注意」3(5)「法2条第14項第4号及び第5号に掲げる取引については」の記載は不要ではないか。	ご意見を踏まえ、規定を修正します。
522	施行規則 第168条	帳票については特定店頭商品デリバティブ以外の原資産についても同時に作成することが可能との理解でよい	混在している場合であっても両者を明確に区分でき、対象となる取引を抽出できるようになっていけばよいものと考えられます。
523	別表全体	帳簿については、全て金商法対象のデリバティブ取引との混合保管を許容頂きたい(帳簿上、商先法対象取引と金商法対象取引を区分けすることが可能であることを前提として)。	
524	施行規則 第113条 別表第4 第171条 別表第6	各種帳簿については、全て特定店頭商品デリバティブ取引と業対象となる店頭商品デリバティブ取引の混合保管を許容頂きたい(帳簿上若しくは補助簿により、両者を区分けすることが可能であることを前提として)。	
525	施行規則 第171条 別表第6	店頭取引における「決済」とは何を意味するのかお教え頂きたい。金商法の日記帳では、オプション取引の場合の記載要件は、「新規、権利行使、転売、買戻し又は相殺の別」となっており、「権利行使、転売、買戻し又は相殺」がここでいう「決済」に該当するという理解だが、同様の理解でよい。	ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、基本的には転売や買戻等の取引と考えられます。
526	施行規則 第171条 別表第6	オプションの自動行使Automatic Exercise（当事者が権利行使するのではなく、一定の事象の発生により自動的にオプション行使が行われるオプション）に関しては、商先法第2条第14項第4号または第5号の「類似する取引」で読むとの理解でよい。	ご意見の取引の詳細は明らかではありませんが、取引の性質という観点からは、基本的には貴見のとおりと考えられます。
527	施行規則 第171条 別表第6	「被権利行使」という記載は行わずとも、権利行使の当事者が判別可能であれば、要件を満たしていると考えてよい。	貴見のとおりと考えられます。
528	帳簿全般	金商法により規制されている取引については、商先法の規制の対象外として頂きたい。具体的には、原資産が金融商品とコモディティのいずれもが含まれているデリバティブ取引が問題となる。仮に、商品先物取引法がこのような取引も規制するとしても、少なくとも法定帳簿は金商法に基づく帳簿のみの作成でよいとして頂きたい。	個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、ご意見の取引が商品デリバティブ取引にあたる場合は商品取引所法の対象となり、帳簿の作成義務が発生するものと考えられます。なお、商品指数とは、2以上の商品たる物品の価格に基づいて算出された数値をいうものです。
529	施行規則 第80条第1項第10号・第118条第2項第13号・第121条第2項第13号 様式第3号	(記載上の注意点2)金融機関の内部管理部門は複数部署に跨るケースも多く、また人事異動等で人数も頻繁に変わることが想定されるため、人数の記載については、例えば「事業規模の多い業者については組織図等の添付で適切な体制が確認できる場合は除く」として頂きたい。	ご意見を踏まえ、規定を修正します。
530	施行規則 第80条第1項第17号・第118条第2項第20号・第121条第2項第20号 様式第5号	個社ごとに記載する方法だけではなく、一覧表形式の記載を認めるべき。	複数の支配関係法人を有する場合については、適宜欄を追加して記載することも妨げられないと考えられます。
531	施行規則 第117条 第1項第2号 様式第6号	様式6「訴訟又は調停の発生状況及びその処理状況についての報告書」、冒頭の引用条文名、後者の「第117条第1項第2号」であるところと、記載上の注意の6.の条文名が不統一である。	ご意見を踏まえ、規定を修正します。

532	施行規則 第117条 第1項第2 号 様式第6 号	施行規則案第117条第1項第2号に定める様式6の(記載上の注意)において、(記載上の注意)6. の但し書きの「第117条第1項3号」は「第117条第1項第2号」の、「事故等」は「訴訟若しくは調停」の誤りではないか。	ご意見を踏まえ、規定を修正します。
533	施行規則 第91条 様式第9 号	許可番号の記載を求めるべきではないか。	商先業者については許可番号を付与しませんので、許可番号の記載を求めています。
534	施行規則 第38条第 1項第2 号・第100 条第2項 様式第10 号 第117条 第1項第1 号 様式第12 号	この規定上の一般貸倒引当金は流動資産・固定資産両方を指すように思われますが、報告様式では流動資産のみにかかる欄となっています。どちらが正しいのか。	施行規則第38条第1項第2号の一般貸倒引当金は流動資産・固定資産の両方を指すものと考えられます。 ご意見を踏まえ、様式第10号、第12号を修正します。
535	施行規則 第100条 第2項 様式第10 号	劣後債務の注記金額は債務額なのか、純資産額規制比率に算入した金額なのか、どちらか。	純資産額に算入した金額であると考えられます。
536	施行規則 第100条 第2項 様式第10 号	様式第10号「純資産規制比率に関する届出書」冒頭部分の引用条文明、後者の「第117条第1項第2号関係」は不要。	ご意見を踏まえ、規定を修正します。
537	施行規則 第100条 第2項 様式第10 号	当該届出書「(4)リスク内訳」の「金リスク相当額」欄及び「コモディティリスク相当額」欄の「ロングポジション」欄及び「ショートポジション」欄に記載するリスク相当額は、それぞれ告示第5条及び第6条第1項第2号の額を記載することとなるのか。(様式第12号の当該欄において同じ。)	リスク相当額ではなく、ロングポジションの時価額、ショートポジションの時価額を記載する必要があります。
538	施行規則 第116条 第1項 様式第11 号	金融機関の場合、1.(4)～(7)、2(3)、4の全項目については、有価証券報告書で十分確認でき、またその方が適切かつ漏れのない自社の組織等の報告になると考えられるため、記載上の注意点として、「事業報告書の記載事項のうち、有価証券報告書等で代用可能なものについては、当該報告書等を添付することで足りる」と追記頂きたい。	商先法の法定様式に従って作成、提出されることが必要であると考えられます。
539	施行規則 第116条 第1項 様式第11 号	訴訟に関する事項については、月次報告を行う様式6と重複するため、いずれかを削除頂きたい。	記載内容が異なることから、様式第6号及び様式第11号の両方に記載が必要であると考えられます。
540	施行規則 第116条 第1項 様式第11 号	様式第11号中、登録金融機関の場合、「1(4)株主総会等の決議事項の要旨」「1(6)営業所等並びに役員及び使用人の総数」「3.訴訟に関する事項」には、商先業関係の事項・営業所・役員・使用人・訴訟等のみを記載するとの理解でよいのか。	登録金融機関であっても、商先業関係だけでなく、業者全体に関わる事項の記載が必要になるものと考えられます。 ただし、「3. 訴訟に関する事項」に関しては記載上の注意に記載のあるとおり、商先業に関するもののみ、記載すれば足りるものと考えられます。
541	施行規則 第116条 第1項 様式第11 号	様式第11号中、「2.商品先物取引業の状況」の「(3)兼業業務の状況」において、登録金融機関の本来業務・登録金融機関業務・兼営信託業務を記載することになるが、登録金融機関の業務は、「4.経理の状況」と重複するため、「4.経理の状況」参照等と記載することでよいのか。	兼業業務の収支の状況が、様式第11号中の他の項目と重複している場合には、ご意見の方法は妨げられないものと考えられます。

542	施行規則 第116条 第1項 様式第11 号	登録金融機関業務は、金商法上の事業報告書「8.登録金融機関業務」において金融庁に報告しているため、同報告書参照等と記載することでよい。	様式第12号にしたがって、主務大臣に提出されることが必要と考えられます。
543	施行規則 第116条 第1項 様式第11 号	「兼業業務毎に収支」の報告が求められているが、対価収益を記載するとの理解でよい。	兼業業務の状況については、兼業業務の収支の状況を簡潔に記載することが必要と考えられます。
544	施行規則 第116条 第1項 様式第11 号	EDINETにおいて有価証券報告書を公表している場合、監査報告書(写)も含め、免除して欲しい。	法定様式に従って、主務大臣に提出されることが必要と考えられます。
545	施行規則 第116条 第1項 様式第11 号	記載上の注意8において「営業所等の設置・廃止・名称変更・所在地変更があった場合には、その旨注記」を求められているが、実務上極めて対応が困難なことから、運用面で柔軟な対応を許容頂きたい。	監督上、必要な情報であるため、基本的には年に一回報告をすることが必要と考えられます。
546	施行規則 第116条 第1項 様式第11 号	事業報告書の作成にあたって、様式第11号の2-(2)-②の外国商品市場取引の状況には、媒介取引も含むのか確認したい。	基本的には、貴見のとおりと考えられます。
547	施行規則 第116条 第1項 様式第11 号	施行規則案第116条第1項に定める様式11の「4. 経理の状況」において、「(以下については、記載上の注意19. に基づき、記載上の注意20. の方法で作成すること。)」との記載があるが、「記載上の注意17. に基づき、記載上の注意18. の方法で作成すること」の誤りではないか。	ご意見を踏まえ、規定を修正します。
548	施行規則 第116条 第1項 様式第11 号 様式第12 号	様式第11号、様式第12号において、①商品市場における取引の状況、②外国市場商品市場取引の状況、③店頭商品デリバティブ取引の状況、について、①②③いずれも報告単位は「(取引)数量」となっている。数量は取引所取引の場合は枚数、OTCの場合は想定元本金額との理解でよい。	いずれの取引につきましても、原則として取引数量の記載が必要と考えられますが、数量での記載が困難な場合にあっては、いわゆる想定元本金額での報告も妨げられないものと考えられます。
549	施行規則 第116条 第1項・第 117条第1 項第1号 様式第11 号 様式第12 号	様式第11号、様式第12号において、①商品市場における取引の状況、②外国商品市場取引の状況、③店頭商品デリバティブ取引の状況、について、「商品又は商品指数」はどのように記載すればよい。	商品市場における取引にあっては、「商品取引所別及び上場商品構成物品又は上場商品指数の種類別」を、外国商品市場取引にあっては、「外国商品市場開設者別及び上場商品構成物品又は上場商品指数に相当するものの種類別」を、店頭商品デリバティブ取引にあっては、「取引の対象となる商品又は商品指数(商品の価格の公表主体その他の取引の対象を特定するものを含む。))の種類別」を記載することが必要と考えられます。
550	施行規則 第116条 第1項・第 117条第1 項第1号 様式第11 号 様式第12 号	様式第11号、様式第12号において、②外国商品市場取引の状況、③店頭商品デリバティブ取引の状況、について、外貨は月末の外国為替レートにより邦貨換算することになっているが、換算レートは何を使用しなければならないか。	換算レートの値とその根拠を示す必要があるものと考えられます。

551	施行規則 第116条 第1項、第 117条第1 項第1号 様式第11 号 様式第12 号	金商業者は、金商法に基づき事業報告等を行っている ので、商先業を行った場合でも、金融庁提出と同じ事業 報告、月次報告を主務大臣宛に提出すれば、施行規則 第116条及び第117条に定められた書類を提出したもの として取扱頂きたい。 ただし、商品先物取引にのみ該当する項目について は、様式に従って提出するものとする。	法定様式にしたがって主務大臣へ報告することが必要と 考えられます。
552	施行規則 第117条 第1項第1 号 様式第12 号	商品市場における取引に関し、清算機関を経由して支 払った委託者の計算による未決済玉に係る値洗差金を 「委託者先物取引差金」勘定で処理しているため、貸借 対照表の流動資産の内訳に「委託者先物取引差金」を 追加する必要がある。	ご意見を踏まえ、規定を修正します。
553	施行規則 第117条 第1項第1 号 様式第12 号	商品市場における取引に関し、清算機関を経由して受 け取った委託者の計算による未決済玉に係る値洗差金 を「委託者先物取引差金」勘定で処理しているため、貸 借対照表の流動負債の内訳に「委託者先物取引差金」 を追加する必要がある。	ご意見を踏まえ、規定を修正します。
554	施行規則 第117条 第1項第1 号 様式第12 号	4.(2)-③ 店頭デリバティブ取引の状況 「委託」とあるが、「媒介等」の誤りではないか。	ご意見を踏まえ、規定を修正します。
555	施行規則 第117条 第1項第1 号 様式第12 号	様式第12号「月次報告書」記載上の注意について、 11. 及び12. について、「取次委託者たる商品先物取引 業者」とは何か。「取次者たる商品先物取引業者」とい う意味か。	ご意見を踏まえ、規定を修正します。
556	施行規則 第117条 第1項第1 号 様式第12 号	役員及び使用人の総数については、1年に一度の 提出として頂きたい。	ご意見を踏まえ、規定を修正します。
557	施行規則 第117条 第1項第1 号 様式第12 号	様式第12号月次報告書4. (1)の登録外務員数につい ては、報告値から割愛して頂きたい。	ご意見を踏まえ、規定を修正します。
558	施行規則 第117条 第1項第1 号 様式第12 号	「外国市場商品市場取引」は「外国商品市場取引」の誤 記ではないか。	ご意見を踏まえ、規定を修正します。
559	施行規則 第116条 第1項 様式第11 号	弊社が商先業者と該当することとなった場合には、事業 報告書を作成することとなるのか。	貴見のとおり、商先業者は事業報告書を作成し、提出す る必要があります。
560	施行規則 第117条 第1項第1 号 様式第12 号	弊社が商先業者と該当することとなった場合には、業務 又は財産の状況に関する報告書の作成及び提出が必要 となるか。	貴見のとおり、商先業者は業務又は財産の状況に関する 報告書を作成し、提出する必要があります。

561	施行規則 第117条 第1項第1 号 様式第12 号	報告書の作成にあたって、様式第12号4・(2)・②の外国商品市場取引の状況には、媒介取引も含むのか確認したい。	基本的には、貴見のとおりと考えられます。
562	施行規則 第117条 第1項第1 号 様式第12 号	月次報告書の作成にあたって、様式第12号3・(2)の外国商品市場取引の報告においては、媒介取引は含まれないことを確認したい。	媒介取引であっても、顧客から預託を受けた金銭等については、原則として分離保管義務の対象となるため、本様式の記載が必要となります。
563	施行規則 第117条 第1項第1 号 様式第12 号	中間決算月、年度決算月の報告については、決算調整反映後のものとし、翌々月の20日を提出期限とすることを許容頂きたい。	翌月20日に提出することが必要であると考えられます。
564	施行規則 第117条 第1項第1 号 様式第12 号	自己で所有している有価証券(売買目的に該当するもの)を清算機関、委託者保護基金等に預託した場合、「有価証券」勘定で処理しているため、貸借対照表の流動資産の内訳に「有価証券」を追加する必要がある。	月次報告書の主要勘定残高には、一般に公正妥当と認められる会計基準に従って記載される必要があるものと考えられます。 なお、月次報告書の主要勘定残高に記載されている勘定科目と自社で管理されている勘定科目が合致しない場合にあっては、同趣旨の勘定科目に加算するか又はその他欄に記載することが可能であると考えられます。
565	施行規則 第117条 第1項第1 号 様式第12 号	貸借対照表の流動資産と流動負債のそれぞれにある「トレーディング商品」勘定には、どのようなものを記載するのか具体的に明示されたい。	一般に公正妥当と認められる会計基準に従って記載される必要があるものと考えられますが、例えば自己の計算による商品デリバティブ取引等が該当するものと考えられます。
566	施行規則 第117条 第1項第1 号 様式第12 号	商品市場において自己の計算により行う商品先物取引による損益は、損益計算書の「トレーディング損益」に記載するとの理解でよい。	一般に公正妥当と認められる会計基準に従って記載される必要があるものと考えられますが、基本的には貴見のとおりと考えられます。
567	施行規則 第117条 第1項第1 号 様式第12 号	様式12のように極めて詳細な財務報告を毎月行わせる目的を教えて頂きたい。他法において同種の開示が求められる頻度は年に一度であり、これらの取扱いと大きく異なる義務をあえて課す必要性はないと考えている。	商先業を健全に遂行している事を監督する上で必要な情報を報告頂くこととしております。 他法においても、月に一度定期的に財務報告が必要な制度は存在するものと考えられます。
568	施行規則 第117条 第1項第1 号 様式第12 号	当社は主たる業務は証券業であるため、勘定系システムにおいても一般的に公正妥当な会計基準に加え有価証券関連業(勘定科目系)経理の統一に関する規則に準拠したシステム構築を行っており、財務諸表(勘定科目系)のレイアウトも同規則に準拠している。従って、月次決算報告においても同基準に準拠したもので提出を行いたい。	商先法の法定様式に従って主務大臣に提出を行うことが必要と考えられます。
569	施行規則 第117条 第1項第1 号 様式第12 号	預り金等を預金として取り扱っている者」であれば、「3. 委託者等資産保全措置の状況」全体の記載不要との理解でよい。	貴見のとおり、預り金等を預金として取り扱っている者は「3. 委託者等資産保全措置の状況」の記載は不要であると考えられます。
570	施行規則 第117条 第1項第1 号 様式第12 号	様式12記載上の注意14「③店頭商品デリバティブ取引の状況」における数量・契約者において、法の規制対象となっている取引のみ記載すれば足りるという理解でよい。	貴見のとおりと考えられます(記載上の注意12)。

571	施行規則 第117条 第1項第1 号 様式第12 号	様式12「月次報告書」1. 主要勘定残高において、財務諸表規則において、大科目に占める割合が一定率を上回る場合には、当該資産等の名称を付した科目をもって掲記しなければならない旨規定されているが、「月次報告書」はこれの適用を受けずに、様式として定義された内容のみを記載することによろしいか。	月次報告書は様式第12号により作成されるものと考えられます。
572	施行規則 第117条 第1項第1 号 様式第12 号	様式12 1. 主要勘定残高中 (3) その他については、資産の部、負債の部及び純資産の部それぞれに記載できる科目は2以下とするのか。	資産の部、負債の部及び純資産の部それぞれの内訳について、一般に公正妥当と認められる会計基準にしたがって適宜欄を追加して記載する必要があるものと考えられます。
573	施行規則 第117条 第1項第1 号 様式第12 号	様式12「月次報告書」4. 業務の状況において、(2) 取引の状況にある「取引の種類」とはどのようなものか	取引類型(商先法第2条第3項各号の別等)を記載するものと考えられます。
574	施行規則 第117条 第1項第1 号 様式第12 号	月次報告書において、主要勘定残高、純資産額規制比率、委託者等資産保全措置の状況については、記載するうえで従う基準について言及すべきである。	記載上の注意として記載されている事項及び一般に公正妥当と認められる会計基準にしたがって記載されることが必要と考えられます。
経過措置			
575	附則第2 条	附則第2条に定める「施行日前に締結した法第2条第22項各号に掲げる行為に相当する行為を行うことを内容とする契約」は、施行規則案第1条の8によれば「商品先物取引業者」との間で締結されたものであることが必要であると思われるが、施行日前における「商品先物取引業者」とは誰を指すのか(現行商品取引所法上の商品取引員を指すのか、施行日後に「商品先物取引業者」となる者を含むのか、あるいは特に相手方は問わないのか。).	ご質問の趣旨が明らかではありませんが、改正施行規則附則第2条の「施行日前に締結した法第2条第22項各号に掲げる行為に相当する行為を行うことを内容とする契約」とは、施行日前に締結した法第2条第22項各号に掲げる行為に相当する行為を行うことを内容とする契約であれば足り、その相手方が商品取引員であること等を求めておりません。
576	附則第2 条	当該規定による商品取引契約とみなされる契約の相手方が、商先業者の許可を受けなかったとしても、当該契約の締結から1年以上が経過していれば、施行規則案1条の8の要件は満たすと考えて良いか。そうであれば、その旨を明確に規定して頂きたい。	ご意見につきましては、附則第2条に規定されています。
577	附則第3 条	純資産額規制比率の計算において、現在、許可を受けている商品取引員にあっては、法施行日から6ヵ月以後は施行規則案第38条第1項第1号から第6号に掲げる資産を控除することとなるのか。	貴見のとおりと考えられます。
578	附則第3 条・第6条	経過期間を6月から1年に変更すべきである。	ご意見のような修正を行うことは適当ではないと考えられます。
579	施行規則 第113条 附則第11 条	帳簿の作成自体について施行日から1年間の経過措置をお願いしたい。	帳簿については、施行日から1年間は、施行規則第113条第1項第2号、第126条の25第1項及び第171条第1項に掲げる帳簿に準ずる帳簿を作成することにより、それらに掲げる帳簿とみなすことは妨げられないものと考えられます(附則第11条、第14条及び第16条)。帳簿の作成自体を施行後一定期間作成しなくて良いとすることは、適切な監督の実施という観点から適当ではないものと考えられます。
580	施行規則 第113条 第1項 附則第11 条	附則第11条の「準ずる帳簿」とは、どのような要件を満たす必要があるか等の指針を示す必要があるのではないのか。	附則第11条、第14条及び第16条については、商先業者等が商品デリバティブ取引等について、それぞれ施行規則別表第4、第5又は第6に定める帳簿の種類に準ずるものを作成、保存すべきであると考えられます。 具体的には、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。

581	施行規則第126条の25第1項 附則第14条	附則第14条の「準ずる帳簿」とは、どのような要件を満たす必要があるか等の指針を示す必要があるのではないかな。	
582	施行規則第171条 附則第16条	附則第16条にある「準ずる帳簿」とは、要件を全て満たしていなくても、合理的に判断して相当する帳簿があればよいか。	
583	施行規則第113条 附則第11条	附則第11条にある「準ずる帳簿を作成している場合には…みなす」とは、必ずしも1つの帳簿として法令どおりの体裁で整備することではなく、他の帳簿に記載がある、データで保有し必要なときに速やかに準備できる等の態勢が整備されていれば許容されとの理解でよいか。	ご意見の場合については、基本的には、準ずる帳簿とみなされるものと考えられます。
584	施行規則第113条 附則第11条	現行の法定帳簿は「新規則第113条第1項第2号に掲げる帳簿に準ずる帳簿」となるのか。1年間の経過期間経過後は、施行規則案に即した新様式に改める必要があるのか。	個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、商先法に規定する帳簿は、基本的には、「新規則第113条第1項第2号に掲げる帳簿に準ずる帳簿」であると考えられます。経過措置期間が経過した後は、施行規則別表に規定する各帳簿の記載事項が全て記載されている場合において、商先法に規定する帳簿を引き続き使用することは妨げられないと考えられます。
585	施行規則第113条 附則第11条	施行日から1年を経過する日までに新規則に準ずる帳簿を作成することを前提とすれば、施行日から帳簿作成日までの期間中には、当該準ずる帳簿すらなくとも、法第222条には違反しないとの理解でよろしいか。同様に、1年を経過する日以降は、当該準ずる帳簿のみを作成していれば、法第222条には違反しないとの理解でよろしいか。	ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、経過措置期間中の取引については、施行後1年が経過するまでの間は施行規則第113条第1項第2号、第126条の25第1項及び第171条第1項に掲げる帳簿に準ずる帳簿とすることができものと考えられます。(附則第11条、第14条及び第16条)。
586	附則第12条	「新規則第116条の規定は、商品先物取引業者の施行日の属する事業年度に係る事業報告書については、適用しない」とあるが、これは、商先法第224条第1項自体の適用もなく、施行日の属する事業年度に係る事業報告書は作成義務がないとの理解でよいか。すなわち、仮に平成23年1月1日に商先業者の許可を受けた場合であっても、最初に事業報告書を作成すべき期間は、平成23年4月1日から平成24年3月末期との理解でよいか。	貴見のとおりと考えられます。
587	附則第13条 施行規則第117条	附則第13条において、商品市場における取引を行っていない場合は、施行日から起算して6月を経過する日までの間は月次報告書の提出を要しないとあり、外国商品市場取引及び店頭商品デリバティブ取引については、猶予期間が設けられているが、商品市場における取引を行っている商先業者が外国商品市場取引又は店頭商品デリバティブ取引を行った場合、当該外国商品市場取引又は当該店頭商品デリバティブ取引は報告の対象となるのか。	貴見のとおりと考えられます。
588	附則第13条	業務又は財産の状況に関する報告書は、施行日から起算して6月を施行する日までの間は、提出義務がなく、かつ、6月経過後も施行日まで遡って作成する必要がないとの理解でよいか。すなわち、仮に平成23年1月1日に商先業者の許可を受けた場合であっても、本報告書は平成23年7月1日からの内容について作成するとの理解でよいか。	貴見のとおりと考えられます。
589	附則第13条	「施行日から6月を経過するまでは新規則第117条第1号の規定(月次報告書の提出)は適用しない」とのことですが、第100条の2(純財産額規制比率の縦覧)についても経過措置を設けられないか。	純資産額規制比率の縦覧に係る経過措置は設けることしていません。

590	改正法附則第7条	旧法における商品取引員である者であっても、改正法施行日後に商先業を行いたい場合には、新法に基づく許可を受ける直す必要があるとの理解で正しいか。	貴見のとおりと考えられます。
591	改正法附則第7条	旧法における商品取引員でない者が、改正法の施行日までに商先業の許可を受けようとした場合に、遅くともいつまでに許可を申請をする必要があるか。	具体的手続等については、主務省のウェブサイト等をご覧ください。
592	改正法附則第12条、第13条	改正法附則第12条にある「新法第217条第1項に規定する事項に相当する事項について同項の規定の例により書面を交付しているとき」とは、商先法第217条第1項の要件を全て満たしていなくても、合理的に判断して同様の内容が記載されている書面を顧客に交付・説明しているときも含まれるとの理解でよいか。	「新法第217条第1項に規定する事項に相当する事項について同項の規定の例により書面を交付しているとき」とは新法第217条第1項の要件をすべて満たしている必要があり、商先法第217条第1項に規定する事項に相当する事項については、個別具体的な内容において実質的に判断されるものと考えられます。
593	改正法附則第12条、第13条	既存顧客との間で施行日から3月を経過するまでの間に商品デリバティブ取引契約を締結する場合については、契約後遅滞なく契約締結前交付書面を交付すれば足りる、との経過措置をお願いしたい。	ご意見のような規定を設けることは委託者保護の観点から望ましくないものと考えられます。
594	施行規則第1条	既存取引（改正法では商先業の許可を要する取引）については、商先業の許可を行わない場合であっても、 termination date （終了日）までは、取引をこのまま維持できるとの理解であるか、その理解でよいか。	基本的に、貴見のとおりと考えられます（改正法附則第3条、商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第23条）。
595	施行規則第91条	標識の設置には3か月程度の経過措置を設けて頂きたい。	「標識の掲示」については、法施行後ただちに標識が掲げられないという事情があることが想定されにくいことから、経過措置は設けないこととします。
596	施行規則第91条	商先業者の標識について経過措置は設けないとの理解でよいか。	貴見のとおりと考えられます。
597	施行規則第98条の3第1項第1号	店頭商品デリバティブ取引に関する分離保管措置の施行に伴い、資金手当てが必要になるため猶予期間を十分に検討するべきであり、2年程度が必要と考える。	外国商品市場取引及び店頭商品デリバティブ取引に関する分離保管については、経過措置については、早期の施行により速やかに委託者保護を図るべき要請と、商先業者の事務やシステム対応に要する期間を確保すべき要請を考慮し、6ヶ月間の経過措置が設けられています（商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省・経済産業省関係省令の整備及び経過措置に関する省令附則（以下「附則」という。）第7条）。
598	施行規則第109条	本条は、一般に書面を送付することによって実行されており、法定帳簿に準ずるものであることから、附則第11条と同様の経過措置を講じてほしい。	委託者保護の観点から、取引成立の通知に関して経過措置を設けることは必ずしも適当ではないと考えられます。
599	法第217条	金商法と同様に、契約の締結前1年以内に当該顧客に対し同種の内容の契約に係る契約締結前交付書面を交付している場合、少なくとも契約締結前交付書面の交付は免除頂きたい。	商品取引契約は商品デリバティブ取引の基本となる契約を指すことから、契約締結前交付書面の交付を免除する規定は設けておりません。

600	法第217条	業府令第80条と同様に、店頭商品デリバティブ取引に係る契約締結前交付書面を、締結前1年以内に当該顧客に対し、当該店頭商品デリバティブ取引と同種の内容の店頭商品デリバティブ取引に係る契約締結前交付書面を交付している場合には、契約締結前交付書面の交付を要しないとの規定を追加して欲しい。 業府令附則第14条第3項と同様に、施行日以降に店頭商品デリバティブ取引を締結しようとする場合であって、施行日前に、当該店頭商品デリバティブ取引と同種の内容の契約締結前交付書面を交付している場合には、同交付日を前段で交付した日とみなす旨の附則を追加して欲しい。	
601	法第217条	契約締結前交付書面の交付につき、同種の取引については年1回の書面交付で済むようにしてほしい。	
602	法第217条	業府令附則第14条第1項と同様に、施行日以降に店頭商品デリバティブ取引を締結しようとする場合であって、施行日前に、当該店頭商品デリバティブ取引と同種の内容の契約締結前交付書面を交付している場合には、法第217条の規定により交付したものとみなされとの理解でよいのか。 理由は、2011年1月上旬に店頭商品デリバティブ取引を契約予定の場合で、2010年12月にしか交付できない事態も想定されるため。	改正法附則第12条において、施行日以降に締結される商品取引契約について、施行日前に商先法第217条第1項に規定する事項に相当する事項について同項の規定の例により書面を交付しているときは、商先者は、同項の規定により書面を交付したものとみなすこととしています。
603	法第217条	業府令附則第14条第2項において、旧金融先物取引法上の契約締結前交付書面を交付している場合には、金商法上の契約締結前交付書面を交付したとみなす規定があるのと同様に、施行日以降に店頭商品デリバティブ取引を締結しようとする場合であって、金商法第37条の3の規定により契約締結前交付書面を交付している場合には、商先法第217条の規定により交付したものとみなされとの理解でよいのか。	他の法令の規定により契約締結前交付書面を交付していたとしても商先法第217条第1項の規定により交付したものとみなされません。
その他			
604	法第2条第1項	例えば、シンガポールと東京間の石油の価格差といった、一の商品の価格差を対象とする店頭商品デリバティブ取引は、商先法の規制対象にあたるという理解でよいのか。	貴見のとおりと考えられます。
605	法第2条第1項	現物取引の値決めに関し、商品の価格、及び当該商品の価格差のデリバティブを組み込む形態で行われる現物取引は、商品先物取引法の規制対象になるか。	ご質問の趣旨が明らかではありませんが、差金決済できない取引は、店頭商品デリバティブ取引に該当しないものと考えられます。いずれにしても、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。
606	法第2条第3項	現物の受渡しを条件とする契約ではあるが、値決め方法にオプション取引が組み込まれている取引は、商先法の規制対象になるか。	
607	法第2条第14項	業府令第67条を「商品先物取引法第2条第14項に規定する店頭商品デリバティブ取引」とすることを検討頂きたい。	業府令第67条は、「外国商品市場取引」「店頭商品デリバティブ取引」が規定される予定と承知しております(金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号)に係る改正案(平成22年8月27日金融庁公表)第67条第1号及び第2号)。
608	法第2条第22項 施行令第2条	対象外店頭商品デリバティブの媒介・代理は、商先業の許可が必要な行為ではないとの理解でよいのか。	貴見のとおりと考えられます。
609	法第2条第26項	「取引対象商品である物品またはこれに関連する物品等の売買を業として行っている法人」には、取引対象商品等をそのまま売買している法人だけでなく、物品等を仕入れ、加工したうえで販売している製造業者等も含まれるものと解釈して良いか。	「売買等」とは、売買、売買の媒介、取次ぎ若しくは代理、生産、加工又は使用をいうところ(商先法第2条第26項)、ご意見の製造業者等については、「売買等」を行っているものと考えられます。

610	法第190条	弊社は第一種金融商品取引業者であり、店頭デリバティブ取引の一環として、店頭商品デリバティブ取引(商品CFD取引)サービスを提供している。 この場合、弊社は商先業者に該当するか。	ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、法第2条第22項各号に掲げる行為を業として行う場合には、原則として、商先業の許可を取得する必要があります。
611	法第197条の3	一般顧客に移行できる旨の告知の方法については法令上特段の定めがないことから、顧客が告知内容を適格に理解できるように行われるものであれば、書面のほか、電子メール、ウェブサイトへの掲載あるいは口頭による方法も認められるという理解でよいのか。	一般顧客に移行できる旨の告知(商先法第197条の3等)の方法については特段の定めはないことから、顧客が告知内容を的確に理解できるように行われるものであれば、口頭によることや書面・電子メール等を用いる方法も認められるものと考えられます。 当該告知は、「(一般顧客に移行できる)特定委託者等」に対して行うべきものであり、ウェブサイトに必要な情報を掲載する方法や店頭に掲示する方法では認められないものと考えられます。
612	法第197条の3	法第197条の3の記載において、「商品取引契約を過去に当該特定委託者/特定当業者との間で締結したことがない場合」とは、施行日以前における、本法の商品デリバティブ取引に該当する取引の締結も含まれるのか。	改正法施行日前に契約を締結している既存顧客についても、改正法施行日時点で、「商品取引契約を過去に当該特定委託者との間で締結したことがない場合」(商先法第197条の3)に該当するものと考えられます。 なお、改正法施行日前に、同法第197条の3の例により、「(施行後に当該顧客が)一般顧客への移行の申出ができる旨」を告知することにより対応できる旨の経過措置が設けられています(改正法附則第10条)。
613	法第197条の5第1項	特定当業者(法第197条の9第1項の規定により特定当業者として取り扱われている法人を含む。)である法人が、特定委託者となることを希望した場合、当該法人に一旦一般顧客になって頂く手続きを取った上で、次に特定委託者となる手続きを取るようになるのか。	ご質問の趣旨が明らかではありませんが、顧客が特定委託者成り可能である者の要件を満たす場合には、特定当業者の要件を満たさないため、特定当業者である法人が特定委託者成りによって特定委託者に該当することはありません(法第197条の5第1項、第2条第26項)。
614	法第209条	商先業者がその顧客との間で、ISDA Master Agreement及びその担保取引のために用いられるCredit Support Annexを締結して商品デリバティブ取引を行っている場合において、Credit Support Annexに基づき消費貸借方式で担保の差入れが行われる場合、当該Credit Support Annexは商先法第209条第1項の「書面による同意」にあたるという理解でよいのか。また、同項に定める「商品取引契約の趣旨」は、明示的に当該商品取引契約に定められているものに限らず、商品取引契約全体から黙示的に読み取れるものを含むという理解でよいのか。	基本的には、貴見のとおりと考えられます。
615	法第217条第1項第1号	商先法第217条第1項第1号本文に規定する「主務省令で定めるもの」として、「委託証拠金」を規定して頂きたい。	「委託証拠金」については、「その他の保証金」に含まれているものと考えられます。
616	法第220条の3	勧誘方針の策定・公表については、既存の金融商品取引法にかかる勧誘方針に「商品先物取引法...その他各種法令等を遵守し」という文言を加えるだけで良いのか。	商品デリバティブ取引について記述があれば、他の法律に基づいて作成した勧誘方針と同一の書面に記載することは妨げられないと考えられます。
617	法第349条第1項	特定店頭商品デリバティブ取引の業には、媒介・代理は含まれないとの理解であるが、その理解で正しいのか。	貴見のとおりと考えられます(法第349条第1項)。
618	法第349条	特定店頭商品デリバティブ取引業者が、資本金10億円未満の株式会社である当業者との間で店頭商品デリバティブ取引を行う場合には、商先業の許可が必要か。	特定店頭商品デリバティブ取引業者であるか否かにかかわらず、商先業に該当する行為(商先法第2条第22項、施行令第2条各号等)を業として行う場合には、商先業の許可が必要と考えられます。
619	法第349条	特定店頭商品デリバティブ取引業者が、商先業者及び特定店頭商品デリバティブ取引業者以外の法人との取引を行うことは可能か。 また、当該法人が外国法人である場合はどうか。	特定店頭商品デリバティブ取引業者が、商先業者及び特定店頭商品デリバティブ取引業者以外の者との間で特定店頭商品デリバティブ取引を行うことは妨げられません。 当該特定店頭商品デリバティブ取引業者以外の者が外国法人である場合も同様と考えられます。

620	施行令第2条第4号	商先業に該当しない行為を定めた施行令第2条第4号では、(i)外国商品先物取引業者が勧誘を行わないこと、(ii)商品先物取引業者による代理・媒介によること、(iii)外国から国内にある個人以外の者を相手方として行うこと、という要件をすべて満たした場合に、商先法第2条第22項第3号から第5号までに掲げる行為を行うことが商先業に該当しない、旨を定めている。 この施行令の(i)の要件との関係で、外国商品先物取引業者が日本国内にある顧客に対してどこまでの行為を行うことが可能であるかを明らかにする規定を施行規則に設けて頂きたい。例えば、海外から顧客に対して店頭商品デリバティブ取引の条件の説明をすることなどは「勧誘」に該当しないと考えて良いか、などを明らかにしてほしい。	外国商品先物取引業者が行う行為が施行令第2条第4号に規定する「勧誘」に該当するか否かについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、例えば、我が国に居住する顧客が当該ウェブサイト等に掲載されたサービスの対象とされていない旨の文言が明記されている場合などには、居住者である顧客に対する「勧誘」には該当しないと考えられます。 また、ご意見の「説明」の内容にもよりますが、顧客の意思決定に影響を与える程度に当該取引の具体的条件の説明を行う行為は、「勧誘」に該当する場合が多いと考えられます。いずれにしても、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。
621	施行令第2条第4号、第5号	商先法第2条第22項第3号から第5号に規定される「代理」には、取引の当事者から取引の全条件を決定する権限を与えられ、当該当事者に代わって当該当事者の計算による取引を行う行為を含むという理解でよいのか。	ご質問の趣旨が明らかではありませんが、ご意見の行為には、「代理」に該当する行為も含まれるものと考えられます。
622	全般	以下の商先法及び施行令の規定において言及される主務省令に該当する主務省令は、今回の改正で定められないという理解でよいのか。 (1) 商品先物取引法 第96条の41第1項第1号 第101条第4項 第118条第3号 第122条第4項第11号 第142条第5号 第156条第1項 第173条第1項 第318条第1項 第332条第2項第8号 第341条第1項 第342条第2項第8号 第374条第4号 (2) 商品先物取引法施行令 第37条第6号	貴見のとおりと考えられます。
商品先物取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件			
623	商品先物取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件(以下「告示」という。)第4条	告示案4条では、「市場リスク相当額は、商品デリバティブ取引について」と規定されており、対象外店頭商品デリバティブ取引は、市場リスク相当額の計算から除外されている。商品デリバティブ取引と対象外店頭商品デリバティブ取引は業規制を及ぼすべきか否かという観点からの分類であり、市場リスクとしては、対象外店頭商品デリバティブ取引も含めて算出すべきである。対象外店頭商品デリバティブ取引を除外する理由を示して欲しい。	ご意見を踏まえ、規定を修正します。
624	告示第4条	現物（現物決済を対象とした先渡し取引も含む）も市場リスク相当額の計算対象に含めるようにして頂きたい。	
625	告示第6条第2項	告示案第6条第2項に規定するポジション相殺の範囲について、上場商品、上場商品指数及び上場商品構成物品等に関し、施行規則案別表第4備考2に規定する建玉数量相殺の範囲と同じであるとの理解でよいのか。	ポジション相殺の範囲については、わかりやすさの観点から、修正致します。

626	告示第7条第1項第1号	オプション取引の原資産の時価額として、ポジションにデルタを乗じて得たものも「…合理的な方法により算出した価額」に含まれると理解してよいか。	基本的には、貴見のとおりと考えられます。
627	告示第8条	金リスク相当額について告示案第5条の規定を超えて算出してよいか。	ご意見の件につきましては、その他市場リスク相当額として、算出できるよう規定を修正致します。
628	告示第10条	取引先リスク相当額について、取引の相手方から担保金その他の資産の預託を受けている場合、与信相当額から控除できるようにして頂きたい。	ご意見を踏まえ、規定を修正します。
629	告示第10条	告示案第10条第3項表の零パーセントとなる取引先に「国、地方公共団体、外国政府その他の外国の法令上国及び地方公共団体に相当するもの」とあるが、中央銀行はこの分類に入らないか。	ご意見を踏まえ、規定を修正します。
630	告示第10条第3項	告示案第10条第3項(注1)(3)(5)(7)は「外国の」となっており、(8)は「指定国」となっているが、「指定国」の定義が見あたらない。	ご意見を踏まえ、規定を修正します。
631	告示第7条	法第2条第3項第5号及び第6号に掲げる取引については、告示案第7条により市場リスク相当額を計算することとなるのか。	オプション取引の市場リスク相当額については告示第6条に基づき計算されるものと考えられます。
632	告示第7条第1号	告示案第7条第1号により算出される額と第2号又は第3号により算出される額がある場合には、そのいずれかを市場リスク相当額とすればよいのか。	貴見のとおりと考えられます。
633	告示第7条第2号	告示案第7条第2号の表において、清算機関に取引証拠金を預託しているオプション取引の売りでアウト・オブ・ザ・マネーの場合、区分1と区分3の両方に該当することになると思われるが、そのどちらかを市場リスク相当額とすればよいのか。	各社の判断にて決定できるものと考えられます。
634	告示第7条第3号	告示案第7条第3号の表において、「相殺した額」とは、何と何を相殺した額か。	原資産の市場リスク相当額とオプションのイン・ザ・マネーの額(残存期間が6月超のオプション取引については、権利行使価格と適切な先物価格との差額をいう。これができない場合は、イン・ザ・マネーの額は零とする。)を相殺した額となります。
635	告示第10条	告示案第10条第1項第1号(注5)「マージンコール(商品取引清算機関の…金銭の受領額の現在価値と有価証券の受領数量の時価額の合計…金銭の支払額の現在価値と有価証券の引渡数量の時価額の合計…)」は「マージンコール(商品取引清算機関の…金銭の受領額の現在価値と商品(コモディティ)の受領数量の時価額の合計…金銭の支払額の現在価値と商品(コモディティ)の引渡数量の時価額の合計…)」とすべきではないか。	ご意見のような修正を行うことは適当ではないと考えられます。
636	告示第10条	告示案第10条第1項第2号(注3)「…商品デリバティブ取引に関し、当該委託者等から預託を受けた金銭及び有価証券その他の受領数量の時価額の合計…金銭の支払額の現在価値と有価証券の引渡数量の時価額の合計…」は「…商品デリバティブ取引に関し、当該委託者等から預託を受けた金銭及び商品(コモディティ)その他の受領数量の時価額の合計…金銭の支払額の現在価値と商品(コモディティ)の引渡数量の時価額の合計…」ではないか。	ご意見のような修正を行うことは適当ではないと考えられます。

637	告示第4条1項・第5条・第6条2項	告示案第4条第1項、第5条で金リスク相当額として、「金のネットポジションの額」について記述されているが、ここでいう金のネットポジションとはTOCOMのみならず外国商品取引所および店頭商品デリバティブ取引における全ての金の保有ポジションについて、ネットポジションを算出しなければならないのかを確認したい。	貴見のとおりと考えられます。
638	告示第6条第2項	相関係数0.9以上のポジション間の相殺は国内・海外・店頭の相互間でできることとして頂きたい。	ご意見の事象については可能なものと考えられます。
639	告示第7条・第8条	告示案第7条のオプションの市場リスク計算について、いわゆるデルタプラス法の使用が明記されていないが、第8条の「合理的な方法」に、デルタプラス法は含まれると考えるが、この理解でよいのか。	ご意見のデルタプラス法が具体的には何を指されているか明らかではありませんが、合理的な方法により算出された市場リスク相当額をその他市場リスク相当額とすることができるものと考えられます。
640	告示第10条	自己資本規制比率において取引先リスクとして算定される信用取引資産に係るリスクは、純資産額規制比率の算出においては算定しないこととよいのか。	取引先リスクの計算方法は第9条の規定により算出される必要があります。 リスクを追加して把握している場合には、リスク相当額を告示第10条の規定により加算することができるものと考えられます。
641	告示第10条	顧客より、金又は白金の地金を預かり、これを商社へ再リースして運用を委託し、そのリース期間に相当する利息を顧客へ配当金として支払うという商品を提供しているが、この金及び白金のリース運用(簿外債務)についてリスク値を算出しなければならないのか。	個別事例毎に実質的に判断されるものと考えられますが、当該取引において市場リスク、取引先リスク、基礎的リスクに相当するリスクが存在するならば、当該リスク相当額を算出する必要があるものと考えられます。
642	告示第10条	商品取引所も商品取引債務引受業等を営むことができるとされているため、告示第10条第3項(注6)において、商品取引所も指定格付を付与された者とみなす必要があるのではないのか。	商品取引所が商品取引債務引受業を営む場合、当該商品取引所は商品取引清算機関となります(商先法第2条第18項参照)。
643	告示第10条	海外のFCM及び海外のクリアリングメンバーを、取引先リスクのリスクウェイト算定において商品先物取引業者等(指定格付けを付与された者)とみなすべきである。	注1(3)のとおり、「商品先物取引業者等」には、外国の商品先物取引業者等を含んでおります。
644	告示第10条	外国商品市場取引は、海外のFCMまたはクリアリングハウスにて分別保管をしなければならないので、リスクウェイトは国内商品市場取引の清算機関同様に海外のFCM及び海外のクリアリングメンバーに対しては、取引先リスク相当額の指定格付の付与(1.2%)を認めて頂きたい。	
645	告示第10条	正の値をとる再構築コストとは、国内の取引所取引における「値洗い差損金」との理解で差し支えないのか。	基本的には、貴見のとおりと考えられます。
646	告示第11条	基礎的リスク相当額の計算方法について具体的な記載がないが、第一種金融商品取引業を兼業している業者は、金商法上の自己資本規制における基礎的リスク相当額の数値をそのまま使うという理解でよいのか。	基礎的リスク相当額は告示第11条に従って計算される必要があります。 個別事例毎に実質的に判断されるものと考えられますが、他法令において合理的に基礎的リスク相当額に相当する額を算出している場合には、当該額を商先法上の基礎的リスク相当額とすることができるものと考えられます。
647	施行規則第99条	施行規則案第99条基礎的リスク相当額とは、取引の実態を踏まえオンライン取引においては、事務処理の誤り他日常的な業務の遂行上発生しうる危険に相当する額として、システムトラブルによる値合金の過去1年間の3ヶ月分を基礎的リスクとすることを合理的な計算方法として頂きたい。	
648	告示第11条	「その他業務にかかる取引の～」とあるが、コモディティビジネス以外の取引を指しているのか。 また合理的な方法により算出とあるが、金商法に規定する自己資本規制比率の計算方法でいいのか。 また「～取引先リスク相当額に加算することができる」とあるが、加算しなくてもいいのか。	告示第9条に規定する取引先リスク相当額を超えるリスクについては合理的に算出し、加算することができるものと考えられます。

649	告示第12条	商先業者の業態に応じて、「合理的」と認められる方法を用いることができることとして頂きたい。	基礎的リスク相当額は、業態に応じて合理的に計算されることが必要と考えられます。
-----	--------	---	---